

井原市地域防災計画

(資料編)

令和8年5月

井原市防災会議

井原市地域防災計画

(資料編)

目次

第1章 井原市の概要	6
第1節 人口	6
第1 総人口・世帯数の推移	6
第2 年齢別（3区分）人口の推移	6
第2節 気候	7
第2章 井原市の災害記録	8
第1節 主な風水害	8
第2節 地震災害	15
第3節 火災	16
第1 火災発生状況	16
第2 出火原因別火災発生状況	17
第3章 井原市の防災体制	18
第1節 条例・規程	18
第1 井原市防災会議条例	18
第2 井原市災害対策本部条例	19
第3 井原市災害対策本部規程	20
第2節 組織	23
第1 井原市災害対策本部	23
第2 井原市災害対策本部事務分掌	24
第3 非常配置基準表	31
第3節 職員配備マニュアル	32
第1 風水害等災害職員配備マニュアル	32
第2 地震災害職員配備マニュアル	34
第3 井原市防災会議	38
第4章 防災上注意すべき自然的・社会的条件	39
第1節 河川対策	39
第2節 河川重要水防区域	40
第3節 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	41
第4節 砂防指定地	44
第5節 地すべり防止区域	46
第6節 急傾斜地崩壊危険区域	47
第7節 山地災害危険地区	48
第1 山腹崩壊危険地区	48
第2 崩壊土砂流出危険地区	52
第3 地すべり危険地区	54
第8節 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	55
第9節 防災重点農業用ため池	69
第10節 異常気象時通行規制区間	74
第1 主要地方道	74
第2 一般県道	74

第11節 危険物・高圧ガス大量保有事業所	74
第1 液化石油ガス	74
第5章 防災上重要な施設・設備等	75
第1節 気象観測施設・設備等	75
第1 雨量観測所	75
第2 水位観測所	75
第3 震度情報システム設置場所	75
第2節 消防施設・設備等	76
第1 消防団の機構	76
第2 消防組合職員数及び消防団員数の状況	77
第3 消防施設の状況	78
第4 消防水利の状況	79
第5 救助用施設設備の状況	79
第6 化学消火剤等の備蓄	80
第7 消防施設整備計画	80
第3節 通信施設・設備等	81
第1 防災行政無線	81
第2 消防無線（井原地区消防組合）	81
第3 有線放送施設の状況	82
第4 報道機関	82
第4節 水防施設・設備等	83
第1 市の水防資機材の備蓄状況	83
第2 県の水防資機材の備蓄状況	83
第5節 水道施設	84
第6節 救助用施設・設備	85
第1 指定緊急避難場所・指定避難所	85
第2 福祉避難所	90
第3 病院	91
第4 第二種感染症指定医療機関	92
第5 火葬場	92
第6 応急給水用資機材の現況	92
第7節 防疫活動用資材保有状況	92
第8節 清掃施設・設備等	93
第1 じん芥・し尿等運搬車両保有状況	93
第2 清掃施設	94
第6章 必需物資の備蓄及び調達先	95
第1節 米穀大型とう精工場	95
第2節 災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について	95
第3節 救急医薬品等の緊急調達先	102
第4節 主な備蓄物資等の備蓄量	102
第7章 建設機械の保有	103
第8章 輸送車両等の保有	103
第1節 一般社団法人岡山県トラック協会井原分会所属事業所保有車両	103
第2節 旅客輸送事業者保有自動車	103
第3節 市有車両の保有状況	103
第4節 ヘリポート適地	104
第5節 自衛隊の災害用資機材等	104

第1	岡山県からの預託機材	104
第2	日本原駐屯地保有機材等	105
第9章	防災対策上重要な制度等	106
第1節	自主防災組織の組織状況	106
第2節	災害救助制度	106
第1	災害救助法の適用	106
第2	災害救助法施行細則	107
第3	災害救助法の適用基準	109
第3節	災害被災者援護制度	110
第1	災害弔慰金等の支給	110
第2	災害援護資金等の貸付	111
第3	災害融資制度	114
第10章	予報及び警報等の種類と基準等	115
第1節	気象注意報等の種類及び発表基準	115
第2節	気象警報等の種類及び発表基準	116
第3節	気象等に関する特別警報の種類及び発表基準	118
第4節	火災気象通報	118
第5節	火災警報	119
第11章	災害対策の協定等	120
第12章	災害応急対策	125
第1節	井原市災害救助条例	125
第2節	井原市災害時等避難行動支援制度実施要綱	126
第13章	様式集	136
第1	罹災者台帳	136
第2	罹災証明書	138
第3	仮罹災証明書	141
第4	救助日誌	142
第5	避難所収容台帳	144
第6	避難所収容者名簿	144
第7	炊出し受給者名簿	145
第8	飲料水供給記録簿	146
第9	世帯構成員別被害状況	146
第10	救助用物資割当台帳	147
第11	物資給与及び受領簿	148
第12	救助用物資及び災害義えん金品並びに学用品引継書	149
第13	住宅災害報告書	150
第14	応急仮設住宅入居者台帳	151
第15	住宅応急修理記録簿	152
第16	障害物除去の状況記録簿	152
第17	罹災救出状況記録簿	153
第18	救護または医療班に要した経費請求書	154
第19	救護(医療)班出動編成表	155
第20	救護(医療)班診療記録	155
第21	救護(医療)班医薬品衛生材料使用簿	155
第22	救護(医療)班の編成および活動記録	156
第23	病院診療所医療実施状況	156
第24	助産台帳	156

第25	被害状況報告書.....	157
第26	死体搜索状況記録簿.....	158
第27	死体処理台帳.....	158
第28	埋葬台帳.....	159
第29	防疫活動状況報告書.....	160
第30	災害による生業資金貸付申請書.....	161
第31	災害による生業資金貸付申請に対する意見書.....	163
第32	災害による生業資金借用証書.....	164
第33	生業資金貸付台帳.....	165
第34	義えん金品拋出者名簿.....	165
第35	義えん金品受領書.....	166
第36	被災教科書報告書.....	167
第37	割当品割当台帳.....	167
第38	学用品給与券.....	168
第39	輸送記録簿.....	169
第40	輸送明細書.....	169

第 1 章 井原市の概要

第 1 節 人口

第 1 総人口・世帯数の推移

令和 2 年 10 月 1 日現在の井原市の人口は 38,384 人（国勢調査による）で、平成 27 年の国勢調査結果に比べ 3,006 人減少した。世帯数も 14,732 世帯と減少しており、1 世帯当たりの人口も 2.6 人と減少している。

年次	世帯数	人 口			人口密度 (人/k m ²)	1 世帯あたり 人 口
		総数	男	女		
昭和35年	8,202	39,294	18,171	21,123	439	4.8
昭和40年	8,720	38,485	17,734	20,751	430	4.4
昭和45年	9,275	37,819	17,700	20,119	423	4.1
昭和50年	9,712	37,479	17,890	19,589	419	3.9
昭和55年	10,020	37,373	18,029	19,344	418	3.7
昭和60年	10,141	37,212	17,905	19,307	416	3.7
平成 2 年	10,222	36,076	17,337	18,739	401	3.5
平成 7 年	10,462	35,076	16,799	18,277	390	3.4
平成12年	11,024	34,817	16,681	18,136	387	3.2
平成17年	14,922	45,104	21,485	23,619	185	3.0
平成22年	15,108	43,927	20,880	23,047	181	2.9
平成27年	14,914	41,390	19,693	21,697	170	2.8
令和 2 年	14,732	38,384	18,353	20,031	158	2.6

※国勢調査より

第 2 年齢別（3区分）人口の推移

年齢（3区分）別人口の推移をみると、年少人口の低下と老年人口の上昇が顕著である。

区 分 年 度	年 少 人 口 (0歳～14歳)		生 産 年 齢 人 口 (15歳～64歳)		老 年 人 口 (65歳以上)	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
昭和40年	9,625	25.0	25,519	66.3	3,341	8.7
昭和45年	8,830	23.4	25,167	66.5	3,822	10.1
昭和50年	8,843	23.6	24,202	64.6	4,434	11.8
昭和55年	8,577	22.9	23,726	63.5	5,070	13.6
昭和60年	7,720	20.7	23,764	63.9	5,728	15.4
平成2年	6,481	18.0	23,265	64.5	6,330	17.5
平成7年	5,658	16.1	22,150	63.2	7,268	20.7
平成12年	5,199	14.9	21,375	61.4	8,227	23.6
平成17年	5,970	13.3	26,173	58.0	12,961	28.7
平成22年	5,429	12.4	24,751	56.4	13,719	31.2
平成27年	4,658	11.3	22,465	54.3	14,247	34.4
令和 2 年	3,880	10.1	20,028	52.2	14,355	37.4

※国勢調査より

第2節 気候

区分 年度	降雨量(mm)		気 温(°C)			湿 度 (%)	
	年 間	1日最大	平 均	最 高	最 低	平 均	最 小
平成9年	1,197.5	94.5	15.2	33.0	-6.5	59.1	5.0
平成10年	1,135.0	107.5	17.2	37.0	-7.0	67.8	12.0
平成11年	1,132.0	78.5	16.8	35.5	-7.0	70.3	11.0
平成12年	816.5	50.0	16.9	37.0	-3.5	68.5	11.5
平成13年	1,051.5	85.0	16.1	39.0	-5.0	67.5	5.0
平成14年	703.5	34.0	13.3	35.5	-7.0	74.9	14.0
平成15年	1,147.5	59.5	11.9	33.0	-9.0	77.7	16.0
平成16年	1,386.5	70.5	11.6	33.5	-10.0	76.4	0.0
平成17年	737.0	102.5	13.4	34.9	-11.5	72.0	0.0
平成18年	1,138.0	65.5	14.4	36.3	-7.0	72.5	17.0
平成19年	823.5	58.0	14.8	36.5	-5.8	72.5	10.2
平成20年	846.0	98.0	22.2	37.0	-4.0	34.8	17.0
平成21年	941.5	84.5	18.2	35.1	-4.9	73.6	23.9
平成22年	1,132.5	75.5	15.1	37.6	-5.7	78.3	14.2
平成23年	1,216.5	92.5	14.7	36.2	-9.0	76.7	12.8
平成24年	1,004.0	81.5	14.6	35.9	-8.0	82.6	15.2
平成25年	1,294.0	84.5	14.9	35.6	-7.9	81.8	16.9
平成26年	1,049.5	75.5	13.9	36.2	-6.0	75.5	10.3
平成27年	1,139.5	52.0	14.6	35.7	-6.2	76.5	15.6
平成28年	1,319.0	69.0	15.3	36.1	-8.5	77.3	17.4
平成29年	1,079.5	90.5	14.3	35.3	-6.2	76.0	14.1
平成30年	1,210.5	156.0	14.9	37.2	-8.7	76.9	14.4
令和元年	801.0	45.0	15.3	36.8	-4.6	76.5	12.7
令和2年	1,212.5	74.0	15.3	37.2	-4.5	76.4	9.7
令和3年	1,235.5	92.5	15.4	37.3	-9.9	77.2	8.2
令和4年	694.0	69.5	15.4	37.4	-6.4	75.7	7.7
令和5年	895.2	92.5	16.1	40.0	-7.8	77.2	12.1
令和6年	1,511.5	99.0	16.5	38.6	-5.9	79.1	15.9

※降雨量は、建設課の集計より、気温並びに湿度は、消防本部の消防年報より抜粋。

第2章 井原市の災害記録

第1節 主な風水害

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害		特記事項
昭和35. 7.	梅雨前線	120mm	土木施設 13カ所 農業用施設 231カ所		大洪水となり向町が浸水 大正橋、桜橋、錦橋、薬師橋、 猪原橋が流失
37. 6. 9	梅雨前線	102	農業用施設 11カ所		6月前半の降雨量県气象台 始まって以来の記録
40. 6. 19 ～ 6. 20	梅雨前線	146	土木施設 15カ所 農業用施設 36カ所 田の冠水 28ha		最大日雨量 124mm 最大時間雨量 19mm
40. 7. 22 ～ 7. 23	梅雨前線	146	【井原】 土木施設 172カ所 農業用施設 148カ所		最大日雨量 104.5mm 最大時間雨量 37mm 稲木川、下谷川、高屋川、 円地川、淀川等で堤防決壊
			【美星】 土木施設 58カ所 家屋 20戸 田の冠水 8ha		降雨量 88mm
41. 9. 17 ～ 9. 19	秋雨前線 台風21号	173	土木施設 33カ所 農業用施設 29カ所 田の冠水 45ha		
43. 7. 16	梅雨前線	72	農業用施設 2カ所		寺戸川が溢水
44. 6. 29	梅雨前線	82	土木施設 42カ所 農業用施設 30カ所 農作物 60ha		
47. 6. 7 ～ 6. 8	低気圧 通過	106.5	【井原】 土木施設 108カ所 農業用施設 261カ所 田の冠水 537ha 家屋 32戸		
			【美星】 土木施設 65カ所 家屋 20戸 田畑の流失等 35ha		降雨量 87mm

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害	特記事項
昭和 47. 7. 9 ～ 7. 13	梅雨前線	191.5	【井原】 土木施設 128カ所 農業用施設 214カ所 林業施設 13カ所 農作物 203ha 家屋 366戸	
			【芳井】 重傷・軽傷 3名 土木施設 107カ所 家屋 236戸 田畑の流失等 77ha	
			【美星】 死者 4名 土木施設 81カ所 家屋 83戸 田の冠水 50ha	降雨量 220mm
47. 9. 8	熱帯 低気圧	153	【井原】 土木施設 115カ所 農業用施設 143カ所 田の冠水 50ha 家屋 768戸	最大時間雨量 78mm
			【美星】 土木施設 72カ所 家屋 268戸 田の冠水 30ha	降雨量 162mm
49. 7. 6	梅雨前線 台風 8 号	96	土木施設 43カ所 農業用施設 53カ所	
50. 6. 24 ～ 6. 25	梅雨前線	112	土木施設 23カ所 農業用施設 14カ所	
51. 9. 8 ～ 9. 13	台風 17 号 前線	467.5	【井原】 土木施設 61カ所 農業用施設 82カ所	
			【美星】 土木施設 65カ所 家屋 18戸 農業用施設 6カ所	降雨量 527mm 最大時間雨量 40mm

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害	特記事項
昭和 53. 6. 13	暖湿気 流入	93	【井原】 死者 3名 土木施設 44カ所 農業用施設 63カ所 林業施設 22カ所 ----- 【芳井】 土木施設 10カ所	最大時間雨量 55mm
54. 6. 26 ～ 6. 30	梅雨前線	262.5	【井原】 土木施設 25カ所 農業用施設 36カ所 林業施設 6カ所 田の冠水 71ha ----- 【芳井】 土木施設 24カ所 家屋 12戸 田の冠水 10ha	
55. 5. 20 ～ 5. 21	前線 台風 3 号	87	土木施設 8カ所 農業用施設 26カ所 田の冠水 67ha	
55. 7. 1 ～ 7. 2	梅雨前線	85.5	教育施設 1カ所	
55. 7. 8 ～ 7. 11	長雨	107.5	土木施設 8カ所 農業用施設 38カ所	
55. 8. 28 ～ 8. 31	前 線	161	【井原】 土木施設 25カ所 農業用施設 32カ所 林業施設 6カ所 田の冠水 57.2ha ----- 【美星】 土木施設 54カ所 家屋 1戸 農業用施設 8カ所	降雨量 168mm
56. 6. 25 ～ 6. 28	梅雨前線	174.5	土木施設 24カ所 農業用施設 48カ所 田の冠水 54.1ha	
56. 7. 3	梅雨前線	116.5	土木施設 50カ所 農業用施設 76カ所 田の冠水 38.5ha	最大時間雨量 27.5mm

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害	特記事項
昭和 59. 6. 26 ～ 6. 27	梅雨前線	93	土木施設 11カ所 農業用施設 13カ所 農作物 11ha	
59. 7. 20	暖湿気 流入	125	【井原】 土木施設 98カ所 農業用施設 120カ所 教育施設 1カ所 林業施設 5カ所 農作物 15ha	最大時間雨量 108mm
			【芳井】 死者 3名 負傷 1名 土木施設 109カ所 家屋 83戸 田の冠水 42ha	
			【美星】 土木施設 48カ所 家屋 11戸 田の冠水 5ha	降雨量 168mm
60. 6. 25 ～ 6. 30	梅雨前線	454. 5	【井原】 軽傷者 1名 土木施設 207カ所 農業用施設 228カ所 林業施設 10カ所 教育施設 2カ所 農作物 110ha	最大時間雨量 23. 5mm
			【芳井】 土木施設 33カ所 家屋 30戸 田畑の流失等 30ha	
			【美星】 土木施設 92カ所 家屋 13戸 田の冠水 20. 5ha	降雨量 388mm
平成 3. 9. 27	台風 19 号 による 暴風	最大風速 S W 19. 5m/s	【井原】 軽傷者 2名 住宅一部破損 664棟 非住宅 " 699棟 教育施設 86棟	最大風速は岡山地方気象台 の値
			【芳井】 農業用施設 9カ所 家屋 192戸	
5. 9. 3 ～ 9. 4	台風 13 号 による 暴風雨	連続雨量 32. 5 mm 最大風速 S W 13. 9m/s	重傷者 2名 土木施設 3カ所 家屋 1戸 農作物 11ha	最大風速は岡山地方気象台 の値

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害	特記事項
平成 10. 10. 17 ～10. 18	台風 10 号	120. 0	土木施設 22カ所 農業用施設 6カ所 家屋 29戸 商工関係 12カ所	
11. 6. 29 ～ 6. 30	梅雨前線	78. 5	土木施設 24カ所 家屋 3戸 水道施設(断水) 70戸	最大時間雨量 32. 5mm
13. 6. 19 ～ 6. 20	梅雨前線	107	土木施設 22カ所 家屋 2戸 田の冠水 a 50	
13. 8. 21	台風 11 号	34. 5	土木施設 2カ所 家屋 1戸	
15. 7. 5	梅雨前線 豪雨	53 . 5	土木施設 10カ所	
15. 7. 8	梅雨前線 豪雨	30. 5	土木施設 3カ所	
15. 7. 11 ～ 7. 1	豪雨	59. 5	土木施設 2カ所 林業施設 1カ所	
16. 9. 7	台風 18 号	15. 5	軽傷 1名 家屋 1カ所 倒木 9カ所	
16. 9. 28 ～ 9. 29	台風 21 号	90. 0	土木施設 4カ所 家屋 2カ所 倒木 15カ所 教育施設 2カ所	
16. 10. 19 ～10. 20	台風 23 号	117. 5	死者 1名 土木施設 69カ所 農業用施設 60カ所 家屋 35カ所	
17. 7. 2 ～ 7. 4	梅雨前線 豪雨	189. 5	土木施設 22カ所 家屋 2カ所	最大時間雨量 43. 5mm
18. 7. 15 ～7. 20	梅雨前線 豪雨	218	土木施設 20カ所 農林施設 7カ所 家屋 5ヶ所	
22. 7. 12 ～7. 16	梅雨前線 豪雨	181	土木施設 37カ所 家屋 20ヶ所	
23. 9. 2 ～9. 4	台風 12 号	218	土木施設 28カ所 家屋 5カ所	
23. 9. 19 ～ 9. 21	台風 15 号	34. 0	土木施設 1カ所 非住宅 1カ所	
24. 4. 3	暴風		家屋 3カ所 農業用施設 7カ所	最大風速 24. 4m/s
24. 6. 19	台風 4 号	85. 0	土木施設 9カ所 家屋 1カ所	最大時間雨量 13. 0 mm
24. 7. 5	梅雨前線 豪雨	62. 0	土木施設 11カ所 家屋 1カ所 非住宅 1カ所	最大時間雨量 29. 0 mm

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害	特記事項
平成 24. 7. 7	梅雨前線 豪雨	92.0	土木施設 29カ所 家屋 6カ所 非住宅 1カ所 農業用施設 3カ所	最大時間雨量 39.0 mm
25. 6. 19 ～ 6. 21	梅雨前線 豪雨	190.0	土木施設 3カ所 家屋 1カ所 農業用施設 1カ所	最大時間雨量 16.0 mm
25. 6. 26	梅雨前線 豪雨	93.0	家屋 1カ所 農業用施設 1カ所	最大時間雨量 16.0 mm
25. 8. 25	前線 豪雨	110.0	土木施設 2カ所 家屋 1カ所 農業用施設 1カ所	最大時間雨量 15.0 mm
25. 8. 30 ～ 9. 4	前線 長雨	264.5	土木施設 62カ所 家屋 9カ所 非住宅 1カ所 農業用施設 7カ所	最大時間雨量 22.5 mm
26. 8. 8 ～8.10	台風 11 号	109.0	土木施設 5カ所 家屋 1カ所 農業用施設 1カ所	最大時間雨量 8.0 mm
26. 8. 22	前線	51	土木施設 4カ所 家屋 4カ所 非住宅 1カ所 農業用施設 1カ所	最大時間雨量 36.0 mm
26. 8. 24 ～8.25	前線 豪雨	88	土木施設 26カ所 家屋 5カ所 非住宅 5カ所 農業用施設 11カ所	最大時間雨量 26.0 mm
28. 6. 20 ～6.24	前線 豪雨	174	冠水 14カ所 崩土・落石 114カ所 倒木 11カ所	最大時間雨量 31.0 mm
29. 7. 5	梅雨前線	67	冠水 2カ所 土木・農業用施設 5カ所	最大時間雨量 15.0 mm
29. 7. 9	梅雨前線	65	土木・農業用施設 4カ所	最大時間雨量 41.0mm
29. 9. 17	台風 18 号	117	冠水 4カ所 土木・農業用施設 44カ所	最大時間雨量 35.0 mm
29.10.22 ～10.23	台風 21 号	155	土木・農業用施設 4カ所	最大時間雨量 9.0mm ※避難準備情報 10/22、18:00 発令 (芳井地区小田川周辺地域) ※開設避難所 3 施設 ※時間最大避難者数 7 人 (10/22、19:00)

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害	特記事項
平成 30. 7. 5 ～ 7. 7	梅雨前線	373.0	死者 2名 負傷者 4名 家屋 671棟 商工業関係建物 101棟 土木・農業用施設 1,551カ所 上下水道施設 18カ所	平成 30 年 7 月豪雨 最大日雨量 241.0mm 最大時間雨量 33.0mm ※避難準備・高齢者等避難開始 7/5 発令 (芳井地区) ※避難勧告、避難指示 7/6 発令 (市内全域) ※開設避難所 17 施設 自主避難所 23 施設 ※時間最大避難者数 1,436 人 (7/7、3:00)
30. 7. 28 ～ 7. 30	台風 12 号	33	土木施設 5カ所	最大時間雨量 11.5mm ※避難準備・高齢者等避難開始 7/28、17:30 発令 (市内全域) ※開設避難所 15 施設 自主避難所 8 施設 ※時間最大避難者数 100 人 (7/29、9:00)
30. 9. 7	秋雨前線	164	土木・農業用施設 10カ所	最大時間雨量 19.0 mm
30. 9. 30 ～ 10. 1	台風 24 号	187.5	冠水等 6カ所 土木・農業用施設 166カ所	最大時間雨量 31.5mm ※避難準備・高齢者等避難開始 9/30 発令 (井原、出部、高屋、木之子、荏原、西江原) ※避難勧告 9/30 発令 ※開設避難所 7 施設 自主避難所 5 施設 ※時間最大避難者数 104 人 (9/30、20:00)
令和 1. 8. 15	台風 10 号	88.0	土木施設 26カ所 農業用施設 2カ所	最大時間雨量 17.0 mm ※自主避難所 3 施設 ※時間最大避難者数 4 人 (8/15、11:00)
2. 6. 18 ～ 6. 19	梅雨前線	104.5	土木施設 2カ所	最大時間雨量 17.0 mm
2. 7. 6 ～ 7. 7	梅雨前線	128.5	土木施設 17カ所	最大時間雨量 18.0 mm ※自主避難所 1 施設 ※時間最大避難者数 6 人 (7/6、19:00)
2. 7. 9 ～ 7. 11	梅雨前線	78.0	土木施設 7カ所	最大時間雨量 30.0 mm
2. 7. 13 ～ 7. 14	梅雨前線	122.0	土木施設 73カ所 農業用施設 29カ所	最大時間雨量 27.0 mm
3. 7. 7 ～ 7. 9	梅雨前線	115.0	土木施設 23カ所	最大時間雨量 29.0 mm
3. 7. 13	大雨	39.0	土木施設 2カ所	最大時間雨量 39.0 mm
3. 7. 15 ～ 7. 16	大雨	35.0	土木施設 32カ所 農業用施設 7カ所	最大時間雨量 26.0 mm

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害	特記事項
令和 3. 8. 12 ～ 8. 20	秋雨前線	420.0	家屋 2棟 土木施設 32カ所 農業用施設 69カ所	最大時間雨量 33.0mm ※高齢者等避難 8/13 発令（芳井町梶江、築瀬、与井、吉井地区） ※避難指示 8/14 発令（市内全域） ※開設避難所 14 施設 自主避難所 10 施設 ※時間最大避難者数 75 人（8/15、4:00）
3. 9. 3 ～ 9. 4	大雨	135.0	土木施設 3カ所 農業用施設 1カ所	最大時間雨量 39.0 mm
4. 9. 18 ～9. 19	台風 14 号	101.0	公共土木・農林施設 18カ所 公共施設 2カ所	最大時間雨量 24.0 mm ※高齢者等避難 9/19 発令（井原、七日市、上出部、下出部、笹賀、高屋、大江、西方、木之子、東江原、神代、西江原、芳井町梶江、築瀬、与井、吉井、） ※開設避難所 10 施設 自主避難所 14 施設 ※時間最大避難者数 6 人（9/19、18:00）
6. 8. 29 ～8. 31	台風 10 号	68.0	—	最大時間雨量 15.0 mm ※自主避難所開設数 1 施設 時間最大避難者数 4 人

※芳井・美星地区の災害は、旧地域防災計画より抜粋。

第 2 節 地震災害

発生年月日	地震の名称	震度	被害	特記事項
平成 12. 10. 6	鳥取県 【平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震】	震度 4	軽傷 1 名 家屋被害 23 カ所	
13. 3. 24	安芸灘 【平成 13 年（2001 年）芸予地震】	震度 4	家屋被害 21 カ所	
令和 8. 1. 6	島根県東部を震源とした地震	震度 4	なし	

※井原市で震度 4 以上を観測した地震を掲載

第3節 火災

第1 火災発生状況

(1) 人的被害

区分	年					
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	備考
罹災世帯 (世帯)	11	10	5	7	14	
罹災人員 (人)	26	23	20	10	27	
死者 (人)	0	1	0	0	1	
負傷者 (人)	6	7	5	4	6	

※資料 井原消防本部より

(2) 物的損害

区分	年							
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	備考		
出火件数・損害額・焼失面積	出火件数	24	18	20	29	14		
	損害額 (千円)	11,891	44,426	62,784	15,444	29,837		
	建物	件数 (件)	11	9	9	11	15	
		損害額 (千円)	23,362	43,740	62,400	15,115	29,349	
		面積 (㎡)	436	1,772	438	531	820	
	林野	件数 (件)	1	1	4	6	0	
		損害額 (千円)	13	197	0	0	0	
		面積 (㎡)	400	8,500	16	180	4,200	
	車両	件数 (件)	0	2	1	2	0	
		損害額 (千円)	0	469	200	167	0	
		台数 (台)	0	4	1	2	2	
	その他	件数 (件)	7	6	6	10	9	
		損害額 (千円)	5	20	184	162	488	

※資料 井原消防本部より

第2 出火原因別火災発生状況

出火原因	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	備考
たきび	5	14	10	16	11	
風呂・かまど						
たばこ	1	1	1	2		
炉・焼却炉					2	
こんろ	1				2	
電気機器	1	1		1	2	
電気装置			1	1		
電灯電話配線						
内燃機関						
配線器具		1		1		
マッチ・ライター			1	1		
火遊び					1	
溶接機・溶断機					1	
煙突・煙道						
排気管						
取灰						
放火・放火の疑い	1	1	5	1	2	
火入れ						
ストーブ	2			1	2	
その他	3	5	1	3		
不明・調査中	4	1	1	3	1	
合計	18	24	20	29	24	

※消防年報（井原地区消防組合消防本部編集）による。

第3章 井原市の防災体制

第1節 条例・規程

第1 井原市防災会議条例

昭和38年3月23日
条例第52号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、井原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 井原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 井原市水防計画の策定及び実施に関する事その他水防に関し重要な事項を調査し、及び審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 岡山県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 井原警察署長
 - (3) 副市長
 - (4) 教育長
 - (5) 井原地区消防組合消防長
 - (6) 消防団長
 - (7) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者、学識経験のある者等のうちから市長が任命する者
- 6 前項第7号の委員の定数は、10人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則 (以下略)

第2 井原市災害対策本部条例

昭和38年3月23日

条例第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき井原市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

第3 井原市災害対策本部規程

昭和49年5月30日

規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、井原市災害対策本部条例（昭和38年井原市条例第53号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、井原市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本部は、市内に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防活動、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため防災活動業務を開始する必要があるとき設置する。

(任務)

第3条 本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 水防その他の緊急災害予防に関すること。
- (2) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (3) 災害の緊急復旧に関すること。
- (4) その他防災に関すること。

(組織)

第4条 条例第3条第1項の規定により本部に別表第1に掲げる部を置く。

- 2 部の事務を分掌するため別表第1に掲げる班を置く。
- 3 部に部長及び副部長を置き、班に班長及び副班長を置く。

(副本部長)

第5条 副本部長は、副市長、教育長及び消防団長をもって充てる。

(部長及び副部長)

第6条 部長及び副部長は、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、別表第2に掲げる所管事項を掌理する。
- 3 副部長は、部長を助け、部長に事故があるときは、部長の職務を代理する。

(班長及び副班長)

第7条 班長及び副班長は、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 班長は、部長の命を受け、所掌事務を処理する。
- 3 副班長は、班長を助け、班長に事故があるときは、班長の職務を代理する。

(部員)

第8条 部員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(本部会議)

第9条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。

- 2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条に掲げる事項に関し施策の調整及び推進について協議する。

(水防活動)

第10条 水防活動は、岡山地方気象台から水害若しくは土砂災害に関する注意報若しくは警報が発せられたとき、河川の水位が別に定める通報水位に達したとき、本部長がその必要を認めるとき、又はそれらに基づく災害が発生したとき開始する。

(その他の防災活動)

第11条 火災、風災、震災等の災害防衛活動は、岡山地方気象台から強風及び乾燥に関する注意報が発せられ、本部長がその必要を認めるとき、又はそれらの非常災害が発生したとき開始する。

(救助活動)

第12条 救助活動は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に規定する場合又は現に応急的な救助を必要とする場合に開始する。

(活動態勢)

第13条 前3条の防災活動業務の開始により本部が設立されたときは、関係各部署は、直ちに別表第3に定める非常配置基準により非常配置態勢を整え、所定の業務に着手しなければならない。

(関係機関との連絡及び協力要請)

第14条 各部長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに関係機関に協力を要請する必要があるときは、直ちに本部長に報告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、直接関係機関に協力を要請することができる。この場合においては、事後直ちに本部長に報告しなければならない。

(部員の心構え)

第15条 部員は、勤務時間の内外を問わず、非常災害発生のおそれがある場合には、諸般の情勢に注意するとともに、事態が急迫したと認めるとき又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署に就かなければならない。

第16条 各部署は、非常災害の場合、機宜の措置を講ずることができるよう常に調査研究し、いかなる緊急事態にも対処できるよう準備しておかなければならない。

(相互協力の義務)

第17条 各部署は、任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

(本部の廃止)

第18条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、本部について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 井原市災害救助隊規程（昭和30年井原市規程第4号）は、廃止する。

附 則（昭和56年4月25日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規程第4号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月16日規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月5日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規程第2号）

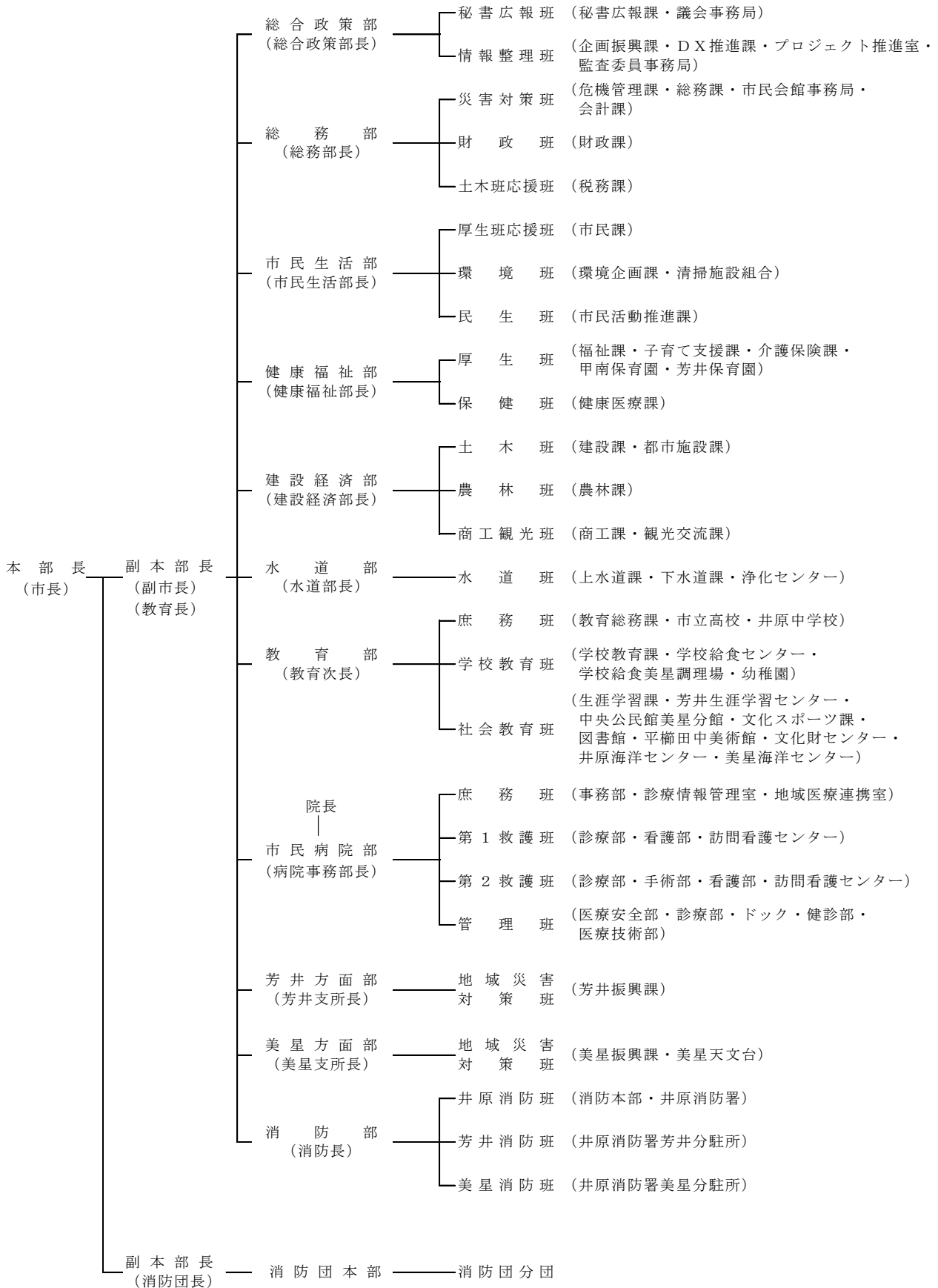
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年4月1日規程第1号）

この規定は、公布の日から施行する。

第2節 組織

第1 井原市災害対策本部



第2 井原市災害対策本部事務分掌

部	班	所管事項
総合政策部 ・部長 総合政策部長 ・副部長 議会事務局長 総合政策部次長 監査委員事務局長 ・本部連絡員 企画調整係長	秘書広報班 ・班長 秘書広報課長 ・副班長 議会事務局次長	1. 本部長、副本部長等の被害状況視察に関する事 2. 災害広報活動、写真の収集に関する事 3. 市議会との連絡調整に関する事 4. 厚生班の応援協力に関する事
	情報整理班 ・班長 DX推進課長 ・副班長 企画振興課長	1. 建設経済部の被害通報の整理に関する事 2. 厚生班の応援協力に関する事 3. 災害情報の収集及び発信に関する事
総務部 ・部長 総務部長 ・副部長 総務部次長 会計管理者 ・本部連絡員 総務係長	災害対策班 ・班長 危機管理課長 ・副班長 危機管理係長	1. 防災会議及び本部会議に関する事 2. 災害応急対策の基本方針及び防除活動の企画、立案に関する事 3. 気象情報、県本部通報班の受信に関する事 4. 避難情報の発令及び場所の指定に関する事 5. 職員の非常招集及び非常配置に関する事 6. 隣接市町の相互協力、県本部への応援要請に関する事 7. 自衛隊派遣要請及び受入協力に関する事 8. 通信網途絶時の警察無線等の利用に関する事 9. 市内公共団体その他の機関及び奉仕団に対する協力要請等連絡に関する事 10. 庁舎並びに市民会館の防災及び被害状況の調査に関する事 11. 各部の被害状況の取りまとめに関する事 12. 災害報告に関する事 13. 報道機関への対応に関する事 14. 外部からの受援（人的）に関する事 15. 民生班の応援に関する事 16. 厚生班の応援協力に関する事

部	班	所管事項
	財政班 ・ 班長 財政課長 ・ 副班長 財政課長補佐	1. 市有全車両の集中管理及び自動車の借上調達に関すること。 2. 避難及び救助活動に必要な物品及び資機材の調達及び配分及び搬送に関すること。 3. 市有財産等の防災（災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいう。以下同じ。）被害状況の調査に関すること。 4. 災害応急費及び災害復旧費の予算措置に関すること。 5. 寄付金に関すること。 6. 外部からの受援（物的）に関すること。 7. 災害対策班の応援協力に関すること。 8. 厚生班の応援協力に関すること。
	土木班応援班 ・ 班長 税務課長 ・ 副班長 納税係長	1. 土木班への協力に関すること。 2. 個人資産に係る罹災証明の受付に関すること。 3. 個人資産の被害状況の調査に関すること。 4. 個人資産に係る罹災証明の発行に関すること。
市民生活部 ・ 部長 市民生活部長 ・ 副部長 市民生活部次長 ・ 本部連絡員 戸籍住民係長	厚生班応援班 ・ 班長 市民課長 ・ 副班長 保険年金係長	1. 厚生班の応援協力に関すること。
	環境班 ・ 班長 環境企画課長 ・ 副班長 環境企画係長	1. 井原市災害救助条例（昭和37年井原市条例第38号）及び災害救助法の適用による災害死亡者の取扱い、消毒等に関すること。 2. 廃棄物処理施設の防災及び被害状況の調査に関すること。 3. 災害廃棄物の処理に関すること。 4. 死亡獣畜の処理に関すること。 5. 厚生班の応援協力に関すること。
	民生班 ・ 班長 市民活動推進課長 ・ 副班長 市民活動係長	1. 自治会の連絡窓口に関すること。 2. 自主防災組織との連絡調整に関すること。 3. 自主避難場所に係る避難者情報の把握及び報告に関すること。 4. 厚生班の応援協力に関すること。

部	班	所管事項
健康福祉部 ・部長 健康福祉部長 ・副部長 健康福祉部次長 ・本部連絡員 社会福祉係長	厚生班 ・班長 子育て支援課長 ・副班長 介護保険課長 甲南保育園長 芳井保育園長	1. 井原市災害救助条例及び災害救助法の適用時の事務に関する事。 2. 福祉施設及び保育施設の防災及び被害状況の調査に関する事。 3. 罹災者に対する生活保護及び住宅のあっせん並びに各種資金の貸付に関する事。 4. 低所得世帯に対する住宅融資及び生活困窮者の社会福祉施設への収容に関する事。 5. 災害見舞金の支給に関する事。 6. 災害援護金品、救助物資等の募集配分調整に関する事。 7. 災害ボランティアとの連絡調整に関する事。 8. 担当する避難所の設置及び管理並びに収容者の保護及び報告に関する事。 9. 災害時要援護者避難支援に関する事。 10. 罹災者及び防災従事者の炊出しに関する事。
	保健班 ・班長 健康医療課長 ・副班長 健康医療課長補佐	1. 災害時における救護に関する事。 2. 感染症の防止等防疫活動全般に関する事。 3. 感染症発生その他の諸報告に関する事。 4. 市民病院部、医師会、保健所等との連絡調整に関する事。 5. 医療救助資器材薬品の調達に関する事。 6. 県保健所班の指導による医療施設(病院等)の災害対策に関する事。 7. 検病調査の実施に関する事。 8. 所管する指定緊急避難場所の設置及び管理並びに収容者の保護及び報告に関する事。 9. 厚生班の応援協力に関する事。

部	班	所管事項
建設経済部 ・部長 建設経済部長 ・副部長 建設経済部次長 ・本部連絡員 建設課管理係長	土木班 ・班長 建設課長 ・副班長 都市施設課長	1. 道路、河川、橋梁その他公共土木施設の防災及び被害状況の調査に関する事。 2. 罹災地域の障害物の除去並びに道路交通の禁止及び制限に関する事。 3. 県本部(出先)班との連絡協調に関する事。 4. 自衛隊受入後の協力に関する事。 5. 気象情報(雨量及び河川水位)の収集に関する事。 6. 応急工事用資材の調達輸送に関する事。 7. 作業用車両の調達及び緊急作業員の確保に関する事。 8. 都市施設の防災及び被害状況の調査に関する事。 9. 市営住宅の防災に関する事。 10. 井原市災害救助条例及び災害救助法の適用による住宅応急修理建築に関する事。 11. 災害復旧に関する事。
	農林班 ・班長 農林課長 ・副班長 農政係長	1. 農作物及び家畜等の災害予防に関する事。 2. 農作物施設(耕地管理を除く。)の被害予防に関する事。 3. 農作物(米及び麦)の病虫害の防除及び家畜伝染病の防疫に関する事。 4. 貯水池、ため池その他所管にかかる被害状況の調査に関する事。 5. 山地及び治山施設の防災に関する事。 6. 林道及び砂防施設の防災に関する事。 7. 災害復旧に関する事。
	商工観光班 ・班長 観光交流課長 ・副班長 商工課長	1. 商工業関係に係る罹災証明の受付に関する事。 2. 商工業関係の災害状況の調査に関する事。 3. 観光施設及び勤労者福祉施設の防災及び被害状況の調査に関する事。 4. 商工業関係に係る罹災証明の発行に関する事。 5. 所管する指定緊急避難場所の設置及び管理並びに収容者の保護及び報告に関する事。 6. 厚生班の応援協力に関する事。
水道部 ・部長 水道部長 ・副部長 水道部次長 ・本部連絡員 下水道課業務係長	水道班 ・班長 上水道課長 ・副班長 上水道課工務係長 下水道課工務係長	1. 上水道、各簡易水道及び下水道施設の防災、被害状況の調査及び応急措置に関する事。 2. 飲料水の供給確保及び搬送に関する事。 3. 災害復旧に関する事。

部	班	所管事項
教育部 ・部長 教育次長 ・副部長 教育委員会参与 ・本部連絡員 教育総務課長補佐	庶務班 ・班長 教育総務課長 ・副班長 教育総務課長補佐	1. 学校教育施設の防災及び被害状況の調査に関すること。 2. 学校防災隊(P T Aの協力)に関すること。 3. 避難所等(学校教育施設)の確保及び運営の協力に関すること。 4. 指定緊急避難場所の設置及び管理並びに収容者の保護及び報告に関すること。
	学校教育班 ・班長 学校教育課長 ・副班長 学校給食センター 所長	1. 罹災児童生徒の教科書及び学校教材の確保に関すること。 2. 罹災及び災害時における給食物資等の防災に関すること。 3. 罹災者及び防災従事者の炊出し等の給食施設の利用に関すること。 4. 児童及び生徒の避難措置及び訓練に関すること。 5. 避難所の設置及び管理並びに収容者の保護に関すること。
	社会教育班 ・班長 文化スポーツ課長 ・副班長 生涯学習課長	1. 社会教育施設及び体育施設の防災及び被害状況の調査に関すること。 2. 文化財の保護、被害の調査及び復旧に関すること。 3. 避難所等(社会教育施設及び体育施設)の確保に関すること。 4. 指定緊急避難場所の設置及び管理並びに収容者の保護及び報告に関すること。
市民病院部 ・院長 院長 ・部長 事務部長 ・副部長 副院長 ・本部連絡員 総務課長	庶務班 ・班長 経営管理課長 ・副班長 総務課長 医事課長	1. 災害時における医療救護その他の応急活動の統制及び災害対策本部との連絡調整に関すること。 2. 罹災地区への医師派遣及び罹災者の応急救護に関すること。 3. 救急車両の配車に関すること。 4. その他病院施設の防災に関すること。
	第1救護班 ・班長 看護部長 ・副班長 内科医長 小児科医長 消火器外科医長	1. 災害による人命の応急救護及び傷害者の応急措置に関すること。 2. 井原市災害救助条例及び災害救助法による医療助産救助の実施に関すること。 3. 入院患者の避難に関すること。

部	班	所管事項
	第2救護班 ・班長 手術部長 ・副班長 内科医長 消化器外科医長 循環器内科医長	同上
	管理班 ・班長 医療安全部長 ・副班長 ドック・検診部長 医療技術部長	1. 病院の保安管理に関する事。 2. 医療品及び資器材の調達に関する事。
芳井方面部 ・部長 芳井支所長 ・副部長 建設経済係長 ・本部連絡員 市民福祉係長	地域災害対策班 ・班長 芳井振興課長 ・副班長 建設経済係長	1. 災害情報の広報に関する事。 2. 管内の災害応急対策に関する事。 3. 管内の災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。 4. 管内の防災機関、自治会等との連絡調整及び災害対策の指揮に関する事。 5. 被災者への食糧の供給及び物資の配給に関する事。 6. その他必要な災害事務に関する事。
美星方面部 ・部長 美星支所長 ・副部長 建設経済係長 ・本部連絡員 市民福祉係長	地域災害対策班 ・班長 美星振興課長 ・副班長 建設経済係長	1. 災害情報の広報に関する事。 2. 管内の災害応急対策に関する事。 3. 管内の災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。 4. 管内の防災機関、自治会等との連絡調整及び災害対策の指揮に関する事。 5. 被災者への食糧の供給及び物資の配給に関する事。 6. その他必要な災害事務に関する事。
消防部 ・部長 消防長 ・副部長 消防本部次長 ・本部連絡員 総務課長補佐	井原消防班 ・班長 総務課長 ・副班長 警防課長 井原消防署長	1. 危険箇所の巡回及び情報収集に関する事。 2. 罹災者の避難の誘導及び救助活動に関する事。 3. 災害応急活動に関する事。 4. 隣接市町消防及び水防の相互援助に関する事。 5. 民間人の被害状況の調査に関する事。
	芳井消防班 ・班長 芳井分駐所長 ・副班長 第2係長	1. 危険箇所の巡回及び情報収集に関する事。 2. 罹災者の避難の誘導及び救助活動に関する事。 3. 災害応急活動に関する事。 4. 民間人の被害状況の調査に関する事。

部	班	所管事項
	美星消防班 ・班長 美星分駐所長 ・副班長 第2係長	1. 危険箇所の巡回及び情報収集に関すること。 2. 罹災者の避難の誘導及び救助活動に関すること。 3. 災害応急活動に関すること。 4. 民間人の被害状況の調査に関すること。

第3 非常配置基準表

状況別	組織別	水防活動関係							風災、火災活動関係				震災活動関係		その他		
		岡山地方気象台から次の発表があったとき。	岡山県が水防警報を発したとき。	河川の水位が別に定める警戒水域に達したとき。	水防管理者その他の通報により本部長が必要と認めて水防活動を開始するとき。	水害が近く発生すると予想され、又は切迫したとき。	大規模な水害が近く発生すると予想され、又は切迫したとき。	水害が発生し、救助を必要とするとき。	警報が発表され、本部長が必要と認めるとき。	竜巻など風による大規模な災害が発生し、救助を必要とするとき。	火災が発生し、大火災になるおそれがあるとき。	大火災が発生し、救助を必要とするとき。	井原市内で以下の震度を観測したとき。	井原市内で震度5強以上を観測する地震が発生したとき及び救助を必要とするとき。	水災・風災・火災・震災以外の災害により救助を必要とする事態が発生したとき。		
総合政策部	秘書広報班		○	○	○	1	1	2		1	1	2	○	2	○		
	情報整理班		○	○	○	1	1	2		1	1	2	○	2			
総務部	災害対策班	○	○	○	○	1	1	1	○	1	1	1	○	1	○		
	財政班		○	○	○	1	1	2		2	1	2	○	2	○		
	土木班応援班		○	○	○	1	2	2		2	2	2	○	2			
市民生活部	厚生班応援班		○	○	○	1	1	2		2	1	2	○	2	○		
	環境班		○	○	○	○	○	1		1	1	1	○	1	○		
	民生班		○	○	○	1	1	1		1	1	1	○	1	○		
健康福祉部	厚生班		○	○	○	1	1	2	全	3	1	3	○	2	全		
	保健班		○	○	○	○	○	1		1	1	1	○	1		○	
建設経済部	土木班	○	○	○	○	○	○	○	職	○	○	○	○	○	員		
	農林班	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			
	商工観光班		○	○	○	1	2	2		2	2	2	○	2			
水道部	水道班		○	○	○	1	2	2	配	1	1	1	○	2	備		
教育部	庶務班		○	○	1	1	1	1		1	1	1	1	○		1	
	学校教育班		○	○	1	1	1	2		3	2	3	○	2			
	社会教育班		○	○	1	1	1	2		2	2	2	○	2			
市民病院部	庶務班		○	○	1	1	1	1		○	1	1	1	○		1	
	第1救護班							○		3	1	3		○			
	第2救護班							○		3	1	3		○			
	管理班							○		3	1	3		○			
芳井方面部	地域災害対策班	○	○	○	○	1	1	2		○	2	2	2	○		2	○
美星方面部	地域災害対策班	○	○	○	○	1	1	2		○	2	2	2	○		2	○
消防部	井原消防班		○	○	○					○							○
	芳井消防班		○	○	○					○							○
	美星消防班		○	○	○				○						○		

※ 備考 ○：班長の指令を待つことなく自動的に非常配置につくもの（自動配置）

1：第1非常配置 2：第2非常配置 3：第3非常配置

井原地区消防組合の非常配置基準は別に定めるところによる。

※ 対策本部設置前においては、注意報・警報発表時には、各部配置班の班長、副班長を中心に自動配置につくものとする。

第3節 職員配備マニュアル

第1 風水害等災害職員配備マニュアル

【想定災害：暴風・大雨・大規模火災・産業災害等】

1. 配備体制の種類と基準

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、市がとるべき配備体制は注意体制、警戒体制及び非常体制とし、次の基準によるものとする。

種別	時期	内容
注意体制	市の地域に対し、気象台等から風水害等に係る気象注意報が発表され、河川の水位その他災害発生の危険が予想されるとき。	特に関係のある部課の必要人員を配置し、主として情報収集、連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。
警戒体制	1. 市の地域に対し、気象台等から風水害等に係る気象警報が発表され、災害の発生のおそれがあるとき。 2. 地震、火災等大規模な災害が予想されるとき。	災害応急対策に関係ある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる体制とする。
非常体制	第一次 市の地域に災害が発生した場合、又は災害対策を緊急に実施する必要があるとき。	1. 井原市災害対策本部を設置する。 2. 各部は災害対策本部長の指示命令により所掌の防災活動を実施する。 3. 関係行政機関、公共機関等との相互連携を密接にし、必要な協力、援助を要請する。 4. 各部の動員配備は、状況により本部が指示する。
	第二次 災害の発生が拡大し、被害が甚大と予想されるとき。	本部長は各関係機関等と協力し、市の全力をもって防災活動に当たるほか、必要に応じて岡山県警察本部及び自衛隊の援助、出動を要請する。

(1) 配備の種類について

※ 注意報のみが発表され、災害のおそれがない場合には、総務部長と建設経済部長（部長不在等の場合は、部次長による）の合議により注意体制をとらないことができる。

※ 暴風、大雨等の気象警報が発表され、災害の発生が予測されるときは、「井原市水防計画（建設課所管）」に基づき、井原市水防本部を設置するとともに、建設経済部、危機管理課、総務課、秘書広報課、芳井振興課、美星振興課、消防団による警戒体制をとり、各種の水防活動を実施する。

なお、井原市災害対策本部が設置された場合は、井原市水防本部はそれに吸収される。

（井原市水防本部体制と井原市災害対策本部組織体制との関係）

要件	職員の配備			
	井原市水防計画		井原市地域防災計画	
注意報発表	注意体制	井原市水防本部体制	注意体制	井原市災害対策本部体制
警報発表	警戒体制		警戒体制	
			※災害対策本部に吸収	非常体制

- (2) 配備の基準
非常配置基準表のとおり

2. 配備の要領

(1) 配備の連絡

ア 勤務時間中における配備の連絡

(ア) 総務部長は、気象予報により注意体制、警戒体制等をとった時は、関係部長に配備決定の指示を行うとともに、危機管理課長に対し、庁内グループウェア等により全職員にその旨を連絡させる。

(イ) 危機管理課長は、配備体制をとった時は、消防団本部にその旨を連絡する。

イ 勤務時間外における配備伝達要領

(ア) 危機管理課長は、配備体制を要する気象予報が発表された時は、直ちに総務部長に報告する。

(イ) 総務部長は、配備決定し、その旨を危機管理課長に指示する。

(ウ) 危機管理課長は、配備体制をとった時は、井原市メール配信サービス（職員メール）により、全職員にその旨を連絡する。

また、消防団本部にその旨を連絡する。

(エ) 職員は、非常配置基準表に基づき、直ちに登庁し、登庁した旨を所属長に連絡するとともに所定の業務を遂行する。

ウ 非常参集の心得

(ア) 職員は勤務時間外において、災害が発生し、又はおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ・ラジオ等の報道に留意するとともに、自らすすんで各関係機関と連絡を取り、非常配置基準表に基づき登庁し所定の業務を遂行するものとする。

3. 災害対策本部体制で配備中の活動基準等（水防本部体制をとらない場合）

(1) 注意体制時における活動

主な業務	担当部課
気象予報等の受信・伝達	危機管理課
災害情報の収集・伝達	危機管理課 建設経済部 芳井振興課 美星振興課
被害状況の把握	建設経済部 芳井振興課 美星振興課
無線局の開局等	危機管理課 消防署

注意体制時には、主として災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行う。

(2) 警戒体制時における活動

警戒体制時には、主として災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達とそれに基づく応急対策の的確な実施を行う。

また、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる準備を行う。

主な業務	担当部課
気象予報等の受信・伝達	危機管理課
災害情報の収集・伝達	D X推進課 危機管理課 総務課 市民会館事務局 会計課 建設経済部 芳井振興課 美星振興課
被害状況の把握	建設経済部 芳井振興課 美星振興課
無線局の開局等	危機管理課 消防署
災害広報	秘書広報課 議会事務局 芳井振興課 美星振興課
応急対策	関係各部課
関係機関と連絡調整	危機管理課

(3) 非常体制時における活動

井原市災害対策本部規程第6条第2項に規定する所管事項のとおり。

4. 市災害対策本部の設置等基準

(1) 市本部の設置基準

市長は、下記事由が生じた場合、市本部を設置する。

ア 暴風、大雨等の気象予報が発表され、大規模な災害が予想されるとき。

イ 気象予報の発表の有無にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生したとき、又は発生が予測されるとき。

ウ 市に大規模な地震、火災その他重大な災害が発生したとき。

エ その他市長が特に必要と認めたとき。

(2) 市本部の廃止基準

市本部の廃止基準は、次のとおりとする。

ア 災害が発生するおそれが解消したとき。

イ 発生した災害の応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

第2 地震災害職員配備マニュアル

1. 配備体制の種類と基準

地震による防災体制及び職員の配備は、次のとおりとする。

防災体制	震度階	勤務時間内	勤務時間外
注意体制	・震度4	特に関係のある部課の必要人員を配置し、主として情報収集、連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。	緊急初動班及び非常配置基準表のとおり
	・長周期地震動階級3 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中） ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	危機管理課の必要人員を配置し、主として情報収集、連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。	危機管理課
警戒体制	・震度5弱	災害応急対策に関係ある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる体制とする。	緊急初動班及び非常配置基準表のとおり
	・長周期地震動階級4 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	危機管理課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる体制とする。	危機管理課
非常体制	・震度5強以上	市職員全員	緊急初動班及び市職員全員

※注意体制及び警戒体制では、被害状況により、井原市災害対策本部を設置。

※非常体制では、井原市災害対策本部を自動設置。

2. 緊急初動班の配備（勤務時間外）

（1）初動体制の確立

- ア 勤務時間外に井原市で震度4以上を観測する地震が発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。なお、長周期地震動及び南海トラフ地震臨時情報は、設置の対象外とする。
- イ 緊急初動班については、危機管理課が統括し、統括責任者は、危機管理課長とする。
- ウ 緊急初動班員は、危機管理課職員及び本庁においては通勤距離が3km以内、支所においては芳井町、美星町在住の職員の中から毎年度指定する。
- エ 緊急初動班員は、勤務時間外に井原市で震度4以上を観測する地震が発生した場合に直ちに参集する。
- オ 緊急初動班は、本庁、支所に配置する。なお、非常配置基準表による職員配置が整い次第、井原市災害対策本部規程第4条第1項に規定する所属班に配置する。

（2）緊急初動班の業務

緊急初動班は、総括責任者の指揮のもと次の業務を行う。

ア 被災状況等の情報収集

●本庁舎、支所の被害状況の確認

- 1) 建物被害の有無
- 2) 県防災情報ネットワークの通信障害の有無
- 3) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の通信障害の有無
- 4) 電話、庁内情報ネットワークの通信障害の有無
- 5) 基幹系システム（住民情報の閲覧）、内部ネットワーク系システムの障害の有無
- 6) 電気、水道設備の障害の有無

●関係機関の被害状況の確認

- 1) 岡山県庁危機管理課、岡山県備中県民局
- 2) 井原地区消防組合 井原消防署、芳井分駐所、美星分駐所
- 3) 井原警察署
- 4) 井原市民病院

イ 市幹部への情報連絡及び県への報告

- 1) 災害対策本部員へ被害状況の報告、参集依頼
- 2) 県への被害情報の連絡（把握した被害情報）

ウ 非常体制へ移行する措置

- 1) 災害対策本部会議の開催準備

エ その他班長が指示する事項

（3）非常体制への移行措置

ア 本庁

（ア）緊急初動班総括責任者は、被災状況等により次の順位で連絡し、又は登庁を求め、災害対策本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断を仰ぐ。

第1位 市長 第2位 副市長 第3位 総務部長

（イ）被害の状況により災害対策本部が設置されることになる場合は、各部長等に連絡する。

イ 支所

（ア）支所の緊急初動班員は、被災状況等により各機関の長に連絡又は登庁を求め、現地災害対策本部の設置に備える。

（イ）被害の状況により現地災害対策本部が設置されることになる場合は、関係職員に連絡する。

※非常時の処理権限の委譲

災害初動において、市長をはじめ幹部不在の場合、本部設置の判断や災害対応など処理権限の順位をあらかじめ定める。

第1位 副市長 第2位 総務部長 第3位 市民生活部長

3. 配備中の活動基準等

(1) 注意体制時における活動

主な業務	担当部課
気象予報等の受信・伝達	危機管理課
災害情報の収集・伝達	危機管理課 建設経済部 芳井振興課 美星振興課
被害状況の把握	建設経済部 芳井振興課 美星振興課
無線局の開局等	危機管理課 消防署
応急対策	関係各部課

注意体制時には、主として災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行う。

(2) 警戒体制時における活動

警戒体制時には、主として災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達とそれに基づく応急対策の的確な実施を行う。

また、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる準備を行う。

主な業務	担当部課
気象予報等の受信・伝達	危機管理課
災害情報の収集・伝達	D X推進課 危機管理課 総務課 市民会館事務局 会計課 建設経済部 芳井振興課 美星振興課
被害状況の把握	建設経済部 芳井振興課 美星振興課
無線局の開局等	危機管理課 消防署
災害広報	秘書広報課 議会事務局 芳井振興課 美星振興課
応急対策	関係各部課
関係機関と連絡調整	危機管理課

(3) 非常体制時における活動

井原市災害対策本部規程第6条第2項に規定する所管事項のとおり。

なお、特に被害状況の把握に努め、市民の生命、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。

(4) 情報収集・調査

1) 所管する市有管理施設の被害状況

- ・道路、橋梁、河川、水路、ため池等
- ・水道、下水道施設
- ・指定避難所、指定緊急避難場所 ※指定緊急避難場所を優先する

2) 民有建物、物件の被害状況

- ・医療機関
- ・社会福祉施設
- ・公共交通機関
- ・住家、非住家
- ・事業所
- ・孤立集落

3) 火災の状況

4) 人的被害

- ・市民
- ・児童生徒
- ・全職員の安否確認

5) 県が実施する応急対策の活動状況

(5) 情報収集、調査の取りまとめ

(6) 情報伝達

1) 被害情報の伝達

- ・被害について把握できたものから直ちに県へ報告する。
- ・震度5強以上の地震を観測したと覚知した場合には、第一報について消防庁に対し直接報告する（被害の有無を問わない）。
- ・震度6弱以上の地震を観測した場合には、原則発災後12時間以内に「市町村行政機能チェックリスト」を作成し、県に報告する。

2) 活動状況の伝達

- ・災害対策本部の設置状況
- ・応急活動状況
- ・応援の必要性

4. 市災害対策本部の設置等基準

ア 本部の設置基準等

(ア) 災害対策本部は、次の場合に設置する。

- ・井原市内で震度5強以上を観測する地震が発生したとき
- ・その他市長が必要と認めるとき

(イ) 災害対策本部を設置したとき及び解散したときは、県等関係機関に報告する。

イ 勤務時間外における職員の配備

(ア) 本庁及び出先機関の全職員は、井原市内で震度5強以上を観測した旨の地震情報を知ったとき又は災害関係非常連絡により、直ちに勤務箇所に出勤するものとする。

(イ) 勤務箇所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの市の施設へ仮配備し、所属長に報告、その指示を受ける。

(ウ) 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要に応じ、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

ウ 本部組織

(ア) 本部組織は、井原市災害対策本部条例及び井原市災害対策本部規程に定めるところによる。

なお、必要に応じて、災害地において本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

(イ) 本部には次の各機関から情報連絡員の派遣を受け、通信手段の確保を図る。

消防組合、県警察、自衛隊、医療機関、電気、水道、ガス、その他必要な機関

エ 本部の応急活動

(ア) 災害対策本部が設置されたときは、各部・課はあらかじめ定められた業務（井原市災害対策本部規程第6条第2項に規定する所管事項のとおり）を所掌する。

(イ) 本部は、県の災害対策本部と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら、応急対策を行うものとする。

第3 井原市防災会議

◆防災会議の開催

平常時において、会長が必要と認めるときは、井原市防災会議を開催する。

◆防災会議の業務

- ・井原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- ・市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること

◆構成員

会長 ⇒ 市長

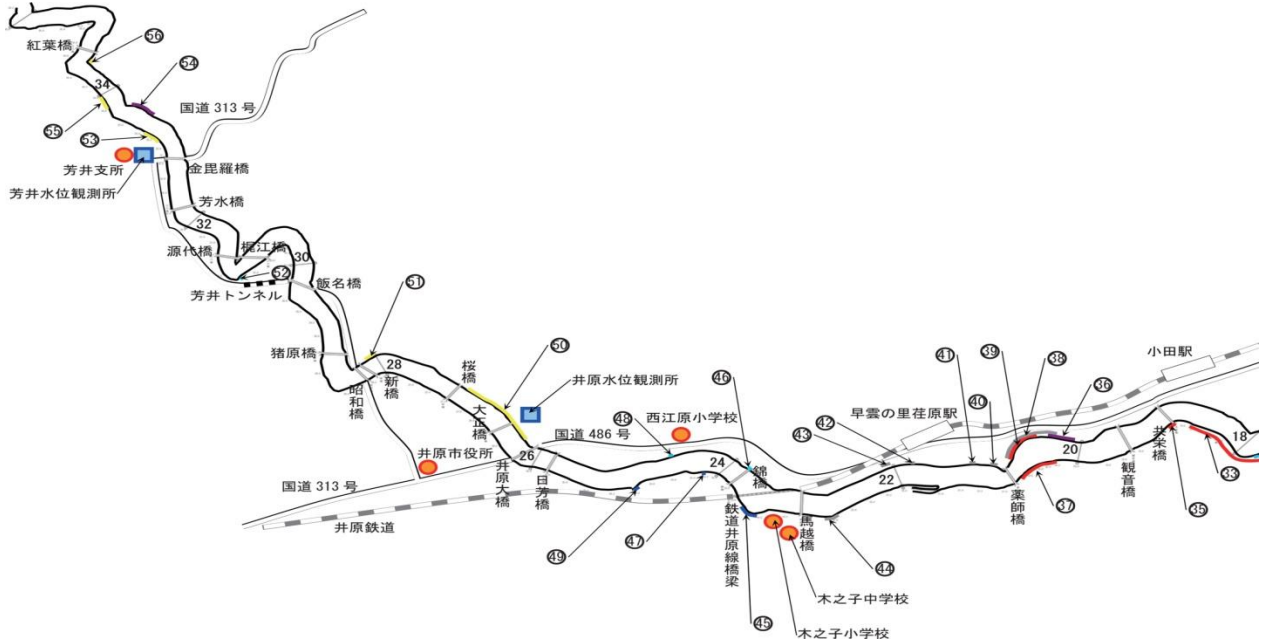
委員 ⇒ 備中県民局次長、警察署長、副市長、消防団長、消防長、教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設経済部長、水道部長、教育次長、芳井振興課長、美星振興課長、市民病院事務部長、自主防災組織代表者、男女共同参画ネットワーク会長、防災士連絡協議会長、土地改良区選出（井原地区、芳井地区）、地区選出（井原地区、芳井地区、美星地区）、陸上自衛隊日本原駐屯地中部方面特科連隊第3大隊 第7中隊長、N T T西日本㈱岡山支店長、中国電力ネットワーク㈱倉敷ネットワークセンター所長、井原医師会長、井原市社会福祉協議会長、井原放送㈱代表取締役

第4章 防災上注意すべき自然的・社会的条件

第1節 河川対策

堤防高が低い箇所、堤防断面の不足する箇所、漏水箇所、陸閘が設置されている箇所など、洪水、高潮等に際して水防上注意を要する箇所として下記の重要水防箇所があります。

※岡山県 HP (防災砂防課) 水防対策より抜粋



重要水防箇所調査

(県管理河川関係抜粋)

水系名	河川名	河川番号	区域	延長(m)	危険状況	担当水防管理団体	水防工法						担当県民局地域事務所	
							工法	所要資材						
								土のう	鋼杭	木杭	竹	雑木		その他
高梁川	小田川	36	井原市神代町	左岸 250	A 堤防高不足	井原市	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
高梁川	小田川	38	井原市神代町	左岸 500 (100)	要 旧川跡	井原市								井笠地域事務所
高梁川	小田川	39	井原市神代町	左岸 (400)	B 漏水	井原市	釜段工	○	○	○				井笠地域事務所
高梁川	小田川	40	井原市神代町	左岸 100	要 旧川跡	井原市								井笠地域事務所
高梁川	小田川	41	井原市神代町	左岸 50	要 旧川跡	井原市								井笠地域事務所
高梁川	小田川	42	井原市東江原町	左岸 50	要 旧川跡	井原市								井笠地域事務所
高梁川	小田川	43	井原市東江原町	左岸 100	要 旧川跡	井原市								井笠地域事務所
高梁川	小田川	44	井原市木之子町	右岸 100	要 旧川跡	井原市								井笠地域事務所
高梁川	小田川	45	井原市木之子町	右岸 90	B すべり	井原市	折り返し工	○			○			井笠地域事務所
高梁川	小田川	46	井原市西江原町	左岸 20	B 水衝・洗掘	井原市	木流し工	○		○		○		井笠地域事務所
高梁川	小田川	47	井原市木之子町	右岸 40	B すべり	井原市	折り返し工	○			○			井笠地域事務所
高梁川	小田川	48	井原市西江原町	左岸 -	B 水衝・洗掘	井原市	木流し工	○		○		○		井笠地域事務所
高梁川	小田川	49	井原市七日市町	右岸 60	B すべり	井原市	折り返し工	○			○			井笠地域事務所
高梁川	小田川	50	井原市西江原町～北山町	左岸 850	B 堤防高不足	井原市	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
高梁川	小田川	51	井原市井原町	左岸 100	B 堤防高不足	井原市	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
高梁川	小田川	52	井原市芳井町	右岸 40	B 水衝・洗掘	井原市	木流し工	○		○		○		井笠地域事務所
高梁川	小田川	53	井原市芳井町	右岸 250	B 堤防高不足	井原市	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
高梁川	小田川	54	井原市芳井町	左岸 200	A 堤防高不足	井原市	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
高梁川	小田川	55	井原市芳井町	右岸 200	B 堤防高不足	井原市	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
高梁川	小田川	56	井原市芳井町	左岸 200	B 堤防高不足	井原市	積土のう工	○		○				井笠地域事務所

水系名	河川名	河川番号	区域	延長(m)		危険状況		担当水防管理団体	水防工法						担当県民局 地域事務所	
									工法	所要資材						
										土のう	鋼杭	木杭	竹	雑木		その他
高梁川	岩倉川	1	井原市岩倉町	右岸	15	要	破堤積	井原市								井笠地域事務所
高梁川	岩倉川	2	井原市岩倉町	右岸	825	要	破堤関連区間	井原市								井笠地域事務所
芦田川	高屋川	1	井原市高屋町	左岸	35	要	破堤積	井原市								井笠地域事務所
明田川	高屋川	2	井原市高屋町	左岸	335	要	破堤関連区間	井原市								井笠地域事務所

※岡山県地域防災計画資料編より

第2節 河川重要水防区域

名称	所在地	被害区域	被害想定状況	危険度
高屋川	高屋町	御室・石谷・奈良ノ木	溢水、破堤、堤防漏水、床下浸水、交通途絶	B
稲木川	上稲木町	片山	溢水、破堤	B
岩倉川	岩倉町	岩倉	〃	B
門田川	門田町	門田・西方	〃	A
淀川	門田町	淀	〃	B
円地川	木之子町	円地	〃	A
下谷川	東江原町	平井・森	〃	A
内寺川	東江原町	内寺	〃	B
追崎川	芳井町吉井	追崎	溢水、堤防漏水、破堤	A
築瀬川	芳井町築瀬	築瀬	溢水、破堤	A

(注) A …… 日雨量100mm以上で危険

B …… 日雨量150mm以上で危険

※井原市水防計画より

第3節 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

施設名	所在	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域	雨水出水 浸水 想定区域
菅病院	井原市井原町124	○		
医療法人社団菅病院 ※通所リハビリテーション	井原市井原町124	○		
医療法人社団菅病院 介護医療院	井原市井原町124	○		
医療法人おだうじ会小田病院	井原市井原町582	○		
井原あゆみ園	井原市井原町1110	○		
井原市立井原市民病院	井原市井原町1186	○	○	
井原市立井原市民病院 ※通所リハビリテーション	井原市井原町1186	○	○	
医療法人大山眼科	井原市井原町1228-2	○		
いばら保育園	井原市井原町1440-2	○		
井原市太陽の会作業所	井原市井原町1665-1	○		
岡山県立井原高等学校	井原市井原町1802	○	○	
住宅型有料老人ホームフェスタ	井原市井原町3270-1	○	○	
いずみ保育園	井原市井原町3287-1	○	○	
こども発達支援すてっぷ	井原市七日市町122-1	○		
平木眼科	井原市七日市町132	○		
介護付き有料老人ホーム いばら長寿の里	井原市上出部町183	○		
出部保育園	井原市上出部町186	○		
森本整形外科医院	井原市上出部町473	○		
森本整形外科医院 通所リハビリテーション	井原市上出部町473	○		
ケアハウス つむぎ	井原市下出部町7-1	○	○	
小規模保育所 つむぎキッズ	井原市下出部町7-1	○		
有料老人ホーム ラスパみずき	井原市下出部町872	○	○	
グループホーム ラスパみずき	井原市下出部町872	○	○	
小規模多機能ラspa みずき	井原市下出部町872	○	○	
こもれび	井原市下出部町1-14-1	○		○
コーポラティブ らくじゅ	井原市下出部町2-17-2	○		
サンサンリビングいばら楽寿	井原市下出部町2-17-4	○		
笑楽	井原市笹賀町412-1	○		
デイホームはなね	井原市笹賀町2-21-3	○		
放課後児童デイサービスセンター らいず	井原市笹賀町2-21-11	○		
せいび保育園	井原市高屋町86-1	○	○	
せいびキッズ小規模保育園	井原市高屋町119	○	○	
せいび夢空感	井原市高屋町119	○	○	
医療法人弘智会井原第一クリニック	井原市高屋町127-1	○	○	
医療法人弘智会井原第一クリニック 通所リハビリテーション	井原市高屋町127-1	○	○	
グループホームまごころ・縁	井原市高屋町1511-1	○		
グループホームまごころ	井原市高屋町1511-2	○		
小規模多機能型居宅介護 こよし	井原市高屋町1587	○	○	
ロボミン	井原市高屋町1931-1	○	○	
井原はばたき作業所	井原市高屋町2012-1	○		
こだま園 こころよい	井原市高屋町4048	○		

施設名	所在	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域	雨水出水 浸水 想定区域
こだま園 生活援助ホーム	井原市高屋町4275-1		○	
こだま園短期入所事業所	井原市高屋町4275-1		○	
デイサービス子守唄の里高屋	井原市高屋町2-7-32	○		
なかよし 指定通所介護事業所	井原市高屋町2-14-6	○		
就労継続支援B型事業所 わーくここから	井原市高屋町3-3-1	○		
井原市高屋児童会館	井原市高屋町3-22-2	○		
デイサービス こよし	井原市高屋町3-25-30	○		
グループホーム こよし	井原市高屋町3-25-30	○		
高屋南保育園	井原市高屋町4-24-1	○		
西部いこいの里 短期入所生活介護事業所	井原市高屋町4-25-2	○		
西部いこいの里 通所介護事業所	井原市高屋町4-25-2	○		
継之助	井原市大江町3454-2	○		
リハビリ型デイサービス 喝采	井原市岩倉町336-1	○	○	
介護付有料老人ホーム ドルフィン岩倉	井原市岩倉町342-1	○	○	
ドルフィンリビングサポート井原	井原市岩倉町342-1	○	○	
療育支援事業所 てくてく	井原市木之子町19-1	○		
きのか保育園	井原市木之子町142-3	○		○
特別養護老人ホーム きのか荘	井原市木之子町2416-1	○		
きのか 短期入所生活介護事業所	井原市木之子町2416-1	○		
きのか倶楽部	井原市木之子町2416-1	○		
井原市木之子児童会館	井原市木之子町3191-1	○		○
グループホーム 井原ラーゴム	井原市西方町1425-1	○		
ケアハウス きのかセイモン	井原市西方町1436-1	○		
きのかのデイ	井原市西方町1436-1	○		
デイサービスセンター よつば いばら	井原市東江原町325-1	○		
こだま園 東江原ワーク	井原市東江原町326-1	○		
特別養護老人ホーム みずき (地域密着型)	井原市東江原町1661-1	○		
特別養護老人ホーム みずき	井原市東江原町1661-1	○		
特別養護老人ホーム みずきデイサービスセンター	井原市東江原町1661-1	○		
特別養護老人ホーム みずき短期入所生活介護事業所	井原市東江原町1661-1	○		
えばらっ子クラブ	井原市東江原町2584	○	○	
井原市井原児童会館	井原市北山町196	○	○	
長尾整形外科リハビリテーション科 ※通所リハビリテーション	井原市西江原町867-1	○		
夢門塾ゆうゆう井原	井原市西江原町935-1	○		
甲南保育園	井原市西江原町1414	○		
サンキ・ウエルビィ グループホーム 井原	井原市西江原町1549-1	○		
サンキ・ウエルビィ 小規模多機能センター 井原	井原市西江原町1549-1	○		
興譲館高等学校	井原市西江原町2257-1		○	
井原市社会福祉協議会指定通所介護事業所 (やすらぎセンター)	井原市西江原町2936-1	○		
グループホーム やなせ	井原市芳井町築瀬145-5	○		
グループホーム よしい	井原市芳井町築瀬201-1	○		
山成医院	井原市芳井町与井44-7		○	
こだま園 芳井ふれあい作業所	井原市芳井町与井144	○		

施設名	所在	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域	雨水出水 浸水 想定区域
河合医院	井原市芳井町吉井89-1		○	
芳井保育園	井原市芳井町吉井3670	○		
井原市老人福祉センター	井原市芳井町吉井4103-2	○	○	
井原市芳井児童会館	井原市芳井町吉井4110-1	○	○	
芳井ふれあい児童クラブ	井原市芳井町吉井4110-1	○	○	
特別養護老人ホーム 小田川荘	井原市芳井町川相351		○	
小田川荘 デイサービスセンター	井原市芳井町川相351		○	
小田川荘 短期入所生活介護事業所	井原市芳井町川相351		○	
赤木医院共和診療所	井原市芳井町下鴨2543-1		○	
井原市立井原幼稚園	井原市井原町1123-5	○		
井原市立出部幼稚園	井原市上出部町318	○		
井原市立高屋幼稚園	井原市高屋町1417	○		
井原市立大江幼稚園	井原市大江町2953	○		
井原市立木之子幼稚園	井原市木之子町3047-1	○		
井原市立荏原幼稚園	井原市東江原町2788-1	○		
井原市立西江原幼稚園	井原市西江原町1414	○		
井原市立芳井幼稚園	井原市芳井町吉井4103-1	○	○	
井原市立井原小学校	井原市井原町1113-1	○		
井原市立出部小学校	井原市上出部町235-1	○		
井原市立高屋小学校	井原市高屋町1998	○		
井原市立大江小学校	井原市大江町2886	○	○	
井原市立稲倉小学校	井原市下稲木町888	○		
井原市立県主小学校	井原市門田町649-1	○		
井原市立木之子小学校	井原市木之子町2946	○		○
井原市立荏原小学校	井原市東江原町2584	○	○	
井原市立西江原小学校	井原市西江原町567-1	○		○
井原市立芳井小学校	井原市芳井町吉井4114-1	○	○	
井原市立高屋中学校	井原市高屋町2-9-1	○		
井原市立木之子中学校	井原市木之子町2957-1	○		○
井原市立井原中学校	井原市西江原町2000		○	
井原市立芳井中学校	井原市芳井町吉井4052	○	○	
井原市立高等学校	井原市井原町1151	○		

※施設の所有者又は管理者への洪水予報等並びに土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法は、おかやま防災情報メール、井原市メール配信サービス、緊急告知端末器等とする。

第4節 砂防指定地

砂防指定地（法律指定箇所）

（令和7年1月現在）

水系名	幹川名	指定地名	市町村	指定地の 存する大字	所管事務所	告示年月日	告示番号
高梁川	小田川	下谷川	井原市	東江原	井笠	S26. 9. 5	建 00816
〃	〃	岩野川	井原市	井原町	井笠	S63. 8. 25	建 01809
芦田川	高屋川	吉谷川	井原市	高屋町	井笠	S26. 9. 5	建 00816
〃	〃	吉野川	井原市	高屋町	井笠	H2. 1. 31	建 00121
〃	〃	宮ヶ谷川	井原市	高屋町	井笠	S57. 3. 13	建 00411
〃	〃	宮ヶ谷川	井原市	高屋町	井笠	S61. 1. 30	建 00079
高梁川	小田川	金尾川	井原市	井原町	井笠	S50. 4. 26	建 00791
芦田川	高屋川	九杳川	井原市	上出部町	井笠	S27. 9. 17	建 01227
高梁川	小田川	恵市川	井原市	井原町清迫	井笠	S43. 2. 17	建 00199
芦田川	高屋川	鯨川	井原市	笹賀町	井笠	H7. 2. 14	建 00239
高梁川	小田川	広岡川	井原市	井原町	井笠	S62. 10. 22	建 01813
芦田川	高屋川	高草川	井原市	高屋町	井笠	S29. 6. 22	建 01134
高梁川	小田川	昆沙門川	井原市	野上町	井笠	S27. 9. 17	建 01226
〃	〃	昆沙門川	井原市	西江原町	井笠	S27. 9. 17	建 01226
〃	〃	細見川	井原市	野上町	井笠	S27. 9. 17	建 01226
〃	〃	細見川	井原市	西江原町	井笠	S27. 9. 17	建 01227
芦田川	高屋川	山王川	井原市	大江町	井笠	S29. 4. 12	建 00387
高梁川	小田川	寺戸川	井原市	西江原町	井笠	S39. 9. 21	建 02722
〃	〃	神戸川	井原市	西江原町	井笠	S18. 2. 18	内 00095
〃	〃	神戸川	井原市	西江原町	井笠	S23. 9. 11	建 00079
〃	〃	清迫川	井原市	井原町清迫	井笠	S28. 1. 26	建 00085
〃	〃	清迫川	井原市	井原町清迫	井笠	S39. 9. 21	建 02722
芦田川	高屋川	石谷川	井原市	高屋町	井笠	S25. 9. 1	建 01022
高梁川	小田川	長谷川	井原市	西江原町	井笠	S50. 12. 15	建 01567
〃	〃	雄神川	井原市	西江原町	井笠	S25. 4. 24	建 00267
〃	〃	タカニゴ谷川	井原市	芳井町下嶋	井笠	H8. 3. 18	建 00687
〃	〃	宇戸川	井原市	芳井町花滝	井笠	S34. 10. 29	建 02162
〃	〃	干峰川	井原市	芳井町山村	井笠	S36. 2. 22	建 00223
〃	〃	坂本川	井原市	芳井町吉井	井笠	H12. 1. 27	建 00155
〃	〃	四倉川	井原市	芳井町山村	井笠	S37. 11. 10	建 02822

水系名	幹川名	指定地名	市町村	指定地の 存する大字	所管事務所	告示年月日	告示番号
高梁川	小田川	四倉川	井原市	芳井町下嶋	井笠	H4. 3. 23	建 00766
〃	〃	寺奥谷川	井原市	芳井町与井	井笠	H15. 1. 29	国 00073
〃	〃	嶋川	井原市	芳井町下嶋	井笠	S28. 11. 21	建 01425
〃	〃	嶋川	井原市	芳井町上嶋中	井笠	S33. 11. 11	建 01968
〃	〃	嶋川	井原市	芳井町上嶋	井笠	H16. 1. 28	国 00048
〃	〃	舎人川	井原市	芳井町片塚	井笠	S41. 10. 20	建 03497
〃	〃	小田川	井原市	芳井町吉井	井笠	S26. 9. 5	建 00816
〃	〃	松谷川及び支川	井原市	芳井町下嶋	井笠	S37. 11. 10	建 02822
〃	〃	上野川	井原市	芳井町築瀬	井笠	S40. 7. 5	建 01698
〃	〃	相谷川	井原市	芳井町梶江	井笠	S38. 8. 16	建 02099
〃	〃	大段川	井原市	芳井町宇戸川	井笠	S54. 4. 4	建 00786
〃	〃	築瀬川	井原市	芳井町築瀬	井笠	S29. 4. 12	建 00387
〃	〃	中村川	井原市	芳井町井山	井笠	S43. 2. 17	建 00199
〃	〃	中村川	井原市	芳井町井山	井笠	S63. 8. 25	建 01809
〃	〃	津賀川	井原市	芳井町下嶋	井笠	S61. 10. 25	建 01711
〃	〃	津賀川	井原市	芳井町下嶋	井笠	H4. 3. 23	建 00766
〃	〃	梅木川	井原市	芳井町池谷	井笠	S36. 11. 18	建 02667
〃	〃	嶋滝川	井原市	芳井町花滝	井笠	S29. 4. 12	建 00387
〃	〃	矢谷川	井原市	芳井町吉井	井笠	H5. 3. 25	建 00944
〃	〃	矢鳥川	井原市	芳井町下嶋	井笠	S63. 8. 25	建 01809
〃	〃	矢鳥川	井原市	芳井町下嶋	井笠	H4. 3. 23	建 00766
〃	〃	奥谷川	井原市	美星町宇戸谷	井笠	S54. 4. 4	建 00786
〃	〃	奥谷川支川	井原市	美星町宇戸谷	井笠	S59. 3. 9	建 00526
〃	〃	古尾川	井原市	美星町東水砂	井笠	S37. 11. 10	建 02822
〃	〃	大倉川	井原市	美星町東水砂	井笠	S28. 11. 21	建 01425

※告知番号の「建」は建設省、「内」は内務省、「国」は国土交通省を表します。

指定箇所数 55

岡山県地域防災計画資料編より

第5節 地すべり防止区域

(令和7年1月現在)

箇所名	所在地	指定面積	事業内容	告示番号	告示年月日	備考
采山	上稲木町	6.05ha	承水路、集水路 横穴ボーリング	建 0822 号	S47.4.21	
西山	高屋町	6.90ha	承水路、集水路 杭打工	建 0817 号	S55.4.5	
宇戸	美星町宇戸	7.60ha	承水路、集水路 杭打工	建 0299 号	S47.3.3	
烏頭	美星町烏頭	38.80ha	承水路、集水路 杭打工	建 0861 号	S53.4.19	
				建 0817 号	S55.4.5	
上嶋陰地	芳井町上嶋	8.81ha	承水路、集水路 杭打工	建 0010 号	S35.1.8	
上嶋日南	芳井町上嶋	29.30ha	承水路、集水路 杭打工	建 0836 号	S63.3.18	
山村高瀬	芳井町山村	27.39ha	承水路、集水路 杭打工	建 1396 号	H7.7.24	
鳴谷	芳井町花滝	13.30ha	承水路、集水路 杭打工	建 0804 号	S61.3.25	
門田	門田町 岩倉町	51.83ha	承水路、集水路 杭打工	農 0282 号	S38.2.27	
				農 0403 号	S56.3.19	
大江	大江町	125.60ha	承水路、集水路 杭打工	農 0618 号	S46.3.26	
				農 2501 号	S48.12.13	
大谷	門田町	36.30ha	承水路、集水路 杭打工	農 0233 号	S48.2.21	
				農 0666 号	S59.3.14	

※ 告示番号の「建」は建設省、「農」は農林水産省を表します。

指定箇所 15

岡山県地域防災計画資料編より

第6節 急傾斜地崩壊危険区域

(令和7年1月現在)

大字等	急傾斜地崩壊危険区域名	告示年月日	告示番号	備考
井原町	岩野	S56.3.31	県00298	
	北平	H21.3.13	県00130	
笹賀町	花木	S61.3.18	県00230	
	川附	S61.3.18	県00230	
	野崎	H2.3.31	県00336	
	鯨	S62.3.23	県00284	
笹賀町・下出部町	家後屋	S50.1.31	県00110	
井原町・笹賀町	薬師上	H15.11.7	県00522	
高屋町	下町	S47.8.18	県00818	
	吉野	S45.9.22	県00718	
	山手	S60.3.30	県00346	
西江原町	小角	S55.3.31	県00318	
西江原町・北山町	寺戸	H22.11.26	県00891	
北山町	十二神	S54.3.31	県00295	
東江原町	谷古屋	H29.7.21	県00402	
美星町黒木	小黒木	H5.1.29	県00051	
	入尾	S48.3.31	県00346	
美星町明治	長谷	H8.2.23	県00126	

※告示番号の「県」は岡山県を表します。

指定箇所数 18

岡山県地域防災計画資料編より

第7節 山地災害危険地区

第1 山腹崩壊危険地区

(令和7年1月現在)

危険地区番号	地区名	位置		
		市町村	大字	字
207-002-001	長川	井原市	井原町	長川 5337-1
207-002-002	猪原	井原市	井原町	猪原
207-002-003	清迫	井原市	井原町	清迫
207-002-004	北山	井原市	井原町	北山
207-002-005	清迫2	井原市	井原町	清迫
207-002-006	薬師	井原市	井原町	薬師
207-004-001	矢ノ側	井原市	大江町	矢ノ側上
207-004-002	上町	井原市	大江町	市営高屋住宅
207-004-003	木田	井原市	大江町	木田奥
207-004-004	三ツ岩	井原市	大江町	三ツ岩
207-005-001	池の奥	井原市	上出部町	池の奥
207-005-002	池の奥2	井原市	上出部町	
207-005-003	上出部1	井原市	上出部町	
207-006-001	石砂	井原市	上稲木町	石砂 385
207-006-002	友平	井原市	上稲木町	友平
207-006-003	山地	井原市	上稲木町	山地下
207-006-004	西ノ谷	井原市	上稲木町	西ノ谷
207-006-005	宮地	井原市	上稲木町	宮地下
207-006-006	大迫	井原市	上稲木町	大迫
207-006-007	岩之窪	井原市	上稲木町	岩之窪
207-008-001	笹井	井原市	木之子町	笹井
207-008-002	西山	井原市	木之子町	西山 4874
207-008-003	岩ヶ市	井原市	木之子町	岩ヶ市 5115-1
207-008-004	下原	井原市	木之子町	道山
207-008-005	立岩	井原市	木之子町	立岩
207-009-001	末国	井原市	神代町	末国
207-009-002	高越	井原市	神代町	高蔵谷
207-010-001	金嶋	井原市	笹賀町	金嶋 248
207-010-002	曲り	井原市	笹賀町	曲り
207-010-003	花木	井原市	笹賀町	花木
207-010-004	野崎	井原市	笹賀町	野崎
207-010-005	川附	井原市	笹賀町	川附
207-010-006	銅	井原市	笹賀町	
207-011-001	鷹ヶ迫	井原市	下出部町	鷹ヶ迫 1315

危険地区番号	地区名	位置		
		市町村	大字	字
207-011-002	上岩崎	井原市	下出部町	上岩崎 1036
207-012-001	兼安	井原市	下稲木町	兼安 254
207-012-002	大星山	井原市	下稲木町	大星山
207-012-003	馬場迫	井原市	下稲木町	馬場迫
207-012-004	下稲木	井原市	下稲木町	
207-013-001	高草	井原市	高屋町	高草
207-013-002	明治	井原市	高屋町	明治
207-013-003	馬場	井原市	高屋町	馬場
207-013-004	山手	井原市	高屋町	山手
207-013-005	吉谷	井原市	高屋町	吉谷
207-013-006	明地	井原市	高屋町	明地
207-013-007	才ノ元 1	井原市	高屋町	才ノ元
207-013-008	才ノ元 2	井原市	高屋町	才ノ元
207-013-009	高屋 1	井原市	高屋町	
207-013-010	落石	井原市	高屋町	落石
207-014-001	花野	井原市	七日市町	花野
207-015-001	長谷	井原市	西江原町	長谷 4790-5
207-015-002	神戸	井原市	西江原町	神戸
207-015-003	神戸池	井原市	西江原町	神戸 2661
207-015-004	城平	井原市	西江原町	城平
207-015-005	寺戸	井原市	西江原町	寺戸
207-015-006	甲山	井原市	西江原町	甲山
207-015-007	向井原	井原市	西江原町	向井原
207-015-008	小角	井原市	西江原町	小角
207-015-009	才児 1	井原市	西江原町	新代
207-015-010	才児 2	井原市	西江原町	才児上
207-015-011	戸倉	井原市	西江原町	戸倉上
207-015-012	戸倉 2	井原市	西江原町	戸倉
207-015-013	加戸	井原市	西江原町	加戸
207-019-001	森河東	井原市	東江原町	
207-019-002	高木	井原市	東江原町	高木
207-019-003	青木	井原市	東江原町	青木
207-019-004	米持	井原市	東江原町	米持
207-022-001	宇戸上	井原市	美星町宇戸	宇戸上
207-022-002	宇戸下	井原市	美星町宇戸	宇戸下
207-024-001	菅原	井原市	美星町宇戸谷	菅原
207-026-001	鬼ヶ嶽温泉	井原市	美星町上高末	鬼ヶ嶽温泉

危険地区番号	地区名	位置		
		市町村	大字	字
207-030-001	米田	井原市	美星町東水砂	米田
207-030-002	東前	井原市	美星町東水砂	東前
207-030-003	田渕	井原市	美星町東水砂	田渕
207-031-001	小松	井原市	美星町星田	小松
207-031-002	谷山	井原市	美星町星田	谷山
207-031-003	矢谷	井原市	美星町星田	矢谷
207-032-001	盤ノ木	井原市	美星町三山	盤ノ木
207-032-002	三山	井原市	美星町三山	東大迫
207-033-001	ユゴロ	井原市	美星町明治	ユゴロ
207-033-002	落石	井原市	美星町明治	落石
207-033-003	本谷下	井原市	美星町明治	本谷下
207-036-001	鳴陰地	井原市	芳井町宇戸川	鳴陰地
207-036-002	高田平	井原市	芳井町宇戸川	沖
207-036-003	沖	井原市	芳井町宇戸川	沖
207-036-004	後谷	井原市	芳井町宇戸川	後谷
207-036-005	鳥越	井原市	芳井町宇戸川	鳥越
207-037-001	迫ヶ市	井原市	芳井町梶江	迫ヶ市
207-037-002	飯名	井原市	芳井町梶江	飯名
207-037-003	梶ノ本	井原市	芳井町梶江	梶ノ本
207-039-001	日南	井原市	芳井町上嶋	日南
207-040-001	栗本	井原市	芳井町川相	栗本
207-040-002	青浦	井原市	芳井町川相	二五山
207-040-003	戸儀	井原市	芳井町川相	戸儀
207-040-004	宇内塚	井原市	芳井町川相	宇内塚
207-042-001	津賀	井原市	芳井町下嶋	津賀
207-042-002	川町 1	井原市	芳井町下嶋	川町
207-042-003	川町 2	井原市	芳井町下嶋	川町
207-042-004	花田	井原市	芳井町下嶋	花田
207-042-005	橋	井原市	芳井町下嶋	橋
207-042-006	小原	井原市	芳井町下嶋	小原
207-042-007	下崎 1	井原市	芳井町下嶋	下崎
207-042-008	下崎 2	井原市	芳井町下嶋	下崎
207-042-009	松谷	井原市	芳井町下嶋	松谷
207-042-010	津賀 2	井原市	芳井町下嶋	津賀
207-046-001	神田平	井原市	芳井町花滝	神田平
207-047-001	出谷	井原市	芳井町東三原	出谷
207-047-002	三原	井原市	芳井町東三原	三原

危険地区番号	地区名	位置		
		市町村	大字	字
207-048-001	北ノ市	井原市	芳井町築瀬	北ノ市
207-049-001	二五山	井原市	芳井町山村	二五山
207-049-002	梅日向	井原市	芳井町山村	梅日向 4202
207-049-003	千峰	井原市	芳井町山村	千峰
207-049-004	梅木	井原市	芳井町山村	梅木
207-049-005	橋詰	井原市	芳井町山村	橋詰
207-049-006	高瀬	井原市	芳井町山村	高瀬
207-050-001	畑	井原市	芳井町与井	芳井
207-051-001	与井佐原	井原市	芳井町吉井	与井佐原
207-051-002	川田	井原市	芳井町吉井	川田 1090-1
207-051-003	追崎	井原市	芳井町吉井	追崎
207-051-004	湯ヶ谷	井原市	芳井町吉井	湯ヶ谷
207-051-005	天神	井原市	芳井町吉井	天神
207-051-006	山内	井原市	芳井町吉井	山内
207-051-007	清迫	井原市	芳井町吉井	清迫
207-051-008	矢谷	井原市	芳井町吉井	矢谷
207-051-009	宮ノ向	井原市	芳井町吉井	宮ノ向
207-051-010	山内 2	井原市	芳井町吉井	山内

指定箇所数 1 2 6

岡山県地域防災計画資料編より

第2 崩壊土砂流出危険地区

(令和7年1月現在)

危険地区番号	地区名	位置		
		市町村	大字	宇
207-002-001	長川	井原市	井原町	永川 3153
207-002-002	鬼ヶ渚	井原市	井原町	鬼ヶ渚 3582
207-002-003	下横手	井原市	井原町	下横手 1834-1
207-002-004	淀平	井原市	井原町	淀平 2097
207-002-005	妙典寺	井原市	井原町	妙典寺
207-002-006	経ヶ丸山 1	井原市	井原町	
207-004-001	木田	井原市	大江町	木田 3578-2
207-007-001	西平	井原市	北山町	西平 275
207-008-001	中高月	井原市	木之子町	中高月 1839-1
207-008-002	猿森	井原市	木之子町	猿森
207-008-003	祢屋	井原市	木之子町	祢屋 724
207-008-004	円地	井原市	木之子町	円地 4198
207-008-005	岩ヶ市	井原市	木之子町	岩ヶ市
207-008-006	神谷	井原市	木之子町	神谷
207-010-001	花木	井原市	笹賀町	花木 498
207-010-002	大宮谷	井原市	笹賀町	大宮谷 1383-1
207-010-003	野崎	井原市	笹賀町	野崎 858-1
207-010-004	薬師	井原市	笹賀町	薬師 197-2
207-010-005	西の谷	井原市	笹賀町	西の谷
207-011-001	麓	井原市	下出部町	麓 915
207-011-002	観音平	井原市	下出部町	観音平 335
207-012-001	深田	井原市	下稲木町	深田 793
207-013-001	後月谷	井原市	高屋町	後月谷 1744-1
207-013-002	田口	井原市	高屋町	田口下
207-013-003	経ヶ丸山 2	井原市	高屋町	
207-014-001	十郎坂	井原市	七日市町	十郎坂 4012-1
207-015-001	宮ノ上	井原市	西江原町	宮ノ上 8192
207-036-001	蕎麦谷	井原市	芳井町宇戸川	蕎麦谷
207-036-002	鳴日向	井原市	芳井町宇戸川	鳴日向
207-036-003	賢暁 10	井原市	芳井町宇戸川	賢暁
207-036-004	賢暁 11	井原市	芳井町宇戸川	賢暁
207-036-005	紙屋	井原市	芳井町宇戸川	沖
207-036-006	段ノ平 1	井原市	芳井町宇戸川	鳴
207-036-007	段ノ平 2	井原市	芳井町宇戸川	段ノ平
207-038-001	仁郷	井原市	芳井町片塚	仁郷

危険地区番号	地区名	位置		
		市町村	大字	字
207-039-001	ヒダイ坂	井原市	芳井町上嶋	ヒダイ坂
207-039-002	鬼橋	井原市	芳井町上嶋	ヒダイ坂
207-039-003	陰地	井原市	芳井町上嶋	陰地
207-039-004	ヒラサ	井原市	芳井町上嶋	ヒラサ
207-040-001	谷山	井原市	芳井町川相	谷山
207-042-001	松谷	井原市	芳井町下嶋	松谷
207-042-002	川町	井原市	芳井町下嶋	川町
207-046-001	鳴滝	井原市	芳井町花滝	鳴滝
207-046-002	阜里	井原市	芳井町花滝	阜里
207-046-003	石田	井原市	芳井町花滝	石田
207-047-001	柿谷	井原市	芳井町東三原	柿谷
207-047-002	東村入	井原市	芳井町東三原	東村入
207-048-001	築瀬奥	井原市	芳井町築瀬	落葉奥
207-049-001	登立	井原市	芳井町山村	登立
207-049-002	青梅	井原市	芳井町山村	青梅
207-049-003	千峰	井原市	芳井町山村	千峰
207-051-001	相谷東谷	井原市	芳井町吉井	相谷東谷
207-051-002	相谷西谷	井原市	芳井町吉井	相谷西谷
207-051-003	畑	井原市	芳井町吉井	畑
207-051-004	千町	井原市	芳井町吉井	千町
207-051-005	平ヶ市	井原市	芳井町吉井	平ヶ市
207-051-006	湯矢谷	井原市	芳井町吉井	湯矢谷
207-051-007	金人	井原市	芳井町吉井	金人
207-051-008	沢岡	井原市	芳井町吉井	沢岡
207-051-009	津谷	井原市	芳井町吉井	津谷
207-024-001	越出向	井原市	美星町宇戸谷	越出向
207-024-002	谷止	井原市	美星町宇戸谷	谷止
207-024-003	梨ノ木下1	井原市	美星町宇戸谷	梨ノ木下
207-024-004	梨ノ木下2	井原市	美星町明治	梨ノ木下
207-033-001	ユゴロ	井原市	美星町明治	ユゴロ
207-033-002	長谷	井原市	美星町明治	長谷

指定箇所数 66

岡山県地域防災計画資料編より

第3 地すべり危険地区

(令和7年1月現在)

危険地区番号	地区名	位置		
		市町村	大字	字
207-020-001	淀(仁古谷)	井原市	門田町	短山
207-020-002	淀	井原市	門田町	奥山
207-020-003	淀(県主)	井原市	門田町	油免

指定箇所数 3

岡山県地域防災計画資料編より

第8節 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

(令和7年1月時点)

大字等	箇所番号	事象	土砂災害警戒区域		公示日	基礎調査番号	備考
				特別警戒区域			
青野町	207K 青野町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1131	
青野町	207K 青野町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	III-148	
青野町	207K 青野町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	III-150	
青野町	207K 青野町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	仁井山(B)	
青野町	207K 青野町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	仁井山(C)	
青野町	207K 青野町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	仁井山(D)	
青野町	207K 青野町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	仁井山(E)	
青野町	207K 青野町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	仁井山(F)	
青野町	207K 青野町 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	仁井山(G)	
青野町	207D 青野町 001	土石流	○	×(該当無)	平成 27年 2月 17日	II-30053	
青野町	207D 青野町 002	土石流	○	×(該当無)	平成 27年 2月 17日	II-30054	
青野町	207D 青野町 003	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	III-30055	
井原町	207K 井原町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1136	
井原町	207K 井原町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1139	
井原町	207K 井原町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1145	
井原町	207K 井原町 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 19年 2月 20日	I-1149	
井原町	207K 井原町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2312	
井原町	207K 井原町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2313	
井原町	207K 井原町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2314	
井原町	207K 井原町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2315	
井原町	207K 井原町 009	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 19年 2月 20日	I-2316	
井原町	207K 井原町 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2333	
井原町	207K 井原町 012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0881	
井原町	207K 井原町 013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	13-1	
井原町	207K 井原町 014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	13-2	
井原町	207K 井原町 015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	13-3	
井原町	207K 井原町 016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	13-4	
井原町	207K 井原町 017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	13-5	
井原町	207K 井原町 018	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成 27年 2月 17日	I-1135	
井原町	207D 井原町 001	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30016	
井原町	207D 井原町 002	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30034	
井原町	207D 井原町 003	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30035	
井原町	207D 井原町 004	土石流	○	×(対象外)	平成 24年 1月 6日	I-30047	
井原町	207D 井原町 005	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	I-30015	
井原町	207D 井原町 006	土石流	○	×(対象外)	平成 27年 2月 17日	I-30032	
井原町	207D 井原町 007	土石流	○	×(該当無)	平成 27年 2月 17日	I-30033	
井原町	207D 井原町 008	土石流	○	×(対象外)	平成 27年 2月 17日	I-30036	
井原町	207D 井原町 009	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	I-30037	
井原町	207D 井原町 010	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30046	
井原町	207D 井原町 011	土石流	○	×(対象外)	平成 27年 2月 17日	III-30014	

岩倉町	207K 岩倉町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1161	
岩倉町	207K 岩倉町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-901	
岩倉町	207D 岩倉町 001	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-30099	
大江町	207K 大江町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2347	
大江町	207K 大江町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0899	
大江町	207K 大江町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0902	
大江町	207J 大江町 001	地滑り	○	—	令和 3年 7月 29日	大江	
上出部町	207D 上出部町 001	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30096	
上出部町	207D 上出部町 002	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30098	
上稲木町	207K 上稲木町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1163	
上稲木町	207K 上稲木町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1164	
上稲木町	207K 上稲木町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2350	
上稲木町	207K 上稲木町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2351	
上稲木町	207K 上稲木町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2352	
上稲木町	207K 上稲木町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2353	
上稲木町	207K 上稲木町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2354	
上稲木町	207K 上稲木町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2355	
上稲木町	207K 上稲木町 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2356	
上稲木町	207K 上稲木町 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2357	
上稲木町	207K 上稲木町 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2358	
上稲木町	207K 上稲木町 012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	片山(E)	
上稲木町	207K 上稲木町 013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-903	
上稲木町	207K 上稲木町 014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-904	
上稲木町	207K 上稲木町 015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-905	
上稲木町	207K 上稲木町 016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-907	
上稲木町	207K 上稲木町 017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-908	
上稲木町	207K 上稲木町 018	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-909	
上稲木町	207K 上稲木町 019	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	III-160	
上稲木町	207K 上稲木町 020	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	III-161	
上稲木町	207D 上稲木町 001	土石流	○	×(該当無)	平成 26年 8月 29日	I-30113	
上稲木町	207D 上稲木町 002	土石流	○	×(該当無)	平成 26年 8月 29日	II-30112	
上稲木町	207D 上稲木町 003	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-30114	
上稲木町	207D 上稲木町 004	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-30115	
上稲木町	207D 上稲木町 005	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-30116	
上稲木町	207J 上稲木町 001	地滑り	○	—	平成 28年 3月 29日	32	
北山町	207K 北山町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1140	
北山町	207K 北山町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2317	
北山町	207K 北山町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-882	
北山町	207D 北山町 001	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	I-30048	
北山町	207D 北山町 002	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	I-30049	
北山町	207D 北山町 003	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-30052	
木之子町	207K 木之子町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1152	
木之子町	207K 木之子町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0892	
木之子町	207K 木之子町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0893	
木之子町	207K 木之子町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	岩ヶ市	

木之子町	207D 木之子町 001	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30077	
木之子町	207D 木之子町 002	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30106-1	
木之子町	207D 木之子町 003	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30106-2	
木之子町	207D 木之子町 004	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30107	
木之子町	207D 木之子町 005	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30108	
木之子町	207D 木之子町 006	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30117	
木之子町	207D 木之子町 007	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30119	
木之子町	207D 木之子町 008	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30120	
木之子町	207D 木之子町 009	土石流	○	×(該当無)	平成 26年 8月 29日	II-30118	
木之子町	207D 木之子町 010	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	II-30121	
木之子町	207D 木之子町 011	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	II-30092	
神代町	207K 神代町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1148	
神代町	207K 神代町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0898	
神代町	207D 神代町 001	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30087	
神代町	207D 神代町 002	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30088	
神代町	207D 神代町 003	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30091	
神代町	207D 神代町 004	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	II-30089	
神代町	207D 神代町 005	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	II-30090	
笹賀町	207K 笹賀町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2334	
笹賀町	207K 笹賀町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2335	
笹賀町	207K 笹賀町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2339	
笹賀町	207K 笹賀町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1151	
笹賀町	207K 笹賀町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1153	
笹賀町	207K 笹賀町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1154	
笹賀町	207K 笹賀町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1156	
笹賀町	207K 笹賀町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1158	
笹賀町	207K 笹賀町 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2336	
笹賀町	207K 笹賀町 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0880	
笹賀町	207K 笹賀町 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1150	
笹賀町	207D 笹賀町 001	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30018	
笹賀町	207D 笹賀町 002	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30019	
笹賀町	207D 笹賀町 003	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30040	
笹賀町	207D 笹賀町 004	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30041	
笹賀町	207D 笹賀町 005	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30042	
笹賀町	207D 笹賀町 006	土石流	○	×(対象外)	平成 27年 2月 17日	I-30024	
笹賀町	207D 笹賀町 007	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30038	
笹賀町	207D 笹賀町 008	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30039	
下出部町	207K 下出部町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	III-0159	
下出部町	207D 下出部町 001	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30043	
下出部町	207D 下出部町 002	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30044	
下出部町	207D 下出部町 003	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30045	
下稲木町	207K 下稲木町 001	急傾斜地の崩壊	○	×(該当無)	平成 26年 8月 29日	I-2348	
下稲木町	207K 下稲木町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2349	
下稲木町	207K 下稲木町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-900	
下稲木町	207K 下稲木町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-906	

下稲木町	207D 下稲木町 001	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	I-30100	
下稲木町	207D 下稲木町 002	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-30101	
下稲木町	207D 下稲木町 003	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-30102	
下稲木町	207D 下稲木町 004	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-30103	
高屋町	207K 高屋町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2340	
高屋町	207K 高屋町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2345	
高屋町	207K 高屋町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2346	
高屋町	207K 高屋町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1155	
高屋町	207K 高屋町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1159	
高屋町	207K 高屋町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1160	
高屋町	207K 高屋町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2329	
高屋町	207K 高屋町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2330	
高屋町	207K 高屋町 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2331	
高屋町	207K 高屋町 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2332	
高屋町	207K 高屋町 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-873	
高屋町	207K 高屋町 012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-874	
高屋町	207K 高屋町 013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-875	
高屋町	207K 高屋町 014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-876	
高屋町	207K 高屋町 015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-877	
高屋町	207K 高屋町 016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-878	
高屋町	207K 高屋町 017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-879	
高屋町	207K 高屋町 018	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1143	
高屋町	207K 高屋町 019	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2325	
高屋町	207K 高屋町 020	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2326	
高屋町	207K 高屋町 021	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2327	
高屋町	207K 高屋町 022	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2328	
高屋町	207K 高屋町 023	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0865	
高屋町	207K 高屋町 024	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0866	
高屋町	207K 高屋町 025	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0867	
高屋町	207K 高屋町 026	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0868	
高屋町	207K 高屋町 027	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0869	
高屋町	207K 高屋町 028	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0870	
高屋町	207K 高屋町 029	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0871a	
高屋町	207K 高屋町 030	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0871b	
高屋町	207K 高屋町 031	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	II-0872	
高屋町	207K 高屋町 032	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	III-0151	
高屋町	207K 高屋町 033	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	III-0152	
高屋町	207K 高屋町 034	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	III-0153	
高屋町	207D 高屋町 001	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30022	
高屋町	207D 高屋町 002	土石流	○	×(対象外)	平成 19年 2月 20日	I-30093	
高屋町	207D 高屋町 003	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30094	
高屋町	207D 高屋町 004	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30095-1	
高屋町	207D 高屋町 005	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30095-2	
高屋町	207D 高屋町 006	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 2月 10日	I-30020	
高屋町	207D 高屋町 007	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30027	

高屋町	207D 高屋町 008	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30030	
高屋町	207D 高屋町 009	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	II-30010	
高屋町	207D 高屋町 010	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	II-30011	
高屋町	207D 高屋町 011	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	II-30013	
高屋町	207D 高屋町 012	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 2月 10日	II-30023	
高屋町	207D 高屋町 013	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	II-30028	
高屋町	207D 高屋町 014	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	II-30029	
高屋町	207D 高屋町 015	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 2月 10日	II-30031	
高屋町	207D 高屋町 016	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30005a	
高屋町	207D 高屋町 017	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30005b	
高屋町	207D 高屋町 018	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30006	
高屋町	207D 高屋町 019	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30003	
高屋町	207D 高屋町 020	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	II-30002	
高屋町	207D 高屋町 021	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	II-30025	
高屋町	207D 高屋町 022	土石流	○	×(対象外)	平成 27年 2月 17日	III-30001	
高屋町	207D 高屋町 023	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	III-30008	
高屋町	207D 高屋町 024	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	III-30009	
高屋町	207D 高屋町 025	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	III-30012	
高屋町	207D 高屋町 026	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	III-30026	
高屋町	207J 高屋町 001	地滑り	○	—	平成 28年 3月 29日	33	
七日市町	207K 七日市町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2337	
七日市町	207K 七日市町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2338	
七日市町	207K 七日市町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-1157	
七日市町	207D 七日市町 001	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30076	
七日市町	207D 七日市町 002	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	II-30104	
七日市町	207D 七日市町 003	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	II-30105	
西江原町	207K 西江原町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-1134	
西江原町	207K 西江原町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-1138	
西江原町	207K 西江原町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	II-883	
西江原町	207K 西江原町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-1144	
西江原町	207K 西江原町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-1146	
西江原町	207K 西江原町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-1147	
西江原町	207K 西江原町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-2307	
西江原町	207K 西江原町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-2308	
西江原町	207K 西江原町 009	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-2309	
西江原町	207K 西江原町 010	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-2310	
西江原町	207K 西江原町 011	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-2311	
西江原町	207K 西江原町 012	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-2318	
西江原町	207K 西江原町 013	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 19年 2月 20日	I-2319	
西江原町	207K 西江原町 014	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-2320	
西江原町	207K 西江原町 015	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-2321	
西江原町	207K 西江原町 016	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-2322	
西江原町	207K 西江原町 017	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-2323	
西江原町	207K 西江原町 018	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	I-2324	
西江原町	207K 西江原町 019	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	II-884	

西江原町	207K 西江原町 020	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	II-0885	
西江原町	207K 西江原町 021	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	II-0886	
西江原町	207K 西江原町 022	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	II-0887	
西江原町	207K 西江原町 023	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	II-888	
西江原町	207K 西江原町 024	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	II-889	
西江原町	207K 西江原町 025	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	II-890	
西江原町	207K 西江原町 026	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	II-0891	
西江原町	207K 西江原町 027	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	14-2	
西江原町	207K 西江原町 028	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	14-3	
西江原町	207K 西江原町 029	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	15-1	
西江原町	207K 西江原町 030	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	15-2	
西江原町	207K 西江原町 031	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	15-3	
西江原町	207K 西江原町 032	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	15-4	
西江原町	207K 西江原町 033	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	15-5	
西江原町	207K 西江原町 034	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	15-7	
西江原町	207K 西江原町 035	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	20-1	
西江原町	207K 西江原町 036	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	20-2	
西江原町	207K 西江原町 037	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	20-3	
西江原町	207K 西江原町 038	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	21-2	
西江原町	207K 西江原町 039	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	21-3	
西江原町	207K 西江原町 040	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30年 3月 30日	21-4	
西江原町	207K 西江原町 041	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 27年 2月 17日	I-1142	
西江原町	207D 西江原町 001	土石流	○	×(該当無)	平成 19年 2月 20日	I-30050	
西江原町	207D 西江原町 002	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日	I-30051	
西江原町	207D 西江原町 003	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日	I-30060	
西江原町	207D 西江原町 004	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日	I-30061	
西江原町	207D 西江原町 005	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日	I-30065	
西江原町	207D 西江原町 006	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日	I-30070	
西江原町	207D 西江原町 007	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日	I-30071	
西江原町	207D 西江原町 008	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日	I-30072	
西江原町	207D 西江原町 009	土石流	○	×(該当無)	平成 19年 2月 20日	I-30073	
西江原町	207D 西江原町 010	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日	I-30075	
西江原町	207D 西江原町 011	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日	II-30057	
西江原町	207D 西江原町 012	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日	II-30067	
西江原町	207D 西江原町 013	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日	II-30069	
西江原町	207D 西江原町 014	土石流	○	—	平成 27年 2月 17日	I-30059	
西江原町	207D 西江原町 015	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日	I-30083	
西江原町	207D 西江原町 016	土石流	○	×(該当無)	平成 27年 2月 17日	II-30058	
西江原町	207D 西江原町 017	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日	II-30074	
西江原町	207D 西江原町 018	土石流	○	○	平成 30年 3月 30日	III-30066	
西方町	207D 西方町 001	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30109	
西方町	207D 西方町 002	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30110	
野上町	207K 野上町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1132	
野上町	207K 野上町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-894	
野上町	207K 野上町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-895	

野上町	207K 野上町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-896	
野上町	207K 野上町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-897	
野上町	207K 野上町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	III-155	
野上町	207K 野上町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	III-156	
野上町	207K 野上町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	III-157	
野上町	207D 野上町 001	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-30081	
野上町	207D 野上町 002	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-30082	
稗原町	207K 稗原町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	III-149	
東江原町	207K 東江原町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2341	
東江原町	207K 東江原町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2342	
東江原町	207K 東江原町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2343	
東江原町	207K 東江原町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	I-2344	
東江原町	207K 東江原町 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 26年 2月 14日	東谷	
東江原町	207K 東江原町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2年 5月 22日	III-0158	
東江原町	207D 東江原町 001	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30084	
東江原町	207D 東江原町 002	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30085	
東江原町	207D 東江原町 003	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30086	
門田町	207D 門田町 001	土石流	○	○	令和 2年 5月 22日	I-30111	
門田町	207J 門田町 001	地滑り	○	—	令和 3年 6月 1日	大谷	
門田町	207J 門田町 002	地滑り	○	—	令和 3年 6月 1日	淀-01	
門田町	207J 門田町 003	地滑り	○	—	令和 3年 6月 1日	淀-02	
門田町	207J 門田町 004	地滑り	○	—	令和 3年 6月 1日	淀-03	
門田町	207J 門田町 005	地滑り	○	—	令和 3年 6月 1日	門田	
美星町宇戸	207K 美星町宇戸 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-992	
美星町宇戸	207D 美星町宇戸 001	土石流	○	×(対象外)	平成 20年 3月 7日	I-36009	
美星町宇戸	207D 美星町宇戸 002	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	I-36010	
美星町宇戸	207D 美星町宇戸 003	土石流	○	×(対象外)	平成 20年 3月 7日	I-36012	
美星町宇戸	207D 美星町宇戸 004	土石流	○	×(対象外)	平成 20年 3月 7日	I-36013	
美星町宇戸	207D 美星町宇戸 005	土石流	○	×(対象外)	平成 20年 3月 7日	I-36014	
美星町宇戸	207D 美星町宇戸 006	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-36015	
美星町宇戸	207J 美星町宇戸 001	地滑り	○	—	平成 28年 3月 29日	34	
美星町烏頭	207K 美星町烏頭 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2388	
美星町烏頭	207K 美星町烏頭 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-988	
美星町烏頭	207K 美星町烏頭 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-989	
美星町烏頭	207K 美星町烏頭 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-990	
美星町烏頭	207K 美星町烏頭 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-991	
美星町烏頭	207J 美星町烏頭 001	地滑り	○	—	平成 28年 3月 29日	35	
美星町宇戸谷	207K 美星町宇戸谷 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1232	
美星町宇戸谷	207K 美星町宇戸谷 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1233	
美星町宇戸谷	207K 美星町宇戸谷 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1234	
美星町宇戸谷	207K 美星町宇戸谷 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2389	
美星町宇戸谷	207K 美星町宇戸谷 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2390	
美星町宇戸谷	207K 美星町宇戸谷 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-983	
美星町宇戸谷	207K 美星町宇戸谷 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-984	
美星町宇戸谷	207K 美星町宇戸谷 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-985	

美星町宇戸谷	207K 美星町宇戸谷 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-981	
美星町宇戸谷	207K 美星町宇戸谷 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-982	
美星町宇戸谷	207D 美星町宇戸谷 001	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	I-36005	
美星町宇戸谷	207D 美星町宇戸谷 002	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	I-36006	
美星町宇戸谷	207D 美星町宇戸谷 003	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	I-36011	
美星町宇戸谷	207D 美星町宇戸谷 004	土石流	○	×(対象外)	平成 21年 2月 10日	II-36007	
美星町宇戸谷	207D 美星町宇戸谷 005	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-36008	
美星町大倉	207K 美星町大倉 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-993	
美星町上高末	207K 美星町上高末 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1231	
美星町上高末	207K 美星町上高末 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-986	
美星町上高末	207K 美星町上高末 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-987	
美星町黒木	207K 美星町黒木 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1240	
美星町黒木	207K 美星町黒木 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1241	
美星町黒木	207K 美星町黒木 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1242	
美星町黒木	207K 美星町黒木 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2391	
美星町黒木	207K 美星町黒木 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-1000	
美星町黒忠	207K 美星町黒忠 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-971	
美星町黒忠	207K 美星町黒忠 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-972	
美星町黒忠	207K 美星町黒忠 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-980	
美星町西水砂	207K 美星町西水砂 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1239	
美星町西水砂	207K 美星町西水砂 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-995	
美星町西水砂	207K 美星町西水砂 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-996	
美星町東水砂/ 西川面	207K 美星町東水砂 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-951-2	矢掛町 重複
美星町東水砂	207K 美星町東水砂 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-997	
美星町東水砂	207K 美星町東水砂 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-998	
美星町東水砂	207K 美星町東水砂 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-999	
美星町東水砂	207D 美星町東水砂 001	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-36016	
美星町星田	207K 美星町星田 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1236	
美星町星田	207K 美星町星田 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1237	
美星町星田	207K 美星町星田 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-994	
美星町明治	207K 美星町明治 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-1230	
美星町明治/ 成羽町上日名	207K 美星町明治 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	I-2387	高梁市 重複
美星町明治	207K 美星町明治 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-974	
美星町明治	207K 美星町明治 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-975	
美星町明治	207K 美星町明治 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-976	
美星町明治	207K 美星町明治 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-973	
美星町明治	207K 美星町明治 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-977	
美星町明治	207K 美星町明治 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-978	
美星町明治	207K 美星町明治 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3年 6月 1日	II-979	
美星町明治	207D 美星町明治 001	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	I-36003	
美星町明治	207D 美星町明治 002	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-36001	
美星町明治	207D 美星町明治 003	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-36002	
美星町明治	207D 美星町明治 004	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	II-36004	

芳井町井山	207K 芳井町井山 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1053	
芳井町井山	207K 芳井町井山 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1070	
芳井町井山	207K 芳井町井山 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1071	
芳井町井山	207D 芳井町井山 001	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37029	
芳井町井山	207D 芳井町井山 002	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37030	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-1246	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2413-1	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2413-2-1	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2413-2-2	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2413-2-3	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2414	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2415-1	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2415-2	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2416	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2417	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2418	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1081	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1084	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1085	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1089	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1090	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1091	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 018	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1092	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 019	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1093	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 020	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1094	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 021	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1095	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 022	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1096	
芳井町宇戸川	207D 芳井町宇戸川 001	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	I-37033	
芳井町宇戸川	207D 芳井町宇戸川 002	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	I-37034	
芳井町宇戸川	207D 芳井町宇戸川 003	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37031	
芳井町宇戸川	207D 芳井町宇戸川 004	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37035	
芳井町宇戸川	207D 芳井町宇戸川 005	土石流	○	×(該当無)	平成 25年 3月 8日	II-37036	
芳井町宇戸川	207D 芳井町宇戸川 006	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37038	
芳井町梶江	207K 芳井町梶江 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-1248-1	
芳井町梶江	207K 芳井町梶江 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-1248-2	
芳井町梶江	207K 芳井町梶江 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2425-1	
芳井町梶江	207K 芳井町梶江 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2425-2	
芳井町梶江	207K 芳井町梶江 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2426	
芳井町梶江	207K 芳井町梶江 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2427	
芳井町梶江	207K 芳井町梶江 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	与井②	
芳井町片塚	207K 芳井町片塚 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1072	
芳井町片塚	207K 芳井町片塚 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1073	
芳井町片塚	207K 芳井町片塚 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1080	
芳井町片塚	207K 芳井町片塚 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1083	
芳井町上嶋	207K 芳井町上嶋 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2394	

芳井町上嶋	207K 芳井町上嶋 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1019	
芳井町上嶋	207K 芳井町上嶋 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1026	
芳井町上嶋	207K 芳井町上嶋 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1027	
芳井町上嶋	207K 芳井町上嶋 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1028	
芳井町上嶋	207K 芳井町上嶋 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1029	
芳井町上嶋	207K 芳井町上嶋 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1030	
芳井町上嶋	207K 芳井町上嶋 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1031	
芳井町上嶋	207D 芳井町上嶋 001	土石流	○	×(対象外)	平成 21年 2月 10日	I-37011	
芳井町上嶋	207D 芳井町上嶋 002	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37006	
芳井町上嶋	207J 芳井町上嶋 001	地滑り	○	—	平成 28年 3月 29日	36	
芳井町上嶋	207J 芳井町上嶋 002	地滑り	○	—	平成 28年 3月 29日	37	
芳井町川相	207K 芳井町川相 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2408	
芳井町川相	207K 芳井町川相 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2409-1	
芳井町川相	207K 芳井町川相 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2409-2	
芳井町川相	207K 芳井町川相 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2410	
芳井町川相	207K 芳井町川相 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1060	
芳井町川相	207K 芳井町川相 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1061	
芳井町川相	207K 芳井町川相 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1062	
芳井町川相	207K 芳井町川相 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1063	
芳井町川相	207K 芳井町川相 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1064	
芳井町川相	207K 芳井町川相 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1065	
芳井町川相	207K 芳井町川相 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1066	
芳井町川相	207K 芳井町川相 012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1067	
芳井町川相	207K 芳井町川相 013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1068	
芳井町川相	207K 芳井町川相 014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1069	
芳井町川相	207K 芳井町川相 015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1074	
芳井町川相	207D 芳井町川相 001	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37027	
芳井町川相	207D 芳井町川相 002	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37028	
芳井町川相	207D 芳井町川相 003	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37032	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2398	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2399	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2400	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2401	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2402	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2403	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2404	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2405	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1032	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1033	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1036	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1037	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1038	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1039	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1040	
芳井町下嶋	207K 芳井町下嶋 016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1041	

芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1042	
芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 018	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1043	
芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 019	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1044	
芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 020	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1045	
芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 021	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1046	
芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 022	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2395	
芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 023	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2396	
芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 024	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2397	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 001	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	I-37013	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 002	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	I-37017	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 003	土石流	○	○	令和 3年 6月 1日	I-37018	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 004	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	I-37019	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 005	土石流	○	×(対象外)	平成 21年 2月 10日	II-37007	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 006	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37012	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 007	土石流	○	×(該当無)	平成 21年 2月 10日	II-37014	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 008	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37015	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 009	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37016	
芳井町下鴨	207J 芳井町下鴨 001	地滑り	○	—	平成 24年 3月 27日	38	
芳井町下鴨	207J 芳井町種 001	地滑り	○	—	平成 28年 3月 29日	42	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2392	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2393	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1002	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1003	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1004	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1011	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1012	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1013	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1016	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1017	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1018	
芳井町西三原	207D 芳井町西三原 001	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37002	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2406	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2411	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2412	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1054	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1055	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1056	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1086	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1087	
芳井町花滝	207D 芳井町花滝 001	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37024	
芳井町花滝	207D 芳井町花滝 002	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37025	
芳井町花滝	207D 芳井町花滝 003	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37026	
芳井町花滝	207J 芳井町花滝 001	地滑り	○	—	平成 28年 3月 29日	40	
芳井町東三原	207K 芳井町東三原 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1001	
芳井町東三原	207K 芳井町東三原 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1005	

芳井町山村	207D 芳井町山村 003	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	I-37022	
芳井町山村	207D 芳井町山村 004	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37004	
芳井町山村	207D 芳井町山村 005	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37005	
芳井町山村	207D 芳井町山村 006	土石流	○	×(対象外)	平成 21年 2月 10日	II-37008	
芳井町山村	207D 芳井町山村 007	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37009	
芳井町山村	207D 芳井町山村 008	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37023	
芳井町山村	207D 芳井町山村 009	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37003	
芳井町山村	207D 芳井町山村 010	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37004-1	
芳井町山村	207J 芳井町山村 001	地滑り	○	—	平成 28年 3月 29日	39	
芳井町山村	207J 芳井町山村 002	地滑り	○	—	平成 28年 3月 29日	41	
芳井町与井	207K 芳井町与井 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-1247	
芳井町与井	207K 芳井町与井 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2423-1	
芳井町与井	207K 芳井町与井 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2423-2	
芳井町与井	207K 芳井町与井 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	与井①	
芳井町与井	207K 芳井町与井 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1098	
芳井町与井	207D 芳井町与井 001	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	I-37040	
芳井町与井	207D 芳井町与井 002	土石流	○	×(対象外)	平成 19年 2月 20日	I-37039	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 001	急傾斜地の崩壊	○	×(該当無)	平成 19年 2月 20日	I-62	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2419	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2420-1	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2420-2	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2421	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2422	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2428	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2429	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2430	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2431	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2432	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2433-1	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2433-2	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2433-3	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2433-4	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2434-1	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2434-2	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 018	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2435-1	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 019	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2435-2	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 020	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2435-3	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 021	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2436	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 022	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2437	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 023	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2438	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 024	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2439	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 025	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2440-1	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 026	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2440-2	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 027	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	I-2441	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 028	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1075	

芳井町吉井	207K 芳井町吉井 029	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1076	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 030	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1077	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 031	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1078	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 032	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1079	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 033	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	II-1097	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 035	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	吉井①	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 036	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	吉井②-1	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 037	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	吉井②-2	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 038	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	吉井④	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 039	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	吉井⑤	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 040	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	吉井⑥	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 041	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5月 21日	吉井⑦	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 001	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	I-37037	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 002	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	I-37041	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 003	土石流	○	×(対象外)	平成 19年 2月 20日	I-37043	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 004	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	I-37044	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 005	土石流	○	×(対象外)	平成 19年 2月 20日	I-37045	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 006	土石流	○	×(対象外)	平成 19年 2月 20日	I-37046	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 007	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	I-37047	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 008	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	I-37048	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 009	土石流	○	○	令和 元年 5月 21日	II-37042	
美星町明治/ 成羽町上日名	209J 成羽町上日名 003	地滑り	○	—	平成 27年 3月 13日	88	高梁市 重複
美星町東水砂/ 西川面	461D 西川面 004	土石流	○	×(該当無)	平成 27年 3月 20日	II-35042	矢掛町 重複
美星町明治/ 成羽町上日名	209D 成羽町上日名 012	土石流	○	○ (高梁市側)	令和 3年 3月 30日	II-42091	高梁市 重複
門田町/ 走出	205D 走出 005	土石流	○	×(該当無)	平成 28年 3月 29日	III-29041	笠岡市 重複

合計 土砂災害警戒区域 603か所（急傾斜地の崩壊 403か所、土石流 182か所、地滑り 18か所）
土砂災害特別警戒区域 540か所（急傾斜地の崩壊 395か所、土石流 145か所、地滑り なし）

岡山県地域防災計画資料編より

第9節 防災重点農業用ため池

(令和8年1月現在)

ため池 番号	ため池名	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m ³)
8	上ミ迫池	野上町 5107	5.0	1,000
13	高丸池	野上町 3134	4.0	900
14	大鳴池	野上町 3011	4.7	4,600
22	千手院西池	野上町 983	4.1	1,000
25	三尾木池	野上町 916	5.0	2,500
28	不見谷ノ池	野上町 144-1	6.5	1,000
31	青野ダム	青野町 4205	23.0	408,000
36	皇子池	青野町 451-5	3.0	1,000
40	尾崎池	青野町 1883-2	3.0	1,000
44	加山田池	青野町 3520-2	5.0	2,600
45	六郎迫池	青野町 2762-3	3.0	1,100
49	信池	高屋町 8078	8.2	26,900
50	宮ヶ谷池	高屋町 3457	4.5	13,500
51	多田池	笹賀町 1371	4.9	5,000
52	花野池	七日市町 3964	4.1	18,000
53	出雲池	下出部町 1127	6.7	13,800
54	明治池	西江原町 5627-2	20.6	200,000
58	加戸池	西江原町 6222	6.7	42,000
64	大池	西江原町 8340	24.0	58,000
66	神戸池	西江原町 2503	6.0	25,000
67	音念池	西江原町 6604	14.1	23,300
68	名越池	西江原町 4388	3.9	3,600
69	中池	西江原町 4179	4.7	1,000
72	龍泉谷池	西江原町 78	5.0	3,000
74	機旋院池	西江原町 4921	15.0	5,300
76	坊主池	西江原町 4835	5.7	2,900
78	中塚池	東江原町 3992	3.0	700
82	鎌迫池	東江原町 3894	8.7	70,000
83	内寺池	東江原町 5161	7.7	16,000
84	苧山池	東江原町 3694	4.0	9,000
85	幡多池	東江原町 3548	4.0	600
87	荒神谷池	東江原町 5639	7.2	4,400
88	角之池	東江原町 2638	4.0	8,000
90	米持池	東江原町 3161	2.0	600
91	寺池	東江原町 3130	3.0	500
92	内狭上池	東江原町 1284	3.0	100
93	内狭下池	東江原町 1263	2.0	100
94	伏村池	神代町 1147	6.3	1,000
95	大谷池	神代町 1149-9	14.1	29,800
96	末国池	神代町 807	8.7	13,300

97	寺迫池	神代町 699	4.0	2,000
98	金切池	神代町 573	8.1	17,000
99	落神子池	神代町 1661	7.0	800
100	満江ノ池	神代町 407	7.0	500
101	田上池	大江町 4255-1	6.4	15,000
102	木田池	大江町 3588	4.8	3,000
103	相原池	大江町 1419-1	8.2	130,600
107	堀口池	大江町 5101	5.3	4,100
110	前田池	大江町 1707	4.2	5,000
111	花贈池	大江町 1671	4.7	2,300
116	田辺池	木之子町 5934	3.0	1,000
117	東高月池	木之子町 1603	2.0	1,000
118	高月池	木之子町 1918	3.4	800
119	蛭田西池	木之子町 2347-2	4.6	9,000
120	蛭田東池	木之子町 2293-1	4.2	8,300
121	小淀池	木之子町 3583	7.3	30,000
124	新池	木之子町 4070	4.8	2,500
125	大池	木之子町 4040	5.5	11,600
128	福当池	木之子町 4736	6.9	4,400
129	林花池	木之子町 4793-1	9.0	4,300
131	蓑上池	上稲木町 843	2.6	3,000
132	蓑下池	上稲木町 754	5.1	11,700
133	茅池	上稲木町 653	5.4	13,600
134	匠ヶ池	下稲木町 1825	4.4	52,000
135	片山下池	上稲木町 272	3.0	1,500
136	片山上池	上稲木町 290	4.3	4,000
137	水ヶ迫池	上稲木町 936	4.1	4,200
139	西之谷上池	上稲木町 1478	3.0	1,300
140	西之谷下池	上稲木町 1468	2.6	600
144	山地下池	上稲木町 1703	5.6	16,000
145	山地上池	上稲木町 1705	5.9	10,800
146	成常池	上稲木町 468	3.0	1,300
148	狭山池	上稲木町 2766	7.7	26,600
153	深田池	下稲木町 630	2.9	7,000
154	金神池	下稲木町 2406-1	5.0	4,200
156	茂河内池	下稲木町 2898	3.9	2,100
157	龍王池	下稲木町 2089	7.7	28,000
158	郷池	下稲木町 2081	4.6	8,400
163	見詰池	下稲木町 2599	6.6	10,000
164	霧池	岩倉町 244	4.8	8,800
165	夫婦池	岩倉町 745	2.8	9,600
166	安原池	岩倉町 965	2.2	200
170	鏡池	岩倉町 2917	4.0	2,000
171	新ノ池	岩倉町 2297	4.2	5,600
172	差迫池	岩倉町 1941	10.0	14,000

175	三山池	岩倉町 2755	10.1	54,000
177	ヶ市池	門田町 1193	3.8	1,800
178	松田池	門田町 1323	3.0	1,400
180	太和池	門田町 1465	5.4	1,600
183	地面池	門田町 503	9.9	192,000
184	官上下池	門田町 2213	5.9	4,000
185	官上上池	門田町 2250	4.8	4,100
187	善行方池	門田町 2396	2.0	1,000
195	村上池	門田町 26	6.0	6,000
198	中之上西池	門田町 2521-1	5.0	500
199	中之上東池	門田町 2535	7.0	600
200	動地池	門田町 2533	3.0	1,000
201	淀池	門田町 3899-1	4.3	4,800
203	上淀池	門田町 3406-1	3.2	1,600
204	雨堤下池	門田町 3267-1	5.8	2,800
205	雨堤上池	門田町 3254	4.5	4,000
209	伝普都池	門田町 4253	4.0	2,400
210	伝普都上池	門田町 4263-1	8.0	4,600
211	古栄谷池	門田町 3107	5.9	3,400
213	三番池	門田町 4700	5.0	2,300
214	北田池	門田町 4736	6.0	2,000
215	法全方北池	門田町 2887	3.5	1,900
216	法全方南池	門田町 2820	4.4	1,700
218	下金蔵坊池	門田町 2811	6.0	1,200
221	みたら北池	門田町 2773	3.3	1,900
222	みたら上池	門田町 2776-3	6.0	3,500
223	みたら南池	門田町 2767	3.0	2,000
224	谷池	門田町 2762	3.5	3,000
225	長池	門田町 2759-1	3.3	1,200
226	南下池	門田町 2751	5.0	500
227	南池	門田町 2629	5.3	3,200
230	山本池	門田町 2422	3.0	1,000
231	あで地池	門田町 2604	1.0	500
249	夕日原池	門田町 5478-2	3.0	600
250	馬手山池	門田町 5261	4.0	1,800
253	向山池	西方町 1542	5.2	4,000
256	ツツジ池	西方町 237	8.7	10,100
257	源造池	美星町星田 7553-4	7.6	13,000
260	寺戸池	西江原町 8777	9.6	5,000
1002	柿迫池	美星町明治 2359	4.8	4,500
1004	越出池	美星町宇戸谷 506	6.0	3,000
1006	八貫目池	美星町宇戸 1166	12.8	10,200
1007	上り田池	美星町三山 2171	4.8	15,600
1008	北方池	美星町三山 1280	7.0	27,500
1009	長草田池	美星町三山 428	8.3	52,800

1010	坊地池	美星町三山 3323	6.9	32,900
1012	盤ノ木池	美星町三山 4588	3.5	12,000
1023	掛迫池	美星町大倉 1703	9.6	15,400
1024	上迫池	美星町三山 4914	6.8	4,000
1025	黒田池	美星町星田 5215	4.4	4,800
1026	中曾池	美星町星田 5036	6.0	5,000
1027	薄木池	美星町星田 49	6.5	28,000
1029	山ノ谷下池	美星町三山 1374-2	4.0	500
1030	山ノ谷上池	美星町三山 1366-3	4.0	500
1033	蔵光池	美星町星田 466	4.0	1,700
1040	金野 1 号池	美星町星田 2073	5.0	900
1044	寺前池	美星町大倉 2287	2.0	400
1046	唐戸池	美星町星田 7523-1	5.9	1,200
1048	黒木池	美星町黒木 2295	6.0	1,700
1050	森谷上池	美星町宇戸谷 2421	2.9	1,700
1051	森谷下池	美星町宇戸谷 2421	5.6	2,800
1053	池平池	美星町烏頭 492	5.1	4,400
1054	越出向 2 号池	美星町宇戸谷 527	4.0	1,300
1055	池ノ迫池	美星町明治 5553	4.2	1,000
1057	雲絵池	美星町三山 2219	2.8	900
1067	熊石田池	美星町星田 17-1	3.3	1,500
1074	前田池	美星町黒忠 4931	2.6	1,000
1075	向田池	美星町黒忠 2876	3.9	1,600
1088	木舟池	美星町明治 960	3.8	500
1093	毛野池	美星町東水砂 2527	4.0	1,000
1098	池ノ迫下池	美星町明治 5571	3.0	700
1100	間通池	美星町明治 5631	4.0	800
1113	的場上池	美星町黒忠 1008	5.0	400
1118	野呂池	美星町星田 1512	3.0	300
1129	小山池	美星町黒木 1325	5.6	1,300
1130	入尾ノ奥池	美星町黒木 1050	4.0	500
1132	明見下池	美星町黒木 531-1	2.0	500
1134	菅ヶ谷池	美星町黒木 2439	5.9	1,300
1137	古池	美星町黒木 2301	2.0	300
1144	池ござ池	美星町星田 859	5.0	1,200
1151	出谷 2 号池	美星町宇戸谷 1988-1	5.0	800
1155	越出向 3 号池	美星町宇戸谷 540	2.0	500
2002	天神山池	芳井町天神山 1025-7	17.0	200,000
2003	大正池	芳井町吉井 2094 付近	18.4	26,000
2004	泉谷池	芳井町吉井 1469-1	12.0	21,000
2007	宮草池	芳井町川相 1549-1	5.7	4,000
2010	上田池	芳井町種 889-1	6.2	2,600
2011	東村入池	芳井町東三原 3117	4.0	2,000
2012	神田池	芳井町吉井 2482	3.7	1,900
2015	柴尾美池	芳井町池谷 2282	3.8	2,400

2016	森脇池	芳井町種 579-2、584-1、585	2.0	400
2018	田平池	芳井町東三原 3132	5.0	200
2023	妙見山池	芳井町種 1782-2	3.8	1,300

防災重点農業用ため池 合計 178池

【防災重点ため池】の指定基準

- (1) ため池から100m未満の浸水想定区域内に家屋、公共施設等があるもの。
- (2) ため池から100～500mの浸水想定区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上のもの。
- (3) ため池から500m以上の浸水想定区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上のもの。
- (4) 上記以外で、地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

第10節 異常気象時通行規制区間

第1 主要地方道

(令和8年1月時点)

路線名	担当事務所	規制区間	延長(km)	交通量(台/日)	規制基準		危険内容
					規制基準値		
					通行注意	通行止	
芳井油木	井笠	芳井町川相 " 上鳴	5.4	3,125	連 80 mm	時間 35 mm 連 150 mm	落石・崩土
"	"	芳井町上鳴 " 東三原	6.4	97	"	"	"

交通量は令和3年度全国道路・街路交通情勢調査より

第2 一般県道

(令和8年1月時点)

路線名	担当事務所	規制区間	延長(km)	交通量(台/日)	規制基準		危険内容
					規制基準値		
					通行注意	通行止	
高山芳井	井笠	芳井町吉井 " 片塚	5.9	76	連 80 mm	時間 35 mm 連 150 mm	落石・崩土
野上矢掛	井笠	美星町黒木 矢掛町小田	3.1	697	"	"	"
下鳴川上	井笠	芳井町下鳴 " 山村	3.1	72	"	"	"

交通量は令和3年度全国道路・街路交通情勢調査より

第11節 危険物・高圧ガス大量保有事業所

第1 液化石油ガス

○ LPガス充てん所

(令和7年1月現在)

名称	所在地	規模(t)	備考
浅野産業(株)井原事業所	芳井町梶江 11	35	

※岡山県地域防災計画資料編より

○ LPガス消費事業所

(令和7年1月現在)

名称	所在地	規模(t)	備考
(株)共和鑄造所	西江原町 5418-3	15	
シーピー化成(株)	東江原町 1516	15	
高橋金属(株)	木之子町 3701-16	15	

※岡山県地域防災計画資料編より

第5章 防災上重要な施設・設備等

第1節 気象観測施設・設備等

第1 雨量観測所

(令和8年1月現在)

観測所名	設置場所	水系名	備考
井原	井原市役所(井原町 311-1)	高梁川(小田川)	井原市
〃	西江原町 日芳橋下流左岸	〃 (〃)	国土交通省関係観測所
佐屋	芳井町佐屋	〃 (〃)	岡山地方気象台
井原	西江原町 井原水防倉庫	高梁川(小田川)	県関係
下嶋	芳井町下嶋 旧共和小学校	〃 (嶋川)	〃
芳井	井原市役所芳井支所	〃 (宇戸川)	〃
美星	井原市役所美星支所	〃 (美山川)	〃

第2 水位観測所

(令和8年1月現在)

観測所名	設置場所	水系名	備考
井原	西江原町 大正橋左岸	高梁川(小田川)	県水位観測所 水防団待機水位 1.80m 氾濫注意水位 2.50m 避難判断水位 2.50m 氾濫危険水位 2.90m
芳井	芳井町吉井 金比羅橋	〃 (〃)	県水位観測所 水防団待機水位 2.30m 氾濫注意水位 2.70m 避難判断水位 2.70m 氾濫危険水位 3.00m
井原	西江原町 日芳橋下流左岸	〃 (〃)	国土交通省水位観測所
高屋	高屋町 吉谷橋	芦田川(高屋川)	岡山県
戸倉橋一U	西江原町 戸倉橋	高梁川(雄神川)	岡山県
宮之前橋一U	木之子町 宮之前橋	高梁川(稲木川)	岡山県

第3 震度情報システム設置場所

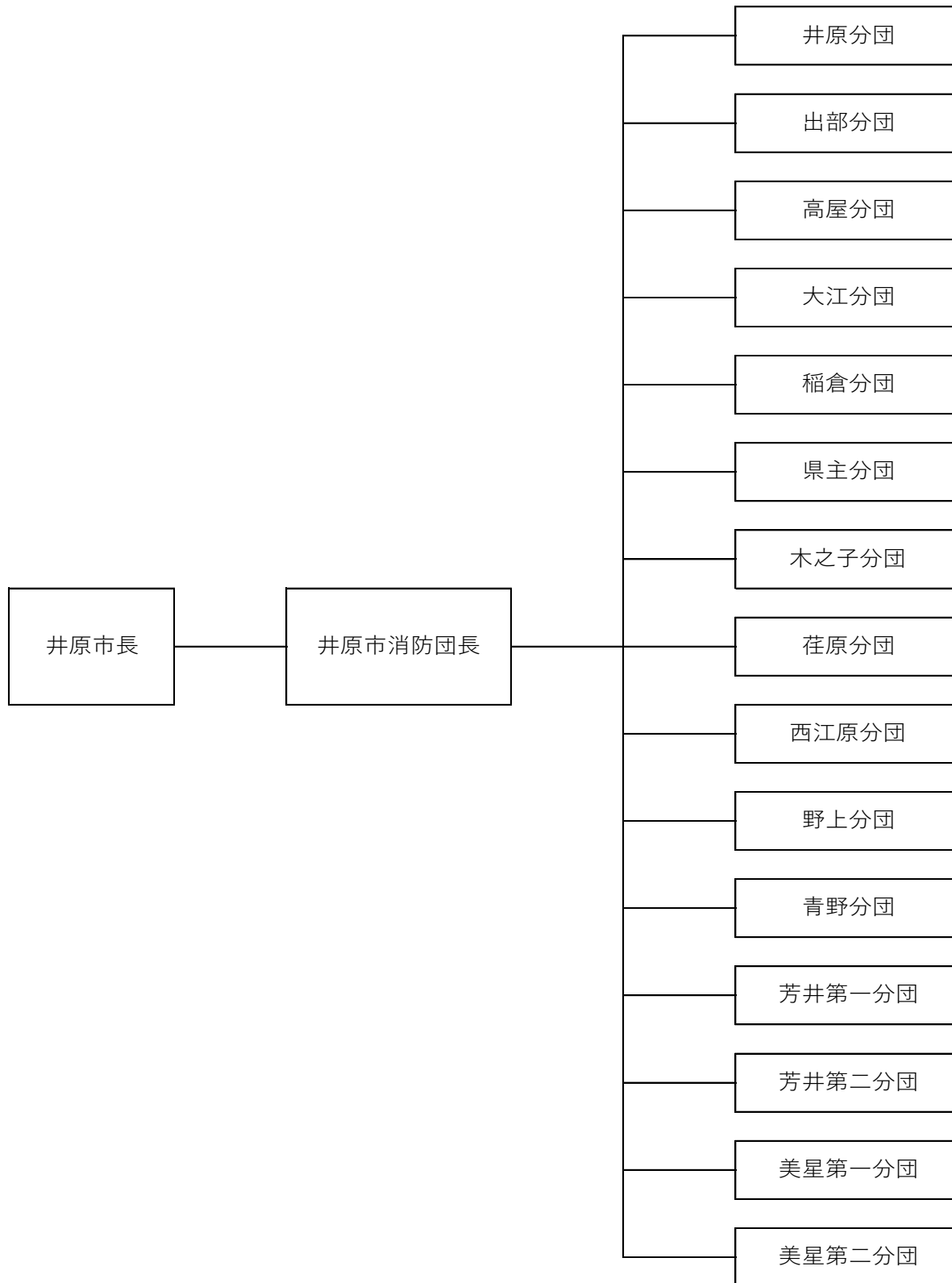
(令和8年1月現在)

設置場所	震度観測点名称	所在地
井原市役所	井原市井原町	井原市井原町 311-1
芳井支所	井原市芳井町	井原市芳井町吉井 253-1
美星支所	井原市美星町	井原市美星町三山 1055

第2節 消防施設・設備等

第1 消防団の機構

(令和8年1月現在)



第2 消防組合職員数及び消防団員数の状況

○消防組合職員数

(令和8年4月現在)

消防本部	井原消防署	美星分駐所	芳井分駐所	合計
26	29	16	16	87

○消防団員数

(令和8年4月現在)

	部数	団員定数	実員数	欠員数	備考
団本部		38	25	13	女性団員10人
井原分団	4	89	80	9	
出部分団	3	65	41	24	
高屋分団	4	73	66	7	
大江分団	3	62	62	0	
稲倉分団	3	56	50	6	
県主分団	2	54	46	8	
木之子分団	3	59	54	5	
桂原分団	3	57	48	9	
西江原分団	4	78	72	6	
野上分団	2	38	21	17	機能別団員7人
青野分団	3	49	45	4	
芳井第一分団	5	126	102	24	機能別団員4人
芳井第二分団	6	117	107	10	機能別団員36人
美星第一分団	4	108	96	12	機能別団員33人
美星第二分団	3	131	113	18	機能別団員20人
計	52	1,200	1,028	172	女性団員10人 機能別団員100人

第3 消防施設の状況

(令和8年1月現在)

【消防組合】

		はしご付 消防ポンプ 自動車	救 助 工作車	水 槽 付 消防ポンプ 自動車	化 学 消防車	消防ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ 積 載 車	指 令 車 指 揮 車
消防組合	井原消防署	1	1	1	1	2		3
	美星分駐所					1		
	芳井分駐所					1		
合計		1	1	1	1	4	0	3

【消防団】

		はしご付 消防ポンプ 自動車	救 助 工作車	水 槽 付 消防ポンプ 自動車	化 学 消防車	消防ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ 積 載 車	指 令 車 指 揮 車
消防団本部								2
井原分団						1	3	
出部分団							3	
高屋分団						2	2	
大江分団							3	
稲倉分団							3	
県主分団							4	
木之子分団							3	
荏原分団							3	
西江原分団						1	4	
野上分団							3	
青野分団							3	
芳井第一分団							6	
芳井第二分団						1	7	
美星第一分団						1	3	
美星第二分団						1	2	
合計		0	0	0	0	7	52	2

第4 消防水利の状況

(令和8年1月現在)

種別 地区	公設 消火栓	公設						私設						計	その他		
		防火水槽				井戸		防火水槽				井戸			河川	プール	堀池
		100	60	40	20	40	20	100	60	40	20	40	20				
井原	171				2									173	3		
出部	224			3	2	4	2			2				237	2		5
高屋	126			1	11		1							139	3	1	7
大江	75		1		4	1	4					2		87	1	1	11
稲倉	81		1	2	1				1		1			87			17
県主	55			1	3									59		1	17
木之子	93			2	6	1	1		1		1	1	2	108			4
荏原	86			2	9		1			1	1			100	1		9
西江原	147			4	8								1	160		1	5
野上	22	1		1	21				1	3	1			50		1	6
青野	59			4	21					1	2			87		1	14
芳井	97			25	48						5			175	4	1	6
明治(芳井)				9	76					1				86	1		8
共和				7	29						1			37	7		
三原				8	35						2			45		1	1
塚	110			24	1									135			2
美山	91	1		22						1				115			4
宇戸	47		1	11	2				1					62	1		2
明治(美星)	36			10	4					2	2			54			5
黒忠	41			6					1		1			49			2
計	1,561	2	3	142	283	6	9		5	11	19	1	3	2,045	23	8	125

第5 救助用施設設備の状況

(令和8年1月現在)

井原 消防署	救助工作車 1台	可搬式ウインチ, バケット型担架, バックボード
		救命ボート, 救命索発射銃, 発電機, 送排風機, 検電器
		エンジンカッター, 携帯用破壊器具
		油圧スプレッダーカッター, 高圧線接近警報機
		空気呼吸器, 防塵防毒マスク, 三連はしご, 有毒ガス測定器
		救助用縛帯, 安全帯, マンホール救助器具
	高規格救急車 4台	井原消防署 2台 美星分駐所・芳井分駐所各 1台

第6 化学消火剤等の備蓄

(令和8年1月現在)

所有者	オイルフェンス (m)	油処理剤 (ℓ)	油吸着材 (枚)	化学消火剤	
				原液(ℓ)	粉末(kg)
井原市 (環境企画課)	100	8	320		
井原地区 消防組合	18	—	990	540	

第7 消防施設整備計画

(令和8年度～令和12年度)

年度	事業名	事業主体	事業内容	事業費(千円)
8	常備消防施設整備	組合	高規格救急車1台	37,000
	非常備消防施設整備	市	—	—
9	常備消防施設整備	組合	高規格救急車1台	33,000
	非常備消防施設整備	市	—	—
10	常備消防施設整備	組合	消防車2台、救助工作車1台	309,720
	非常備消防施設整備	市	—	—
11	常備消防施設整備	組合	—	—
	非常備消防施設整備	市	小型動力ポンプ付積載車3台	—
12	常備消防施設整備	組合	—	—
	非常備消防施設整備	市	小型動力ポンプ付積載車2台	—

※消火栓、防火水槽、消防機庫などの消防施設については、地元要望等により適宜整備を進める。

第3節 通信施設・設備等

第1 防災行政無線

○行政用移動局

(令和8年1月現在)

無線種別	型式	回線キャリア	台数	備考
IP無線機	IM-SS-500	NTT docomo	25	市役所本庁及び各支所へ配備

○消防団用移動局

(令和8年1月現在)

無線種別	型式	回線キャリア	台数	周波数	備考
IP無線兼 簡易デジタル 無線	IP-700	KDDI	48	351.2MHz～ 351.38125MHz	市役所本庁、井原消防 署及び消防団へ配備
簡易デジタル 無線	IC-DPR7SBT	—	156		消防団各分団へ配備

第2 消防無線（井原地区消防組合）

(令和8年1月現在)

種別	区分	設置場所・車両	呼出名称	空中線電力	所属
固定局		高月中継所	しょうぼうたかつき	5 mW	井原市 東高月地内
		寺岡山中継所	しょうぼう てらおかやま	5 mW	井原市 芳井町池谷地内
基地局		高月中継所	いばらしょうぼう たかつき	20 w	井原市 東高月地内
		寺岡山中継所	いばらしょうぼう てらおかやま	20 w	井原市 芳井町池谷地内
		遥照山中継所	いばらしょうぼう ようしょうざん	20 w	矢掛町 南山田地内
		鶏足山中継所	いばらしょうぼう けいそくざん	10 w	高梁市 松山字山之上地内
移動局		井原消防署	しょうぼういばら	5 W	井原消防署
		矢掛出張所	やかげしょうぼう	5 W	矢掛出張所
		美星分駐所	びせいしょうぼう	5 W	美星分駐所
		芳井分駐所	よしいしょうぼう	5 W	芳井分駐所

第3 有線放送施設の状況

(令和8年1月現在)

種別	有線施設の設置者	呼出電話番号	加入の状況 (契約数)
有線テレビ	井原放送(株)	62-8181	井原地区 9,429戸
			野上町、神代町、東江原町、木之子町、門田町、西江原町、稗原町、青野町、北山町、七日市町、西方町、岩倉町、下稲木町、上稲木町、井原町、上出部町、下出部町、大江町、高屋町、笹賀町
			芳井地区 1,467戸
			梶江、与井、宇戸川、花滝、吉井、築瀬、川相、種、片塚、井山、池谷、下嶋、上嶋、山村、佐屋、天神山、西三原、東三原
			美星地区 1,115戸
			明治、三山、黒忠、大倉、西水砂、黒木、星田、東水砂、宇戸、烏頭、宇戸谷、上高末
緊急告知システム	井原市	62-9511	井原地区 9,917戸
			芳井地区 1,551戸
			美星地区 1,306戸
			全地域

第4 報道機関

(令和8年1月現在)

報道機関名	所在地	電話番号	FAX番号
山陽新聞社井原支局	七日市町 164-1	62-0331	63-3646
中国新聞社井原支局	上出部町 572	62-1066	65-0032
井原放送	井原町 1934-1	62-8181	62-8183
朝日新聞社岡山総局	岡山市北区野田屋町 1-12-11	086-225-4301	086-225-4306
毎日新聞社岡山支局	岡山市北区柳町 1-1-17	086-231-2111	086-231-2129
読売新聞社倉敷支局	倉敷市大島 369-1-303	086-422-1970	086-422-1977
山陽放送(RSK)倉敷支局	倉敷市白楽町 589-1 山陽新聞社倉敷本社ビル 2階	086-423-2881	086-425-7050
NHK新見支局	高梁市本町 46番地 クラージュ紺屋川 201号室 【送付先】 NHK岡山放送局 岡山市北区駅元町 15-1	086-214-4700 (岡山放送局)	086-214-4618 (岡山放送局)
時事通信社岡山支局	岡山市北区柳町 2-1-1 山陽新聞社ビル 15階	086-222-7601	086-222-7602
岡山放送(OHK)倉敷支社	倉敷市笹沖 1265 敷島ビル 2階	086-424-1623	086-421-7105
共同通信社岡山支局	岡山市北区柳町 2-1-1	086-803-8224	086-803-8227
西日本放送(RNC)岡山本社	岡山市北区野田 3-2-5	086-244-0123	086-243-1170

※秘書広報課から情報提供

第4節 水防施設・設備等

第1 市の水防資機材の備蓄状況

(令和7年4月現在)

倉庫名	所在地	品名 鍵保管者	土のう	杭	ロープ	鉄線	掛矢	鎌	ナタ	スコップ	ツルハシ	のこ	ペンチ	ハンマー	シート	唐鍬	交通止 バリケード
			(枚)	(本)	(巻)	(kg)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(枚)	(丁)
中町	井原	建設課	1,000	200	13	3	8	5	5	15	4	5	3	3	16	2	7
高屋下	高屋	建設課	400	120	12	2	5	3	1	5	3	2	2	2	1	2	3
高屋上	高屋	高屋分団 第4部	600	120	12	2	4	3	5	11	3	6	2	2	1	1	6
向山	西方	県主分団 本部	800	100	10	2	5	3	3	6	3	3	2	2		2	2
木之子	木之子	木之子分団 本部	970	270	21	1	9	4	5	12	5	5	3	3	2	3	7
青木	東江原	建設課	1,000	200	21	3	8	4	6	12	5	5	3	3	1	4	
芳井 支所	芳井町 吉井	芳井振興課	1,000	200	20	3	8	5	5	12	5	5	3	3			
美星 支所	美星町 三山	美星振興課	500	100	10	2	4	3	3	6	3	3	2	2			
合計			6,270	1,310	119	18	51	30	33	79	31	34	20	20	21	14	25

※井原市水防計画より

第2 県の水防資機材の備蓄状況

(令和7年4月現在)

倉庫名	品名 所在	土のう	杭	縄	ロープ	鉄線	掛矢	鎌	ナタ	スコップ	鋤練	唐鍬	ツルハシ	のこ	ペンチ	ハンマー	斧	シート
		(枚)	(本)	(巻)	(m)	(kg)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)
井原	西江原	10,000	800	4	50	30	3	4	2	11	5	3	3	3	7	3	3	9

※井原市水防計画より

第5節 水道施設

(令和8年1月現在)

施設名	水源の種別	1日最大 給水能力 (m^3)	1人1日 最大給水能力 (l)	水源の位置
井原市上水道	浅層地下水	16,000	415	西江原町川原端地内 笹賀町二丁目地内 井原町夏目地内
中央簡易水道	浅層地下水	1,094	359	芳井町梶江地内 芳井町吉井地内 芳井町築瀬地内
種花滝簡易水道	浅層地下水	64	379	芳井町種地内
川町簡易水道	浅層地下水	66	369	芳井町下鳴地内
高原簡易水道	表流水 (自流)	17	418	芳井町上鳴地内
美星簡易水道	受水	1,600	362	美星町三山地内

第6節 救助用施設・設備

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する。

(災害対策基本法第49条の4)

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する。

(災害対策基本法第49条の7)

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるとされている。

(災害対策基本法第49条の8)

第1 指定緊急避難場所・指定避難所

(1) 指定緊急避難場所

地区	指定避難所との重複	名称	避難場所として利用可能な面積		避難場所の収容人数		指定緊急避難場所			
			屋内(㎡)	屋外(㎡)	屋内(人)	屋外(人)	洪水	土砂	地震	内水氾濫
井原		倉掛公園		760		350	×	○	○	×
井原		袋田公園		740		350	×	○	○	○
井原		井原市民会館	964		450		×	○	○	○
井原		田中苑		700		350	×	○	○	○
井原	◎	井原小学校	2,997	10,728	1,400	3,000	×	○	○	○
井原		井原幼稚園	320	1,668	100	500	×	○	○	○
井原		井原市立高等学校	174	2,976	60	990	×	○	○	○
井原		井原公民館	510		200		×	○	○	○
井原		井原高等学校	4,500	15,664	3,000	7,500	×	2階	○	○
井原		向町公園		2,560		1,200	×	×	○	×
出部		地場産業振興センター	804	2,014	400	670	4階	○	○	○
出部		アクティブライフ井原	1,200	2,800	500	1,000	4階	○	○	○
出部		七日市公園		1,520		700	×	○	○	×
出部	◎	出部小学校	1,877	7,076	900	1,800	×	○	○	○
出部		出部幼稚園	645	1,228	300	350	×	○	○	○
出部		上出部公園		500		250	×	○	○	×
出部		勤労者体育センター	749		100		×	○	×	屋内
出部		井原保健センター	377	2,332	100	1,000	×	○	○	屋内
出部		出部公民館	879		290		×	○	○	○
出部		井原運動公園		35,626		17,000	×	○	○	○
出部	◎	井原体育館	2,241		1,000		○	○	○	○
出部		井原市グラウンド・ゴルフ場	122	10,700	50	5,000	○	○	○	○
出部		井原リフレッシュ公園 (静のゾーン)		32,300		15,000	○	×	○	○
出部		出部西部公園		3,000		1,500	×	○	○	○
出部		大曲公園		920		450	×	○	○	○

地区	指定避難所との重複	名称	避難場所として利用可能な面積		避難場所の収容人数		指定緊急避難場所			
			屋内(m ²)	屋外(m ²)	屋内(人)	屋外(人)	洪水	土砂	地震	内水氾濫
出部		株式会社イズミゆめタウン井原店	831		270		3階	○	○	○
出部		馬引公園		3,880		1,900	×	○	○	×
出部		水掻公園		2,640		1,300	×	○	○	○
出部		ジャンボ井原店	3,118		1,030		3階	○	○	○
出部		田淵公園		1,300		650	×	×	○	○
出部		白海公園		220		100	×	×	○	○
出部		横田公園		920		450	×	○	○	○
高屋		高屋幼稚園	194	1,988	90	550	×	○	○	○
高屋		高屋小学校	1,877	4,861	900	1,400	2階	○	○	○
高屋		定信公園		1,300		650	×	○	○	×
高屋	◎	高屋中学校	3,102	9,484	1,300	2,800	2階	○	○	○
高屋		橋詰公園		1,300		650	×	○	○	○
高屋		高屋公民館	639		300		3階	○	○	○
高屋		坊地公園		980		450	×	○	○	○
高屋		高屋南公園		500		250	×	○	○	○
大江		相原公園		3,200		1,600	○	○	○	○
大江		井原リフレッシュ公園(動のゾーン)		20,300		10,000	○	○	○	○
大江	◎	大江小学校	1,212	10,341	500	3,100	○	2階	○	○
大江		大江幼稚園	208	1,341	100	400	×	○	○	○
大江		大江公民館	562		180		×	○	○	○
稲倉	◎	稲倉小学校	1,627	9,572	600	2,800	2階	○	○	○
稲倉		稲倉公民館	543		200		×	○	○	○
稲倉		稲倉幼稚園	176	1,029	80	300	×	○	○	○
木之子		笹井公園		1,020		500	×	○	○	×
木之子		木之子公民館	305		150		×	○	○	○
木之子		高月地区コミュニティハウス	97		20		○	○	○	○
木之子		平木公園		900		450	×	○	○	○
木之子	◎	木之子小学校	1,768	5,101	850	1,500	2階	○	○	屋内
木之子		木之子中学校	3,298	10,583	1,300	3,100	×	○	○	屋内
木之子		木之子幼稚園	227	1,600	100	450	×	○	○	○
県主	◎	県主小学校	1,399	7,899	650	2,000	屋内	○	○	○
県主		県主幼稚園	206	1,317	100	350	屋内	○	○	○
県主		県主公民館	540		180		○	○	○	○
県主		淀農村公園		1,040		500	○	×	○	○
荏原		早雲の里交流センター	146		40		×	○	○	○
荏原		青木公園		1,340		600	○	○	○	○
荏原	◎	荏原小学校	1,847	7,536	900	2,100	3階	2階	○	○
荏原		荏原幼稚園	182	1,391	90	400	×	○	○	○
荏原		荏原公民館	401		130		×	○	○	○
荏原		ふれあいセンター	300	400	150	200	×	○	○	○

地区	指定避難所との重複	名称	避難場所として利用可能な面積		避難場所の収容人数		指定緊急避難場所			
			屋内(m ²)	屋外(m ²)	屋内(人)	屋外(人)	洪水	土砂	地震	内水氾濫
野上		野上公民館	256		100		○	○	×	○
野上	◎	野上小学校	809	6,086	400	1,800	○	○	○	○
野上		野上幼稚園	103	177	30	50	○	○	○	○
青野	◎	青野小学校	1,060	4,819	400	1,400	○	○	○	○
青野		青野幼稚園	216	516	50	150	○	○	○	○
青野		青野公民館	283		100		○	○	×	○
青野		葡萄浪漫館		5,068		2,500	○	○	○	○
西江原		亀迫城山公園		640		300	○	×	○	○
西江原	◎	西江原小学校	2,103	7,044	1,000	2,100	3階	○	○	○
西江原		西江原公民館・西江原幼稚園	930	870	300	250	×	○	○	○
西江原		興譲館高等学校体育館	1,685		800		屋内	2階	×	○
西江原	◎	井原中学校	4,193	11,449	1,400	3,400	○	2階	○	○
西江原		神戸公民館	58	1,326	20	440	屋内	○	○	○
西江原		立戸公園		5,400		2,700	×	○	○	○
芳井		梶江コミュニティハウス	75	140	30	50	×	○	○	○
芳井		築瀬コミュニティハウス	86	789	40	100	×	×	○	○
芳井		与井コミュニティハウス	95	203	40	50	×	○	○	○
芳井		富士ベークライト(株) 芳井工場 2階食堂	237		110		×	2階	×	○
芳井		宇戸川コミュニティハウス	78		30		○	×	×	○
芳井		J A晴れの国岡山 井原芳井支店(2階、3階)	1,027		450		×	2階	×	○
芳井		東吉井コミュニティハウス	94	855	40	100	屋内	×	○	○
芳井		芳井体育館	750		200		○	○	×	○
芳井		芳井運動場		12,818		6,000	○	×	○	○
芳井		西吉井コミュニティハウス	94	642	40	100	○	○	○	○
芳井		芳井中学校	3,370	14,060	500	1,000	×	2階	○	○
芳井		芳井生涯学習センター	1,247	3,275	400	500	×	2階	○	○
芳井		芳井幼稚園	275	973	100	200	×	×	○	○
芳井		芳井公民館	355	896	150	300	×	2階	○	○
芳井	◎	芳井小学校	1,902	4,821	500	1,000	×	2階	○	○
芳井		川相コミュニティハウス	100	1,855	50	150	屋内	○	○	○
芳井		旧川相小学校	792	5,224	200	500	○	○	○	○
明治		花滝コミュニティハウス	99	1,293	50	150	○	○	○	○
明治		明治ごんぼう村ふれあい広場		14,988		7,000	○	○	○	○
明治		旧明治小学校	1,330	5,341	300	600	○	○	○	○
明治		旧明治幼稚園	156	610	70	180	○	○	○	○
明治		芳井公民館明治分館	174	895	70	200	○	○	○	○
明治		池井コミュニティハウス	112	1,157	50	150	○	○	○	○
明治		片塚コミュニティハウス	90	1,071	40	150	○	○	○	○
共和		芳井公民館共和分館	177	196	70	50	×	2階	○	○
共和		旧共和小学校	1,039	4,646	300	500	屋内	2階	○	○

地区	指定避難所との重複	名称	避難場所として利用可能な面積		避難場所の収容人数		指定緊急避難場所			
			屋内(m ²)	屋外(m ²)	屋内(人)	屋外(人)	洪水	土砂	地震	内水氾濫
共和		上嶋コミュニティハウス	81	2,403	40	300	○	×	○	○
三原		上市公会堂	36	25	10		○	○	×	○
三原		村入コミュニティハウス	90	684	40	100	○	○	○	○
三原		芳井公民館三原分館	719	5,213	350	1,000	○	○	○	○
美山		三山第1公民館	60	200	30	100	○	○	○	○
美山		美星公民館	370	1,300	150	500	×	○	○	○
美山		三山第2公民館	60	300	30	150	○	○	○	○
美山		三山第3公民館	60	200	30	100	○	○	○	○
美山		大倉公民館	60		30		○	○	×	○
美山		美星幼稚園	708	2,012	350	600	○	○	○	○
美山		東水砂公民館	40	200	20	100	○	○	○	○
堺	◎	美星小学校	2,580	17,735	500	1,000	○	○	○	○
堺		西水砂公民館	70		30		○	○	×	○
堺		美星農村環境改善センター		1,000		280	○	○	○	○
堺		老人憩の家	80		40		○	○	×	○
堺		すばーく美星	400	400	200	200	○	○	○	○
堺		美星中学校	2,759	15,738	500	1,000	○	○	○	○
堺		星の郷ふれあいセンター	1,890	18,432	400	1,000	○	○	○	○
堺		美星海洋センター	789	90	200		○	○	×	○
堺		東星田公民館	80	400	40	200	○	○	○	○
堺		北星田農村公園		180		90	○	○	○	○
堺		北星田公民館	60		30		○	○	×	○
堺		西星田公民館	80		40		○	○	×	○
堺		黒木公民館	40	240	20	100	○	○	○	○
日里		本村城平公民館	60		30		○	○	×	○
日里		向組公民館	50		20		○	○	×	○
日里		八日市公会堂	100		50		○	○	×	○
日里		宗安公民館	60		30		○	○	×	○
日里		加谷公民館	80		40		○	○	○	○
日里		美星運動場		12,650		2,000	○	○	○	○
日里		星の郷テニス場		2,389		1,000	○	○	○	○
日里		鷹山公民館	60	200	30	100	○	○	○	○
日里		六部落公民館	60	100	30	50	○	○	○	○
日里		黒萩公民館	70		30		○	○	×	○
日里		水名公民館	50		20		×	○	×	○
宇戸		宇戸谷公民館	80	300	40	150	×	×	○	○
宇戸		宇頭公民館	60	300	30	150	○	○	○	○

※地震の際は屋外避難を基本とする

◎：指定避難所兼指定緊急避難場所、○：利用可能、屋内：屋内への避難、2階：2階以上への避難、3階：3階以上への避難、4階：4階以上への避難、×：使用不可

合計 指定緊急避難場所 142箇所

(2) 指定避難所

名称	所在地	想定収容人数(人)
井原小学校	井原市井原町 1113-1	132
出部小学校	井原市上出部町 235-1	110
井原体育館	井原市上出部町 1671-1	312
高屋中学校	井原市高屋町 2-9-1	130
大江小学校	井原市大江町 2886	45
稲倉小学校	井原市下稲木町 888	78
木之子小学校	井原市木之子町 2946	78
県主小学校	井原市門田町 649-1	81
荏原小学校	井原市東江原町 2584	81
野上小学校	井原市野上町 3201	40
青野小学校	井原市青野町 2507-1	40
西江原小学校	井原市西江原町 567-1	78
井原中学校	井原市西江原町 2000	156
芳井小学校	井原市芳井町吉井 4114-1	72
美星小学校	井原市美星町西水砂 20	98

合計 指定避難所 15箇所 想定収容人数 1,531人

第2 福祉避難所

(令和8年1月現在)

施設名	運営母体	所在地	電話番号	定員(人)	受入可能人数(人)
特別養護老人ホーム きのこ荘	(福)新生寿会	木之子町 2416-1	62-2200	100	10
特別養護老人ホーム みずき	(福)みずき会	東江原町 1661-1	63-2122	70	6
特別養護老人ホーム 小田川荘	(福)芳仙会	芳井町川相 351	72-1577	50	2
特別養護老人ホーム 長楽園	(福)小田・後月三友会	美星町西水砂 2236-7	87-3110	70	5
ケアハウス四季が丘	(福)恭和会	上出部町四季が丘 20-7	65-1600	40	4
介護付有料老人ホーム いばら長寿の里	(有)出原地所	上出部町 183	62-5060	30	1
サンサンリビング いばら楽寿	(有)楽寿会	下出部町 2-17-4	67-3200	60	1
コーポラティブらくじゅ	(有)楽寿会	下出部町 2-17-2	67-3240	30	1
介護付有料老人ホーム ドルフィン岩倉	(株)ドルフィン・エイド	岩倉町 342-1	62-2211	30	2
特別養護老人ホーム 四季の里	(福)恭和会	上出部町四季が丘 20-4	65-1607	70	4
井原市特別養護老人ホーム 星の郷	(福)超寿会	美星町 2466	87-4477	29	2
岡山県立西備支援学校	岡山県	笠岡市東大戸 5075-1	0865-63-1603	398	40
こだま園本部	(福)こだま園	井原市高屋町 4275-1	67-2940	0	2
こだま園短期入所事業所	(福)こだま園	井原市高屋町 4275-1	67-2940	1	1
こだま園ころよい	(福)こだま園	井原市高屋町 4048	67-1500	40	3

15施設 受入可能人数 84人

第3 病院

(令和8年1月現在)

施設名	経営 主体	患者収容定員			所在地	管理者	電話	備考
		一般	療養	計				
井原市立井原市民病院	市立	102	37	139	井原町 1186	前田 徹也	62-1133	救急
小田病院		33		33	井原町 582	小田 健司	62-1355	救急
菅病院		32		32	井原町 124	溝口 博喜	62-2831	救急
大山眼科		6		6	井原町 1228-2	大山 明子	63-1313	
ほそや医院					七日市町 102	細谷 武史	62-1373	
平木眼科医院		5		5	七日市町 132	平木 泰典	65-0506	
森本整形外科医院		19		19	上出部町 473	森本 裕樹	62-6000	救急
井原腎泌尿器科 クリニック					上出部町 513	西村 元一	62-2960	
鳥越医院					笹賀町 2-21-3	鳥越 恵治郎	63-1656	
井原第一クリニック		19		19	高屋町 127-1	宮口 直之	67-0331	
青木内科					高屋町 4-24-10	青木 光正	67-3138	
タカヤクリニック					高屋町 3-24-10	宮島 厚介	67-0011	
きこの診療所					西方町 1425-1	加藤 知之	62-7020	
長尾整形外科 リハビリテーション科					西江原町 867-1	長尾 知之	62-2510	
原田内科医院					西江原町 851-1	原田 寛	63-1620	
前谷内科クリニック					西江原町 666-1	前谷 繁	63-4888	
山成医院					芳井町与井 44-7	山成 洋	72-0101	
河合医院					芳井町吉井 89-1	河合 良成	72-1556	
赤木医院共和診療所					芳井町下鴨 2543-1	赤木 信斎	74-0624	
赤木医院					芳井町東三原 1061-1	〃	74-0802	
三宅医院					美星町星田 5191-1	三宅 伊知郎	87-2303	
井原市立美星国保診療所	市立				美星町大倉 2467-4	谷口 眞	87-2525	

第4 第二種感染症指定医療機関

(令和8年1月現在)

設置主体	施設名	病床数	所在地	電話番号
公益財団法人 大原記念 倉敷中央 医療機構	倉敷中央病院	10床	倉敷市美和1丁目1-1	(086)422-0210

第5 火葬場

(令和8年1月現在)

施設名	設置者	設備	所在	電話番号
井笠広域斎場	岡山県西部 衛生施設組合	火葬炉7基 汚物炉1基	笠岡市走出3057-45	(0865)65-1428

第6 応急給水用資機材の現況

(令和8年1月現在)

所有者	内訳			計	備考
	種別	容量	個数		
井原市	給水タンク	1,000 リットル	6 個	15,816 リットル	
	ポリタンク	18 リットル	75 個		
	非常用飲料水 給水袋	6 リットル	911 個		
	加圧式給水車	3,000 リットル	1 台		

第7節 防疫活動用資材保有状況

(令和8年1月現在)

資材名	内容・数量	保管場所及び数量	備考
電動噴霧器	1 台	健康医療課 1 台	
石灰	56 袋	環境企画課 56 袋	即時発注

第8節 清掃施設・設備等

第1 じん芥・し尿等運搬車両保有状況

(令和8年1月現在)

区分	所有者	台数	容量	備考
じん芥	株式会社 井原環境保全	15台	53.60t	8.20t 1台 7.90t 1台 3.50t 1台 3.40t 1台 3.35t 2台 3.30t 3台 3.25t 1台 3.00t 2台 2.70t 1台 1.70t 1台 0.35t 1台
	株式会社 クリーンサービス・イバラ	18台	40.55t	3.80t 1台 3.25t 2台 3.20t 4台 3.15t 1台 2.95t 1台 2.70t 1台 2.65t 1台 2.55t 1台 1.35t 1台 0.70t 1台 0.35t 4台
	株式会社 三美産業	20台	46.45t	4.00t 1台 3.55t 1台 3.45t 1台 3.20t 1台 3.15t 1台 3.00t 2台 2.95t 1台 2.70t 1台 2.60t 1台 2.10t 1台 2.00t 5台 1.70t 1台 0.35t 3台
し尿	株式会社 井原環境保全	9台	43.5kl	10.8kl 2台 3.7kl 3台 3.0kl 3台 1.8kl 1台
	株式会社 クリーンサービス・イバラ	11台	46.8kl	9.8kl 1台 9.6kl 1台 4.9kl 1台 3.0kl 3台 2.7kl 5台

株式会社 三美産業	9台	26.35kl	3.4 kl 1台 3.15kl 1台 3.0 kl 6台 1.8 kl 1台
--------------	----	---------	--

第2 清掃施設

(令和8年1月現在)

区分	施設名	設置者	処理能力	所在地
一般廃棄物 ・可燃ごみ	井笠広域里庄 清掃工場	岡山県 西部衛生 施設組合	130 t / 日 65 t / 日 × 2 炉	浅口郡里庄町大字 新庄 3656-4
一般廃棄物 ・不燃ごみ ・粗大ごみ ・資源ごみ	井笠広域資源化 センター	岡山県 西部衛生 施設組合	【不燃・粗大ごみ】 40 t / 日 【資源ごみ】 27 t / 日	笠岡市平成町 105
一般廃棄物 ・不燃ごみ	一般廃棄物 埋立処分場	井原市	32,980 m ³	高屋町野々迫
一般廃棄物 ・不燃ごみ ・資源ごみ	井原リサイクル センター	(有)井上興産	【不燃・資源ごみ】 8 t / 日	岩倉町 236
し尿	井笠広域 クリーン センター	岡山県 西部衛生 施設組合	210 kl / 日	笠岡市平成町 100
し尿 (生活雑排水含む)	井原浄化 センター	井原市	12,800 m ³ / 日	七日市町 4346-1
焼却残渣、 不燃物残渣	井笠広域 一般廃棄物 埋立処分場	岡山県 西部衛生 施設組合	約 104,600 m ³	高屋町 5096

第6章 必需物資の備蓄及び調達先

第1節 米穀大型とう精工場

(令和8年2月現在)

調達先	所在地	電話番号
井原食糧企業組合	井原市井原町 182-2	62-1166

第2節 災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第4章I第11の規定に基づき、都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続については、下記のとおりとする。

記

1 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 知事又は市町村長は、要領第4章I第11の1の(1)の規定に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は市町村担当者は、農産局農産政策部貿易業務課担当者（別紙1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請書（別紙2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) 上記(1)の場合にあつて、市町村長が直接、農産局長に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があつた場合、該当する地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局の担当者（以下「地方農政局等担当者」という。）に対し、要請書の写しを送付する。
- (5) この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であつて、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあつては、(2)又は(3)の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

2 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

農産局長は、1の(1)の要請があつた場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀の引渡方法等を決定する。

3 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき農産局長と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2の調整終了後速やかに、引渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した政府所有主要米穀売買契約書（以下「売買契約書」という。）を都道府県担当者に2部送付する。
- (3) 都道府県担当者は、(2)で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3)で返送された売買契約書について、農産局長の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。
- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。
- (6) この他、農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときは、(2)から(4)までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく(2)から(4)までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

4 災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、農産局長から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領第4章I第11の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

(別紙2)

番 号
年 月 日

農林水産省政策統括官殿

〇〇〇都道府県知事（市町村長） 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第11の1の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

（注1）公印を省略する場合は、押印場所に「公印省略」と記載する。

（注2）備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包装	量 目	等級	数量(キロ数)	単価	金額	備考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合計										

内訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買受目的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省政策統括官〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省政策統括官（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めた場合は、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第5条 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、本契約の条項に違反した場合。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあつては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金(以下「元本」という。)について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあつては、年14.60パーセント、違約金にあつては、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によつてもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあつてもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によつて現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であつて、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を

求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第16条 乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省政策統括官 印

乙 住所
氏名 印

第3節 救急医薬品等の緊急調達先

(令和8年1月現在)

医薬品

調達先	所在地	電話
岡山県薬剤師会井原支部	井原市七日市町 543 (久安薬局内)	62-2143

消毒剤

調達先	所在地	電話	資材名
岡山県薬剤師会井原支部	井原市七日市町 543 (久安薬局内)	62-2143	クレゾール 塩化ベンザルコニウム 次亜塩素酸ナトリウム
晴れの国岡山農業協同組合 井原アグリセンター	井原市東江原町 1705-3	62-1433	石灰 (粉体消石灰)
晴れの国岡山農業協同組合 井原芳井支店	井原市芳井町吉井 97	72-1414	
晴れの国岡山農業協同組合 美星支店	井原市美星町三山 1038	87-2531	
ヤマリ(有)	井原市高屋町二丁目 8-4	67-0407	
藤井建材店	井原市井原町 3301-7	62-0663	

第4節 主な備蓄物資等の備蓄量

(令和8年1月現在)

品名	数量	備蓄場所等
アルファ化米(食)	21,230 食	本庁・支所・指定避難所
飲料水(500ml)(本)	13,320 本	本庁・支所・指定避難所
毛布(枚)	1,150 枚	本庁・支所・指定避難所
敷きマット(枚)	1,081 枚	本庁・支所・指定避難所
簡易トイレ(収納袋)(回分)	41,560 回分	本庁・支所・指定避難所
パーティション(枚)	484 枚	本庁・支所・指定避難所

第 7 章 建設機械の保有

(令和 8 年 1 月現在)

機械の種類	能力	所有者	備考
ダンプカー	2 t (イスズ エルフ)	井原市	建設課
〃	2 t (マツダ タイタン)	〃	美星振興課

第 8 章 輸送車両等の保有

第 1 節 一般社団法人岡山県トラック協会井原分会所属事業所保有車両

(令和 7 年 1 月現在)

28 事業所合計	保有車両数					合計
	普通	小型	けん引	被けん引	小計 (被けん引を除く)	
	620	9	36	42	665	

普通＝普通貨物車（1 ナンバー）

小型＝小型貨物車（4 ナンバー）

けん引＝けん引自動車

普通・けん引・被けん引は特積含を含む

※災害発生時等の緊急・救援輸送等に関する協定（岡山県）

※岡山県地域防災計画資料編より

第 2 節 旅客輸送事業者保有自動車

(令和 7 年 1 月現在)

4 事業所合計 (株)西部観光バス、日の丸タクシー(株)、 一丸タクシー(株)、北振バス(株)	保有自動車数	
	乗合	貸切
	16	44

※井原市内で営業している旅客輸送事業者

※岡山県地域防災計画資料編より

第 3 節 市有車両の保有状況

(令和 8 年 1 月現在)

区分	台数	区分	台数
普通乗用車	8 台	小型乗用車	7 台
普通四輪貨物車	7 台	小型四輪貨物車	17 台
特殊作業車	67 台	軽四輪自動車	73 台
マイクロバス	11 台	大型バス	0 台

第4節 ヘリポート適地

(令和7年1月現在)

名称	所在	連絡先	散水	最大機種
井原運動公園陸上競技場	上出部町 1671-1	62-9533	要	CH-47
野上青少年研修広場	野上町 4789-1	62-9527	不要	CH-47
木之子小田川右岸公園	木之子町 150 番地先	62-9524	不要	CH-47
星の郷ふれあいセンター	美星町星田 2-10	63-3347	要	CH-47
芳井運動場	芳井町吉井 1851-1	62-9533	要	CH-47
芳井公民館三原分館	芳井町西三原 1299-1	63-3347	要	B-412
ごんぼう村ふれあい広場	芳井町花滝 3712-3	62-9533	要	CH-47
美星小学校	美星町西水砂 20	62-9531	要	CH-47
高屋中学校運動場	高屋町 2 丁目 9-1	62-9531	要	CH-47
芳井中学校運動場	芳井町吉井 4052	62-9531	要	CH-47
旧川相小学校運動場	芳井町川相 1461	62-9531	要	B-412
旧共和小学校運動場	芳井町下嶋 2962-1	62-9531	要	B-412
経ヶ丸グリーンパーク自由広場	笹賀町 1682-1	62-9504	不要	B-412
旧黒忠小学校運動場	美星町黒忠 2688	62-9504	不要	B-412
旧宇戸中学校運動場	美星町宇戸谷 2079	62-9504	要	B-412
井原消防署車庫前	七日市町 3216	62-9119	不要	B-412
井原ゴルフ倶楽部	野上町 438-6	63-2111	不要	B-412

※機種の大きさ：CH-47>B-412>BK117

※岡山県地域防災計画資料編より

第5節 自衛隊の災害用資機材等

第1 岡山県からの預託機材

(令和7年1月現在)

品名	数量	品名	数量
チェーンソー (16 吋)	1 3	ナタ柄カバー付	9 0
〃 (20 吋)	1 5	造林鎌	7 5
チェーンソー替刃 (16 吋)	2 1	唐鎌	9 0
〃 (20 吋)	2 4	バンビバケットモデル 1518(自給式)	2

※岡山県地域防災計画資料編より

第2 日本原駐屯地保有機材等

(令和7年1月現在)

品名	数量	備考(能力等)
野外炊具1号	3	炊事能力 約200名分/1台
野外炊具2号	5	炊事能力 約50名分/1台
水トレーラ(1t用)	6	給水能力 約8t/1回
水缶(20ℓ)	100	
十字(マトック)	356	道路・水路の啓開
エンピ(ショベル)	760	
とび口	16	
チェーンソー	8	
中型油圧ショベル	1	
ダンプトラック	1	
照明セット	3	夜間の照明能力
大型トラック	36	人員輸送 約870名
超大型トラック	15	物資輸送 約298t
人命救助システム(中隊用)	4コセット	人命救助活動
人命救助システム(小隊用)	8コセット	
人命救助システム(分隊用)	16コセット	
人命救助システム(個人用)	200コセット	

※上記の数量・能力等は、日本原駐屯地保有の最大数量・能力である。

※岡山県地域防災計画資料編より

第9章 防災対策上重要な制度等

第1節 自主防災組織の組織状況

(令和8年4月現在)

区分 組織	組織数	人員	備考
女性防火クラブ	6	66名	
少年消防クラブ	13	703名	
幼年消防クラブ	15	307名	
自主防災会	96	15,844世帯	組織率 96.0%

第2節 災害救助制度

第1 災害救助法の適用

○救助の種類と実施期間

救助の種類	実施期間
1 避難所の設置	災害発生の日から7日以内
2 応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内着工
3 炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
4 飲料水の供給	〃
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内
6 医療	災害発生の日から14日以内
7 助産	分べんした日から7日以内
8 被災者の救出	災害発生の日から3日以内
9 福祉サービスの提供	災害発生の日から7日以内
10 被災住宅の応急修理	災害発生の日から3カ月以内
11 学用品の給与	災害発生の日から1カ月又は15日以内
12 埋葬	災害発生の日から10日以内
13 死体の搜索	〃
14 死体の処理	〃
15 住宅又はその周辺の土石等の障害物の除去	〃

第2 災害救助法施行細則

○災害救助法施行細則（昭和35年4月19日岡山県規則第23号）

（趣旨）

第一条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)の施行については、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（救助の程度、方法及び期間）

第二条 令第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成二十五年内閣府告示第二百二十八号)の定めるところによる。ただし、同告示によっては救助の適切な実施が困難な場合には、令第三条第二項の規定により内閣総理大臣に協議し、別に定めるものとする。

（物資の保管命令、収容等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書）

第三条 法第五条第二項(法第九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する公用令書、規則第一条第四項に規定する公用変更令書及び同条第五項に規定する公用取消令書の様式は、次に定めるところによる。

- 一 公用令書 様式第一号の一から第一号の四まで
- 二 公用変更令書 様式第二号
- 三 公用取消令書 様式第三号

2 前項第一号の公用令書を交付したときは、台帳(次項及び第五条において「強制物件台帳」という。)に登録しなければならない。

3 第一項第二号の公用変更令書又は第三号の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては変更事項を記録しなければならない。

（受領調書）

第四条 規則第二条第二項の規定により収用し、又は使用すべき物資の引渡しを受けた当該職員が、同条第三項の規定により、受領調書(様式第五号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失の補償に係る記録）

第五条 規則第三条の規定による損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書）

第六条 法第七条第四項において準用する法第五条第二項に規定する公用令書及び規則第四条第三項に規定する公用取消令書の様式は、次に定めるところによる。

- 一 公用令書 様式第七号
- 二 公用取消令書 様式第八号

2 前項第一号の公用令書を交付したときは、台帳(次項において「救助従事者台帳」という。)に登録しなければならない。

3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

第七条 規則第四条第二項の規定による届出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 負傷又は疾病により従事することができない場合には、医師の診断書
- 二 天災その他避けられない事故により従事することができない場合には、市町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

（実費弁償の程度）

第八条 令第五条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第二のとおりとする。

第九条 削除

(立入検査証票)

第十条 法第十条第三項において準用する法第六条第四項の規定により当該職員が立入検査に当たつて携帯しなければならない証票は、様式第十一号によるものとする。

(扶助金支給申請書の添付書類)

第十一条 規則第六条に規定する扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書には、次の区別に従い、所要の書類を添付しなければならない。

- 一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入の途がない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- 二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

2 法第八条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第十二条の規定による扶助金の支給申請書には、規則第六条及び前項に定める書類のほか、協力命令を発した旨の知事の証明書を添付しなければならない。

(災害発生市町村等の長による救助の実施に関する事務の実施)

第十二条 令第十七条第一項の規定による通知を受けた災害発生市町村等の長は、第三条から第七条までに規定するところにより、当該救助の実施に関する事務を行うものとする。

(一部繰替支弁の弁償請求)

第十三条 災害発生市町村等の長は、法第三十条の規定により一時繰替支弁を行つたときは、請求書に領収書の写しその他知事が必要と認める書類を添付して、知事に弁償を請求するものとする。

附 則 (略)

第3 災害救助法の適用基準

市町村別災害救助法適用基準早見表

市町村名	人口 (人)	令1号基準 (世帯)	令2号基準 (世帯)
岡山市	724,691	150	75
倉敷市	474,592	150	75
津山市	99,937	80	40
玉野市	56,531	80	40
笠岡市	46,088	60	30
井原市	38,384	60	30
総社市	69,030	80	40
高梁市	29,072	50	25
新見市	28,079	50	25
備前市	32,320	60	30
瀬戸内市	36,048	60	30
赤磐市	42,661	60	30
真庭市	42,725	60	30
美作市	25,939	50	25
浅口市	32,772	60	30
和気町	13,623	40	20
早島町	12,368	40	20
里庄町	10,950	40	20
矢掛町	13,414	40	20
新庄村	813	30	15
鏡野町	12,062	40	20
勝央町	10,888	40	20
奈義町	5,578	40	20
西粟倉村	1,398	30	15
久米南町	4,530	30	15
美咲町	13,053	40	20
吉備中央町	10,886	40	20
合計	1,888,432		

(注) 1. 人口は令和2年国勢調査(確定値)の数値。

2. 令1号(又は、2号)基準とは、災害救助法施行令第1条第1項第1号(又は2号)を指し、
2号基準は、県下の住家滅失世帯数が1,500世帯を超えた場合に適用。

※岡山県地域防災計画資料編より

第3節 災害被災者援護制度

第1 災害弔慰金等の支給

1. 災害弔慰金

(1) 対象者

下記の災害による死亡者

- ア 市の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害（住居の滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令第1条第2項に定める算定方法の例によるものとする。）
- イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給額

遺族の生計を主として維持していた場合 死亡者1人当たり 500万円

その他の場合 死亡者1人当たり 250万円

(3) 実施主体

市

(4) 負担区分

国1/2 県1/4 市1/4

2. 災害障害見舞金

(1) 対象者

災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき精神又は身体に重度の障害を有する者

(2) 支給額

生計を主として維持している場合 250万円

その他の場合 1人当たり 125万円

(3) 実施主体

市

(4) 負担区分

国1/2 県1/4 市町村1/4

第2 災害援護資金等の貸付

1. 災害援護資金

(1) 対象者

県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により被害をうけた世帯であつて、かつ次の要件を満たす世帯の世帯主

世帯人員	年間所得
1人	220万円未満
2人	430万円 "
3人	620万円 "
4人	730万円 "
5人以上1人増すごとに加算	30万円
住居が滅失した場合	1,270万円未満

(2) 貸付限度額

被害の種類及び程度	限度額
① 世帯主の1カ月以上の負傷	1,500,000円
② 家財等の損害	
ア 家財等の3分の1以上の損害	1,500,000
イ 住居の半壊	1,700,000
ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	2,500,000
エ 住居全体の滅失又は流失	3,500,000
③ ①と②が重複した場合	
ア ①と②のアが重複した場合	2,500,000
イ ①と②のイが重複した場合	2,700,000
ウ ①と②のウが重複した場合	3,500,000
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であつて、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合	
ア ②のイの場合	2,500,000
イ ②のウの場合	3,500,000
ウ ③のイの場合	3,500,000

(3) 貸付期間等

据置期間 3年（特別の場合5年）

償還期間 10年（据置期間を含む）

利率 無利子

償還方法 年賦、半年賦又は月賦（原則として元金均等償還）

(4) 実施主体 市

(5) 負担区分 国 2/3 県 1/3

2. 災害援護資金、生活福祉資金、母子福祉金及び寡婦福祉資金の概要

条件等	災害援護資金	生活福祉資金	母子・父子・寡婦福祉資金	
1 貸付機関	市	県社会福祉協議会	県(県民局健康福祉部)	
2 適用災害	災害救助法が適用になった災害	特別の制限なし。 ただし、左の災害援護資金の貸付対象世帯は除く。	特別の制限なし	
3 貸付対象者	一定の被害を受けた世帯であつて、かつ、次の要件を満たす世帯	低所得世帯で他から融資を得られない世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 (配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養している者) ・父子家庭の父 (配偶者のない男子で現に20歳未満の児童を扶養している者) ・寡婦 (配偶者のない女子であつて、かつて母子家庭の母であつた者) 	
	世帯人員			世帯の所得の合計額
	1人			220万円未満
	2人			430万円 〃
	3人			620万円 〃
	4人			730万円 〃
	5人以上1人増すごとに加算			30万円
住居が滅失した場合	1,270万円未満			
4 資金種別	災害援護資金	災害援護資金	住宅資金、転宅資金外	
5 貸付限度額	被害の種類及び程度に応じ 150～350万円	150万円 ただし、住宅資金との重複貸付によって最高350万円	①住宅資金 200万円外 ②転宅資金 26万円外	
6 貸付期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 据置期間 3年 (ただし、特別の場合5年) 2 償還期間 10年 (据置期間含む) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 据置期間 6ヵ月以内 (災害の状況に応じ2年以内) 2 償還期間 7年以内 (据置期間経過後) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 据置期間 住宅資金、転宅資金 6ヶ月 (被害の程度により最高1年6ヶ月間延長可能) 2 償還期間 住宅資金 7年以内 転宅資金 3年以内 	
7 償還方法	半年賦、年賦 (原則として元利均等償還)	月賦、半年賦、年賦 (原則として元利均等償還)	月賦、半年賦、年賦 (元利均等償還)	

条件等	災害援護資金	生活福祉資金	母子・父子・寡婦福祉資金
8 貸付利率	1 普通利率 年3% (据置期間中は無利子)	1 無利子(連帯保証人有) 1.5%(連帯保証人無) 2 延滞利率 年5.0%	1 普通利率 無利子(連帯保証人有) 年1.0%(連帯保証人無) 2 延滞利率 年3.0%
9 担保	1 物的担保 なし 2 保証人 1人	1 物的担保 なし 2 保証人 原則として1人 (借受人と県内同一居住者)	1 物的担保 なし 2 保証人 原則として1人 (借受人と県内同一居住者)
10 提出書類	1 借入申込書 2 本人及び保証人の印鑑証明 3 負傷の場合は診断書	1 借入申込書(市社会福祉協議会に備付) 2 罹災証明書 3 民生委員調査書 4 市社会福祉協議会長の調査意見書 5 借受人世帯・連帯借受人・連帯保証人の所得証明書等 6 個人情報の取扱について(同意書) 7 工事見積書及び平面図など 8 補修等の計画書及び経費見積書	1 貸付申請書 2 戸籍謄本 3 被災証明書 4 住宅計画書及び住宅経費見積書 等
11 申請 経由機関	【申込者】 ↓ 【市】 ↑ 【県】 ↑ 【国】	【申込者】 ↓ 【民生委員】 ↓ 【井原市社会福祉協議会】 ↓ 【岡山県社会福祉協議会】	【申込者】 ↓ 【市】 ↓ 【県民局健康福祉部】
12 貸付 審査機関	市	岡山県社会福祉協議会 (貸付審査会)	県(県民局健康福祉部)
13 取扱機関	市	井原市社会福祉協議会	市

第3 災害融資制度

法令名	区分	内容	対象	受付（相談）窓口
独立行政法人住宅金融支援機構法 （平成17年法律第82号）		災害で被災した住宅を復旧するため必要となる資金の融資	住宅に被害を受けた者	独立行政法人 住宅金融支援機構
中小企業信用保険法 （昭和25年法律第264号）		災害関係の別枠保証	被災中小企業者	信用保証協会
株式会社商工組合中央金庫法 （平成19年法律第74号）		特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者	株式会社 商工組合金融公庫
独立行政法人福祉医療機構法 （平成14年法律第166号）		災害を受けた医療施設の復旧のため必要となる資金の融資	私的医療機関設置者	県保健福祉部
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 （昭和30年法律第136号）		農林漁業者に対する経営資金、被害組合に対する事業資金の融資	農林漁業者 農業協働組合等	農林課
株式会社日本政策金融公庫法 （平成19年法律第57号）		特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者	農林課 株式会社 日本政策金融公庫 農業協働組合等
		農林漁業施設の災害復旧費の融資	農林漁業者 農業協同組合 漁業協同組合等	
		災害の減収補てん等経営維持安定を図るための融資	農業者 農業生産法人	
母子及び父子並びに寡婦福祉法 （昭和39年法律第129号）		災害を受けた店舗、田畑及び住居の復旧に必要な資金の貸付	母子世帯、父子世帯、寡婦	子育て支援課
		既貸付金の支払猶予措置		
災害弔慰金の支給等に関する法律 （昭和48年法律第82号）		災害援護資金の貸付	被災者 （所得制限あり）	福祉課
生活福祉資金貸付制度要綱 （昭和36年厚生省発社第142号）		災害援護資金	低所得世帯に対し、災害を受けたため貸し付ける資金	井原市 社会福祉協議会

第 10 章 予報及び警報等の種類と基準等

第 1 節 気象注意報等の種類及び発表基準

大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。大雨及び洪水注意報は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。

岡山地方気象台が井原市に発表する注意報の種類（井原市の発表基準は別表 1 のとおり）

注意報の種類	概要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には晩霜期に農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

第2節 気象警報等の種類及び発表基準

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

岡山地方気象台が井原市に発表する警報の種類（井原市の発表基準は別表1のとおり）

警報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

（注）注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(別表1)

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署 岡山地方気象台

井原市	府県予報区		岡山県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		井笠地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	125
	洪水		流域雨量指数基準	小田川流域=26.6
			複合基準*1	小田川流域=(5, 18.6)
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	7
			土壌雨量指数基準	98
	洪水		流域雨量指数基準	小田川流域=21.2
			複合基準*1	小田川流域=(5, 16.7)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 35%で実効湿度 60%	
	なだれ		①積雪の深さ 20cm以上あり降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 12℃以上又はかなりの降雨*2	
	低温		最低気温 -3℃以下*3	
	霜		晩霜期に最低気温 2℃以下	
着氷				
着雪		24時間降雪の深さ:平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温:-1℃~3℃		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	90mm

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。

*3 気温は岡山地方気象台の値。

第3節 気象等に関する特別警報の種類及び発表基準

暴風、大雨、大雪、暴風雪等が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

特別警報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒がよびかけられる。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

第4節 火災気象通報

火災気象通報の基準

岡山地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

【参考】

乾燥注意報：最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下

強風（平均風速）注意報：陸上 12m/s 以上、海上 15m/s 以上

(注) 実効湿度とは「木材（生木でない例えば柱）の乾燥度」を表すものであり、最小湿度とは「その日の外気における最小の湿度」を表すものである。

第5節 火災警報

火災警報の発令基準

井原地区消防組合管理者は、火災気象通報を受けたとき又は気象等の状況が次のいずれかの条件に該当する場合において、火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができる。

- (1) 実効湿度 60 パーセント以下で最小湿度 35 パーセント以下であり、かつ、最大風速が毎秒 7 メートル以上となる見込みのとき。
- (2) 平均風速が毎秒 12 メートル以上の風が 1 時間以上連続で吹く見込みのとき。ただし、当日に降水が見込まれるとき及び積雪があるときを除く。

林野火災警報の発令基準

井原地区消防組合管理者は、火災警報が発せられている場合を除き、気象等の状況が次のいずれかの条件を満たすときに強風注意報が発表され、林野火災の予防上警戒を要すると認めるときは、林野火災警報を発することができるものとする。ただし、当日に降水が見込まれるとき及び積雪があるときは発しないものとする。

- (1) 前 3 日間の合計降水量が 1 mm 以下かつ前 30 日間の合計降水量が 30 mm 以下のとき。
- (2) 前 3 日間の合計降水量が 1 mm 以下かつ乾燥注意報が発表されているとき。

林野火災警報により、次の火の使用の制限の対象となる区域は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条の規定により岡山県知事が作成する地域森林計画及び同法第 7 条の 2 の規定により森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画に定める森林の区域とする。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

林野火災警報の発令対象期間は 1 月から 5 月とする。ただし、井原地区消防組合管理者が林野火災の予防上必要があると認めるときは、この限りでない。

第 1 1 章 災害対策の協定等

井原市災害時応援協定一覧

令和 8 年 4 月 1 日時点

No	名称・締結先・応援内容		締結年月日
1	名称	災害時における井原市内郵便局、井原市間の相互協力に関する覚書	平成 9 年 5 月 2 6 日
	締結先事業所	井原郵便局長	
	応援内容	相互協力（被災市民の避難先及び被災状況の相互提供等）	
2	名称	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	平成 1 7 年 4 月 2 5 日
	締結先事業所	井原市建設業協会	
	応援内容	災害発生に伴う障害物の除去及び応急対策等	
3	名称	井原市災害緊急放送の実施に関する協定	平成 1 7 年 6 月 2 日
	締結先事業所	井原放送（株）	
	応援内容	災害緊急放送の実施、緊急告知放送システムの運用	
4	名称	岡山県下消防相互応援協定	平成 2 0 年 3 月 3 1 日
	締結先事業所	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、津山圏域消防組合、笠岡地区消防組合、井原地区消防組合、東備消防組合	
	応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等	
5	名称	雪舟サミット構成市町災害時相互応援協定	平成 2 3 年 4 月 1 日
	締結先事業所	関係 4 市（総社市、島根県益田市、山口県山口市、山口県防府市）	
	応援内容	災害時の相互応援（食糧・生活必需品等の提供、必要な資機材等の提供、職員の派遣など）	
6	名称	災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 2 3 年 7 月 2 5 日
	締結先事業所	市内 8 施設	
	応援内容	災害時に福祉避難所として使用することを目的とした協定	
7	名称	災害時における連絡体制および協力体制について	平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日 (社名変更:令和 2 年 4 月 1 日)
	締結先事業所	中国電力ネットワーク(株)倉敷ネットワークセンター、高梁ネットワークセンター	
	応援内容	災害発生に伴う情報伝達	
8	名称	「平櫛田中ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定	平成 2 4 年 3 月 2 3 日
	締結先事業所	東京都小平市	
	応援内容	災害時の相互応援（食糧・生活必需品等の提供、必要な資機材等の提供、職員の派遣など）	
9	名称	災害時等における水道施設の応急措置等に関する協定	平成 2 4 年 4 月 1 日
	締結先事業所	井原管工事協同組合	
	応援内容	災害発生時における所管する施設の応急処置に関すること	
10	名称	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	平成 2 4 年 4 月 3 日
	締結先事業所	(株)クリーンサービス・イバラ、(株)井原環境保全、(株)三美産業	
	応援内容	災害発生に伴う災害廃棄物（ごみ及びし尿等）の収集・運搬	

No	名称・締結先・応援内容		締結年月日
11	名称	災害時等における避難所に関する協定	平成24年4月23日
	締結先事業所	岡山県立井原高等学校	
	応援内容	災害発生時における避難所としての利用	
12	名称	災害時における生活必需品等の物資の緊急調達及び供給に関する協定	平成24年5月7日
	締結先事業所	晴れの国岡山井原支店	
	応援内容	災害時の生活必需品の調達及び供給	
13	名称	災害時における生活必需品等の物資の緊急調達及び供給に関する協定	平成24年5月8日
	締結先事業所	株式会社イズミ	
	応援内容	災害時の生活必需品の調達及び供給	
14	名称	災害時等における避難所に関する協定	平成24年5月9日
	締結先事業所	興譲館高等学校	
	応援内容	災害発生時における避難所としての利用	
15	名称	災害時における生活必需品等の物資の緊急調達及び供給に関する協定	平成24年5月9日
	締結先事業所	株式会社ハローズ	
	応援内容	災害時の生活必需品の調達及び供給	
16	名称	災害時における生活必需品等の物資の緊急調達及び供給に関する協定	平成24年6月1日
	締結先事業所	大黒天物産株式会社	
	応援内容	災害時の生活必需品の調達及び供給	
17	名称	災害時の相互応援に関する協定	平成24年7月20日 (令和6年4月1日竹原市加入)
	締結先事業所	備後圏域7市2町（三原市、尾道市、福山市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市）	
	応援内容	相互応援	
18	名称	災害時等における避難所指定に関する協定	平成24年8月10日
	締結先事業所	晴れの国岡山農業協同組合井原支店	
	応援内容	災害発生時における避難所としての利用	
19	名称	災害時等における避難所指定に関する協定	平成24年9月4日
	締結先事業所	富士パークライト株式会社	
	応援内容	災害発生時における避難所としての利用（芳井工場2階食堂部分）	
20	名称	災害時等におけるボランティア活動等に関する協定	平成24年9月5日
	締結先事業所	社会福祉法人井原市社会福祉協議会	
	応援内容	災害発生時における災害ボランティア活動の運営に関する協定	
21	名称	災害時における情報交換に関する協定	平成25年2月14日
	締結先事業所	国土交通省（中国地方整備局）	
	応援内容	災害発生時に同整備局職員を派遣、協力体制を整えて迅速な対応を図る。	
22	名称	災害救助犬の出動に関する協定	平成25年2月20日
	締結先事業所	サーチ・アンド・レスキュードッグ`吉備・アウフ	
	応援内容	人命の捜索	

No	名称・締結先・応援内容		締結年月日
23	名称	災害時における生活必需品等の物資の緊急調達及び供給に関する協定	平成25年7月25日
	締結先事業所	NPO 法人コメリ災害対策センター	
	応援内容	災害時の生活必需品の調達及び供給	
24	名称	災害に係る情報発信等に関する協定	平成25年9月24日
	締結先事業所	LINE ヤフー株式会社	
	応援内容	災害発生に伴う情報伝達	
25	名称	災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設を使用することに関する協定	平成26年3月3日
	締結先事業所	株式会社ドルフィン・エイド	
	応援内容	災害発生時における避難所としての利用	
26	名称	「子守唄フェスティバル関係市」災害時における相互応援に関する協定	平成26年6月30日
	締結先事業所	和歌山県岩出市	
	応援内容	相互応援	
27	名称	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	平成26年7月4日
	締結先事業所	県及び県内各市町村	
	応援内容	応急対策及び復旧対策	
28	名称	災害時における生活必需品等の物資の緊急調達及び供給に関する協定書	平成27年4月21日
	締結先事業所	生活協同組合おかやまコープ	
	応援内容	生活必需品等の物資の緊急調達及び供給	
29	名称	災害時の相互応援に関する協定書	平成27年5月11日
	締結先事業所	松江市，出雲市，米子市，安来市及び境港市	
	応援内容	相互応援	
30	名称	災害時における行政書士業務相談に関する協定	平成28年7月28日
	締結先事業所	岡山県行政書士会	
	応援内容	大規模災害時における行政書士業務に関する相談業務の体制確保及び実施	
31	名称	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	平成28年7月28日
	締結先事業所	一般社団法人岡山県LPガス協会	
	応援内容	災害時におけるLPガス及びガス機材の供給	
32	名称	井原市・日本下水道事業団災害支援協定	平成28年10月1日
	締結先事業所	日本下水道事業団	
	応援内容	災害時における下水道機能の回復	
33	名称	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成28年12月1日
	締結先事業所	岡山県立西備支援学校	
	応援内容	災害発生時における福祉避難所としての利用	
34	名称	災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成29年1月11日
	締結先事業所	社会福祉法人こだま園（社会福祉法人こだま園ほか3施設）	
	応援内容	災害発生時における福祉避難所としての利用	
35	名称	井原市避難行動要支援者名簿情報の提供及び取扱いに関する協定	平成29年2月1日
	締結先事業所	岡山県井原警察署	
	応援内容	個人情報に関する事故を未然に防止	

No	名称・締結先・応援内容		締結年月日
36	名称	災害時における法律相談業務に関する協定	平成29年8月23日
	締結先事業所	岡山弁護士会	
	応援内容	災害時の被災者等を対象とした法律相談の実施	
37	名称	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	平成29年8月28日
	締結先事業所	西日本電信電話株式会社岡山支店	
	応援内容	災害等発生時における非常用電話の設置及び利用・管理等に関する協定	
38	名称	災害時における避難場所の指定に関する協定	平成29年10月16日
	締結先事業所	株式会社サンエイシステム、株式会社リー・グローブ	
	応援内容	災害発生時における避難所としての利用	
39	名称	福山地区消防組合・井原地区消防組合消防相互応援協定	平成29年11月9日
	締結先事業所	福山地区消防組合	
	応援内容	消防、救急及び救助業務に関する応援隊及び消防用機材等	
40	名称	大規模災害に備えた防災力向上の相互協力に関する協定	平成29年11月24日
	締結先事業所	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	
	応援内容	災害時におけるドローンによる情報収集等の防災力向上	
41	名称	災害時における避難場所の指定に関する協定	平成29年12月1日
	締結先事業所	株式会社イズミ	
	応援内容	災害発生時における避難所としての利用	
42	名称	災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定	平成31年2月8日
	締結先事業所	一般社団法人岡山県自動車整備振興会井原支部	
	応援内容	災害時における緊急車両及び災害応急対策に使用する車両の応急整備等	
43	名称	岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定	平成31年3月20日
	締結先事業所	県及び県内市町村と消防組合管理者	
	応援内容	岡山県と県内市町村等との消防広域応援	
44	名称	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定	令和2年2月26日
	締結先事業所	公益社団法人岡山県柔道整復師会	
	応援内容	避難所に避難した住民等に対する人的支援	
45	名称	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	令和2年3月2日
	締結先事業所	株式会社ゼンリン岡山営業所	
	応援内容	災害対策本部設置期間中における住宅地図の無償提供及び複製利用の許可等	
46	名称	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	令和2年9月18日
	締結先事業所	大栄環境株式会社	
	応援内容	本市委託の関連事業所等での処理が困難になった場合の廃棄物の処理の受入れ	
47	名称	災害時における生活必需品等の物資の緊急調達及び供給に関する協定	令和3年4月20日
	締結先事業所	株式会社ナフコ	
	応援内容	生活必需品等の物資の緊急調達及び供給	

No	名称・締結先・応援内容		締結年月日
48	名称	災害時における生活必需品等の備蓄品の緊急調達及び供給に関する協定	令和3年5月17日
	締結先事業所	株式会社三美産業	
	応援内容	生活必需品等の備蓄品の緊急調達及び供給	
49	名称	災害時における燃料等の供給に関する協定	令和4年1月17日
	締結先事業所	岡山県石油商業組合井原支部	
	応援内容	燃料等の優先供給	
50	名称	災害時における物資輸送等に関する協定	令和4年11月30日
	締結先事業所	岡山福山通運株式会社	
	応援内容	災害時の物資輸送等の配送	
51	名称	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	令和5年6月8日
	締結先事業所	佐川急便株式会社	
	応援内容	災害時の支援物資の受入及び配送	
52	名称	災害時における電動車両等の支援に関する協定	令和5年8月4日
	締結先事業所	西日本三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社	
	応援内容	災害時の電動車両等の貸与	
53	名称	防災情報の放送に関する協定	令和6年5月29日
	締結先事業所	株式会社エフエムふくやま	
	応援内容	災害緊急放送の実施、緊急告知放送システムの運用	
54	名称	B&G財団及び中国ブロック B&G 海洋センター等所在市町村間災害時相互応援協定	令和7年9月9日
	締結先事業所	B&G財団及び関係34市	
	応援内容	災害時の相互応援（生活必需品等の提供、必要な資機材等の提供、職員の派遣など）	
55	名称	災害時における物資調達に関する協定	令和8年2月16日
	締結先事業所	萩原工業株式会社	
	応援内容	災害時の応急対策に必要な物資の緊急調達及び供給	

第 1 2 章 災害応急対策

第 1 節 井原市災害救助条例

昭和37年11月19日条例第38号

(目的)

第 1 条 この条例は、非常災害の発生に際して、本市が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けない場合その被災者に対して応急的に必要な救助を行うとともに社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(適用基準)

第 2 条 この条例による災害救助の適用基準は、10 世帯又は 40 人以上の者が同一災害により現に救助が必要な場合とする。

2 前項のり災 10 世帯は、全焼、全壊又は流失等のものを対象とする。ただし、半焼又は半壊の場合は、2 世帯をもって 1 世帯とみなし、床上浸水の場合は 3 世帯をもって 1 世帯とみなして算定する。

3 第 1 項の適用基準に満たない場合においても、市長が特に必要と認めるときは救助を行うことができるものとする。

(救助の種類等)

第 3 条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 福祉サービスの提供
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去
- (12) その他市長が必要と認める救助等

2 救助の実施は、現物給付をもって原則とする。

3 救助の種別、支出経費、救助期間、救助範囲等は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）第 1 章で定める基準を参酌して、規則で定める。

4 前項の規則によっては救助の適切な実施が困難な場合には、市長は、救助の種別、支出経費、救助期間、救助範囲等を別に定めることができる。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2節 井原市災害時等避難行動支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時又は災害が発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）に、避難行動について支援が必要となる障害者や高齢者等（以下「避難行動要支援者」という。）が、災害時等における支援を地域の中で受けることができるための制度（以下「支援制度」という。）を整備することにより、災害に備えた地域の協力体制づくりを進め、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において避難行動要支援者とは、次に掲げる者であり、かつ、在宅で生活している者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3以上の者
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の規定による1級又は2級に該当するもの
 - (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度がAに該当するもの
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する岡山県精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級に該当するもの
 - (5) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者のうち支援が必要なもの
 - (6) 厚生労働省が定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究対象疾患患者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、災害時等において支援が必要と認められるもの
- 2 この要綱において、地域支援組織とは、避難行動要支援者の近隣に居住し、災害時等における具体的な日年支援活動に取り組むため、自治会又は小学校区単位に、自主防災組織、民生児童委員、地区社会福祉協議会、自治会、消防団等で構成された団体をいう。

(避難行動要支援者同意リストの登録)

第3条 避難行動要支援者のうち、災害時等において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことに困難を伴うことが予想され、かつ、家族等の援護が望めない者で、支援制度による地域支援組織からの支援を希望するものは、個人情報の提供について同意のうえ、井原市災害時等避難行動要支援同意書（様式第1号。以下「同意書」という。）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、障害等により、前項の規定による提出が困難な場合は、親族等による代理により提出することができるものとする。

(登録の手続きと情報の共有)

第4条 市長は、同意書の提出があった者のうち個人情報の提供について同意したもの（以下「同意者」という。）については、申請内容を確認の上、井原市災害時避難行動要支援同意者リスト（以下「同意者リスト」という。）を作成するものとする。

- 2 同意者リストを共有するものは、井原警察署、民生委員・児童委員、井原市社会福祉協議会及び地域支援組織とする。ただし、地域支援組織への個人情報の提供は、避難行動要支援者のうち当該組織が担当する地域内の同意者に限る。
- 3 避難行動要支援者のうち、この要綱に基づく個人情報の提供について同意がない者の情報は、市長が管理する。

- 4 市長は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要があると認めるときは、同意の有無にかかわらず、同意者リストを第2項に規定するものへ提供することができる。

(個別プランの策定)

- 第5条 地域支援組織は、災害時等における支援の内容等を把握するために、同意者リストに基づき、同意者への聴き取り調査等を行い、同意者ごとに災害時等に備え、避難を支援する担当者、避難場所、家族等の連絡先等を定めた井原市災害時等避難行動要支援者個別プラン(様式第3号。以下「個別台帳」という。)を策定するものとする。
- 2 地域支援組織は、前項の規定により策定した個別プランを市長及び当該同意者に提出するものとする。

(個人情報の保管及び守秘義務)

- 第6条 地域支援組織は、同意者リスト及び個別プラン(以下「個別プラン等」という。)を取り扱うことについて、井原市個人情報保護条例(平成13年井原市条例第6号)を順守し、次条各号に掲げる支援以外の目的で使用してはならない。
- 2 地域支援組織は、個別プラン等を取り扱うことについて、あらかじめ井原市災害時等避難行動支援個人情報取扱誓約書(様式第4号。以下「誓約書」という。)を市長に提出するものとする。
 - 3 地域支援組織は、個別プラン等に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密事項について、他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。
 - 4 地域支援組織は、個別プラン等を紛失したとき又は個人情報の漏えい等が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(避難支援活動)

- 第7条 地域支援組織は、同意者に対し、可能な限りにおいて次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。
- (1) 災害時における安否確認、避難情報の提供、避難誘導、救出活動等
 - (2) 前号の活動を容易にするための日常生活での声かけ運動、相談活動等

(避難支援者の育成)

- 第8条 地域支援組織は、災害時等において登録者支援を迅速かつ的確に行うために、地域住民の中より要援護者を支援する者の育成に努めるものとする。

(登録の変更及び抹消)

- 第9条 同意者は、個別プラン等の内容に変更が生じたときは、井原市災害時等要支援者個別プラン変更届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、同意者が次に掲げる事項のいずれかに該当したことを知ったときは、個別プラン等を抹消することができるものとする。
 - (1) 同意者又は同意者の親族等から井原市災害時等避難行動要支援者登録廃止届(様式第5号)が提出されたとき。
 - (2) 同意者が死亡したとき。
 - (3) 同意者が市外に転出したとき。

(制度の周知)

- 第10条 市長は、市広報等を通じて、支援制度の周知を図るものとする。
- 2 地域支援組織は、前項の周知に協力するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

井原市災害時等避難行動要支援同意書

井原市長 殿

フリガナ		性別	男・女
氏名	Ⓜ		
住所	〒 ー 井原市 町 番地		
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
災害時に地域の支援を必要とする理由	①介護保険の要介護3以上の在宅で生活している人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③療育手帳の交付を受けている人 ④精神保健福祉手帳の交付を受けている人 ⑤一人暮らしの高齢者 ⑥高齢者のみの世帯の人 ⑦難病患者の人 ⑧その他①～⑦に準ずると思われる人		

	氏名	続柄	住所	電話番号
緊急時の家族等の連絡先				()
*記入をお願いします。				()
				()

この制度は、避難支援を行う者自身やその家族などの安全が前提のため、個人情報の提供について同意を行った避難行動要支援者が、必ず避難行動の支援を受けることを保証するものではありません。

私は、井原市災害時等避難行動支援制度の趣旨に賛同し、地域からの支援を受けることを希望します。また、私が同意した上記の個人情報について、井原市から民生委員児童委員、避難支援者、消防署、警察署、自治会等に提供されることに

- 同意します。
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません。
- 同意するかしないかを判断するために、井原市から詳細な説明を求めます。
*いずれかにレ点を記入してください。（署名は親族等の代理の人でもかまいません。）

年 月 日

署 名

Ⓜ

電話番号

井原市災害時等避難行動要支援者個別プラン

作成年月日 年 月 日

フリガナ				性別	男・女
氏名	㊦				
住所	〒 ー 井原市 町 番地				
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日			血液型	A・B・O・AB
地域支援 組織名	電話番号				
	FAX				
	メールアドレス				

特記事項 ※災害時の避難支援を円滑にするため知らせておきたいこと		例：目が不自由、車いすを使用している、危険通報指示を察知できないなど			
かかりつけ医療機関名				家族構成	人世帯
介護サービス利用機関名				緊急通報装置の設置	有・無
緊急時の連絡先 (親族等)	続柄	氏名	住所		電話番号
避難支援者	続柄	氏名	住所		電話番号

担当 民生委員		電話番号		最寄りの 避難場所	
------------	--	------	--	--------------	--

日常生活の状況について

(該当する項目に○印)

調査項目	状 態				
	I	II	III	IV	V
歩 行	①普通に歩ける	②一人で歩けるが、遠方までは難しい	③補助者・用具があれば歩ける	④歩けない	
歩行時の補助用具	①なし		②杖・手押し車	③車いす	④その他
立 位	①普通にできる	②何とか自分で立ち上がる	③物につかまるあるいは介助があれば立ち上がる	④不能	
視 力	①よく見える	②細かい字は読めない	③ほとんど見えない	④全盲	
聴 力	①よく聞こえる	②大きな声なら聞こえる	③ほとんど聞こえない	④全く聞こえない	
言 語	①普通にしゃべれる	②やや不自由	③不自由		
認知症状	①なし		②あり(軽度)	③あり(中度)	④あり(重度)

※認知症状の判定基準

- 1) 軽度：何らかの症状を有するが、日常生活は家庭内、社会的にほぼ自立している。
- 2) 中度：日常生活に支障を来すような症状、行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- 3) 重度：日常生活に支障を来すような症状、行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られる。常に介護を要する。

井原市災害時等避難行動支援個人情報取扱誓約書

井原市長 殿

私は、井原市及び避難行動要支援者から提供を受けた個人情報を災害時等支援活動以外には使用しません。

また、支援上知り得た個人の秘密事項について、他に漏らしません。

上記について、誓約します。

年 月 日

（ 署 名 ）

住 所

氏 名

Ⓜ

井原市災害時等避難行動要支援者個別プラン変更届出書

年 月 日

井原市長 殿

次のとおり災害時避難行動要支援者個別プランについて、下記のとおり変更したいので届け出ます。

フリガナ	
氏名	㊦
住所	〒 ー 井原市 町 番地
電話番号	

*変更となる箇所のみご記入ください。

特記事項 ※災害時の避難支援を円滑にするため知らせておきたいこと		例：目が不自由、車いすを使用している、危険通報指示を察知できないなど		
かかりつけ医療機関		家族構成		人世帯
介護サービス利用機関		緊急通報装置の設置		有・無
緊急時の連絡先 (親族等)	続柄	氏名	住所	電話番号
避難支援者	続柄	氏名	住所	電話番号

担当民生委員		電話番号		最寄りの避難場所	
--------	--	------	--	----------	--

井原市災害時等避難行動要支援者登録廃止届

年 月 日

井原市長 殿

届出者

住 所

氏 名

㊟

次のとおり、井原市災害時等避難行動要支援者の登録を廃止したいので、届け出ます。

フリガナ		性別	男 ・ 女
氏 名			
住 所	〒 ー 井原市 町 番地		
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	地域支援 組織名	
電話番号			

廃止の理由 :

第 1 3 章 様式集

第 1 罹災者台帳

罹災区分	洪水・土砂・火災・事故・その他					(表 面)	
整理番号	第 号						
罹災者	住 所						
	氏 名		職 業				
罹災事項	災害の原因						
	罹災年月日	年 月 日 時 分					
	罹災場所						
	罹災状況	住宅					
		その他					
		家財					
		生命					
その他							
世帯人員	氏 名	続 柄	性 別	年 齢	学 年	摘 要	

(注)

- (1) 本台帳の大きさはA4とする。
- (2) 罹災者住所・職業・氏名欄の氏名は、世帯主名を記載
- (3) 負傷者等についてはそれぞれの氏名欄の摘要に記載

第2 罹災証明書

様式第4号

(表面)

整理番号
第 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所						
世帯主氏名						
罹災世帯 構成員	氏名	続柄	性別	年齢	学年	摘要

罹災原因	年 月 日 の による
------	-------------

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	
浸水等の区分	
被災住家の所有区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害

所在地		
被害の 種別と内容	非住家	
	家財	
	人的	
	その他	

上記のとおり、罹災したことを証明する。

年 月 日

井原市長

第2 罹災証明書

様式第5号

(表 面)

整 理 番 号
第 号

罹 災 証 明 書 (事業者用)

事業所住所			
事業所名			
代表者の職・氏名		業種	

罹災原因	年 月 日 の	による
------	---------	-----

罹災場所の所在地		
罹災状況	建物	
	設備	
	材料	
	製品	
	その他	

上記のとおり、罹災したことを証明する。

年 月 日

井原市長

第2 罹災証明書

(裏面)

年 月 日	援 護 状 況 等	認印
注 意	1. 救援物資の受領にあつては、本証明書の提示をしないと支給されません。 2. 物資等を受領したときは「援護状況等」の記載を確認して下さい。	

第3 仮罹災証明書

仮 罹 災 証 明 書					
第	号				
罹災者住所					
世帯主氏名					
1. 罹災の種別					
2. 被害の状況					
3. 世帯員					
名					
内					
	大人	男	名	女	名
	小人	男	名	女	名
	乳児		名		
4. その他					
上記のとおり罹災したことを証明する。					
年 月 日					
井原市長				印	
注意事項					
1. この証明書は、 月 日 時に において					
本証明書と切り替えますから必ず持参してください。					
2. この証明書では、救助用の物資の支給その他援助は受けられませんから、必ず					
本証明書に切り替えてください。					

(注)

1. この証明書の大きさはA4とする
2. 記載事項のうち、内容が明確でないときは、判明事項のみ記載し、他は斜線で抹消する

第4 救助日誌

報告機関				受信機関				
発信者				受信者				
報告期限 月 日 時現在				発受時間 月 日 時 分				
避難所開設	開設期間	開設日時 閉鎖予定日	日 時 月 日	必需品 被服寝具生活 給与	県より受入れまたは 前日よりの繰越量 点			
	既存建物	箇所数 収容人員	カ所 人		本日 支給	全滅失世帯数()世帯 点		
	野外施設	箇所数 収容人員	カ所 人			半失、床上 浸水世帯数 ()世帯 点		
					翌日への繰越量 点			
炊き出し	炊出期間	開始年月		医療 助産 救助	医療班	医療班出動数		コ班
		終了予定日				救助地区		
	炊出箇所数 カ所				診療 者数	医療 助産	人	
	炊出 人員	朝	人				人	
		昼	人		カ所			
		夕	人		人			
計			人		カ所			
給水	供給地区数		地区	罹災 救出	救出地区			
	供給実人員		人		救出した人員 人			
	供給水量		m ²		今後救出を要する人員 人			
	給水開始月日		月 日		救出終了予定月日 月 日			
	期間終了予定日		月 日		救出の方法			
	給水方法							
学用品 支給	県より受入れまたは 前日よりの繰越量 点				死 体 の 処 理	死亡原因別人員		
	本日 支給	小学生	全失世帯 ()人 点	体				
			半失(床上 浸水)世帯 ()人 点	体				
	中学生	中学生	全失世帯 ()人 点	カ所				
			半失(床上 浸水)世帯 ()人 点	カ所				
	翌日への繰越量 点					死体処理機関		
						今後死体処理を要 する死体 体		
						死体処理終了予定 月 日 月 日		

埋葬救助	前日までの埋葬	体	障害物の除去	障害物除去を要する戸数	戸	
	本日埋葬	大人		体	本日除去した戸数	(計戸) 戸
		小人		体		
		計		体		
	翌日以降の要埋葬数	体		今後除去を要する戸数	戸	
	埋葬終了予定月日	月 日		障害物除去の終了予定月日	月 日	
捜索地区						
死体の捜索	捜索を要する死体	体	輸送	公用車使用	台	
	本日発見死体	体		借用車使用	台	
	今後の要捜索死体	体		救助の種類		
	捜索の方法		人夫	人夫雇用数	人	
	捜索終了予定月日	月 日		従事作業		
仮設住宅	着工月日 ()戸 月 日		備考	その他		
住宅	竣工月日 ()戸 月 日					
住宅修理	竣工月日 ()戸 月 日					

第5 避難所収容台帳

避難所名		(井原市)						
所在地								
月 日	収容人員	開設期間	物品使用状況		記 事	備 考	責任者 認印	
			品 名	数 量				
	人							

(注)

- 「収容人員」欄は当月の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は、「記事」欄に記入しておくこと
- 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること
- 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること

第6 避難所収容者名簿

井原市		避難所		平成 年 月									
世帯主		世帯 人員	収容状況										計
住 所	氏 名		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計													

(注)

- この名簿は、避難所開設後できる限り速やかに作成すること
- この名簿は、避難所の受付に備え付け、郵便物の受理、来訪者の応対等に利用すること
- 「収容状況欄」には、その日の収容人員数を記載すること
- 避難所単位に炊出しを配給するような場合においては、一時的に「炊出し配給者名簿」を兼ね、後日同帳簿に転記して差し支えないこと

第7 炊出し受給者名簿

井原市

炊出し場

責任者

世帯主 氏名	世帯 人員数	給 与 内 訳									合計	備考
		月 日			月 日			月 日				
		朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕		

(注)

- 1. 「朝」「昼」「夕」欄には、支給食数を記入すること
- 2. 他市町村の住民であるときは、その住所を「備考」欄に記入すること

第8 飲料水供給記録簿

井原市

供給年月日	供給地区	対象人員	給水用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者 (管理者)		

(注)

1. 「対象人員」は概数で記入して差し支えない
2. 給水機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に借上額を記入すること

第9 世帯構成員別被害状況

年 月 日

井原市

被害種別	世帯構成員数										合計	小学生	中学生
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上			
全焼 全壊													
流失													
半焼(壊) 床上浸水													

第10 救助用物資割当台帳

り災区分
(○印で囲む)

全失・半失

井原市

り災台帳 番号	住 所	世帯主 氏 名	世帯 人数	同左内訳				乳 幼 児	学 齢 児 童		物 資 名
				大 人		小 人			小 学 生	中 学 生	
				男	女	男	女				

(注)

1. 本台帳は、全失と半失(床上浸水を含む)に区分して作成すること
2. 物資名欄は、品種数に応じて適宜記入する

第11 物資給与及び受領簿

井原市

住家被害 程度区分		給与の基礎となった 世帯構成人員					
災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。 年 月 日 住 所 _____ 世帯主氏名 _____ 印							
給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

(注) 災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とする

第12 救助用物資及び災害義えん金品並びに学用品引継書

授	引継者機関名	職	氏名	印																
受	引継者機関名	職	氏名	印																
救助物資を次のとおり引き継ぎました。 記 1. 引継日時 2. 引継場所 3. 引継物資 次表のとおり																				
(車両番号)																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">物 資 名</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 15%;">輸 送 数 量</th> <th style="width: 15%;">引 継 数 量</th> <th style="width: 10%;">差 引 過 不 足</th> <th style="width: 20%;">過 不 足 を 生 じ た 理 由</th> <th style="width: 15%;">そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 300px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							物 資 名	単 位	輸 送 数 量	引 継 数 量	差 引 過 不 足	過 不 足 を 生 じ た 理 由	そ の 他							
物 資 名	単 位	輸 送 数 量	引 継 数 量	差 引 過 不 足	過 不 足 を 生 じ た 理 由	そ の 他														

(注) 本書は2通作成し、授受両機関とも保管する

第13 住宅災害報告書

			月		日現在		
			井原市				
区 分		記号	①全失戸数 (滅失戸数)	②半失戸数	③床上浸水 戸数	④一部破損 戸数	⑤備 考
被害 状況	災害救助基準		ア				
	公営住宅基準		イ				
災害 救助	応急仮設住宅建設		ウ				
	住宅応急修理		エ				
	障害物除去		オ				
	計		カ				
公営 住宅	災害公営住宅建設		キ				
	一般公営住宅建設		ク				
	既設公営住宅復旧		ケ				
	計		コ				
住 宅	公庫 融資	災害復旧住宅 建設補修資金	サ				
		一般個人住宅 災害特別資金	シ				
		小計	ス				
融 資	世帯 融資	低所得					
		世帯更生資金	セ				
		母子福祉資金	ソ				
	小計	タ					
計		チ					
既存 施設 収容	既存公営住宅入居		ツ				
	社会福祉施設収容		テ				
	計		ト				
合 計		ナ					

(裏面参照のこと)

(表面より)

(注)

1. 被害状況には、公営住宅の被害があるときは（ ）内書とする。
2. 被害状況の災害救助基準は、住宅等一般被害状況の戸数により、また公営住宅基準は「災害公営住宅の建設および入居」による基準によって調査した戸数（例、アパート1世帯1戸等）を記載する。
3. 各対策については、建設、補修等の予定計画数を該当する被害区分欄に記載する。
4. 災害公営住宅と一般公営住宅あるいは災害復旧住宅建設補修資金と一般個人住宅災害特別資金との区分が明確でないものについては{ }として一括記載する。
5. 社会福祉施設収容者については、備考欄に施設名（予定）を記載する。
6. 本報告は、災害発生後5日以内に報告する。なおとりあえず、電話によって、報告するときは次の順序による。
 - A ア、イ、ウ
 - B ア、イ、エ
 - C ・・・・

第14 応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設住宅番号	住 所	世帯主氏名	家族数	入 居 年 月 日	敷地区分	摘 要

(注)

1. 「応急仮設住宅番号」欄に応急仮設住宅に付した番号とし、また参考として設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成添付しておくこと
2. 「住所」欄は、り災前の住所を記入すること
3. 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めて人員数を記入すること
4. 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償別を明らかにしておくこと

第15 住宅応急修理記録簿

災害名

井原市

住 所	世帯主 氏 名	職 業	家族数	修理箇所概要	修理着工 年月日	修理完成 年月日	修理費	備 考

第16 障害物除去の状況記録簿

災害名

井原市

住家被害 程度区分	住 所	氏 名	職 業	家族数	除去を要すべき 状態の概要	除去に要した 期 間	金 額	備 考

第17 罹災救出状況記録簿

災害名

井原市

年月日	救出地区	救出人員	救出用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者 (管理者)氏名		

(注)

1. 救出用機械器具は借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

第18 救護または医療班に要した経費請求書

第 号
年 月 日

岡山県知事

殿

井原市長

印

救護班に要した経費請求書の提出について

災害の医療班派遣に要した諸経費の下記請求書を関係書類を添えて提出します。

記

1. 救護班員派遣旅費
2. 医薬品等消耗器材費
3. 医療器具修繕費
4. 自動車借上費
5. 自動車用消耗燃料費

添付書類

- (1) 救護班出動編成表
- (2) 救護班診療記録控
- (3) 救護班医薬品衛生材料使用記録控

(注)

1. 各請求書のうち旅費については岡山県職員の旅費請求用紙（但し日本赤十字社にあっては同社の規定による）により、その他は適宜の様式とする。
2. 医薬品等手持品については、救護班編成機関の請求とし、業者から購入し借上げ又は修繕した等の経費は業者の請求書を提出する。

第19 救護（医療）班出動編成表

救護（医療）班出動報告書					
医療班名			医療班所属		
職名・氏名			区 分	日 時	
班 長	医 師		出動日時		
			〇〇地区		
			〇〇地区		
班 員			解散日時		
			摘 要	(使用車輛の所属等)	
計		名			

第20 救護（医療）班診療記録

〇〇〇救護班

班長医師氏名

㊟

年 月 日	住 所	患者氏名	年令	病 名	措置概要	備 考

第21 救護（医療）班医薬品衛生材料使用簿

〇〇〇救護班

班長医師氏名

㊟

医薬品衛生材料名	単位呼称	単位	摘 要	受	払	残	備 考
							計 円 (残品返納)

第22 救護(医療)班の編成および活動記録

井原市

期 間	診療患者名死体検案数	班の編成	班長職氏名	備 考

第23 病院診療所医療実施状況

井原市

市 名	診 療 機 関 名	診療期間	診療機関		診療報 酬点数	金 額	備 考
			入 院	退 院			

第24 助産台帳

分べん者			分べんの 日時場所	助 産 機関名	期 間	金 額	備 考
住 所	氏 名	年令					

第25 被害状況報告書

第 号

井原市

電話の	受信者氏名		受信日時	年	月	日
場 合	送信者氏名		所属部局			
発生年月日	年	月	日	月	日	災害の 原因
被害の概況		発生患者数等			備考	
被害地区名						
全 戸 数						
全 壊						
半 壊						
流 失						
床上浸水						
床下浸水						
計						
その他の被害	被害率					
	井戸冠水 橋の流失 道路堰堤池の決壊					
人畜	死亡					
	負傷					
災害救助法の適用						
清潔方法						
消毒方法						
そ族昆虫駆除						
健康診断						
発生患者数	患者					
	擬似					
	保菌者					
	計					
	死者					

報告経路 …… 市 → 保健所 → 県本部

第26 死体搜索状況記録簿

井原市

年 月 日	搜索地区	搜索死体 (住所/氏名)	搜索用機械器具			金 額	備 考
			名 称	数 量	所有者(管理者) 氏 名		

(注)

1. 搜索用機械器具は、借上費の有無の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費「金額」欄に記入すること

第27 死体処理台帳

井原市

死亡 年月日	死亡 原因	死体発見の 日時/場所	死亡者		遺族			洗浄等の処置費			死体一時保存の場所 及び保存の期間	備 考
			住所 氏名	年齢	住所 氏名	年齢	死亡者との 関係	品名	数量	金額		

第28 埋葬台帳

井原市

死亡 年月日	死亡 原因	死体発見の 日時／場所	死亡者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考	
			住所 氏名	年齢	死亡者と の関係	住所 氏名	棺 (付属品含む)	埋葬または 火葬料	骨箱	計		

(注)

1. 埋葬を行ったものが市長であるときは、遺族の氏名を備考欄に記入しておくこと
2. 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨備考欄に明らかにしておくこと
3. 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨および金額を備考欄に記入しておくこと。

第29 防疫活動状況報告書

井原市

月 日	区 分	1 赤痢患者 発生数				2 前年同期 赤痢患者 発生数				3 清潔方法を行った戸数	4 消毒方法を行った戸数	5 そ族昆虫駆除を行った戸数	6 供給を受けた人数 感染症予防法による 給水を受けた人数	7 災害救助法による飲料水の 供給を受けた人数	8 集団避難所数	9 集団避難所の収容人員	10 備考
		真性	疑似	保菌者	死者	真性	疑似	保菌者	死者								
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																

報告経路 …… 市 → 保健所 → 県本部

第30 災害による生業資金貸付申請書

申請金額		円			※条件		金	※決定	
貸付期間					月賦				
申請者	氏名	(ふりがな)					円 あて	円 也	
		(年齢)			才				
	住所				(居住年数)				年
	本籍								
職業		月収		円	市民税額		円		
家族	続柄	氏名	年齢	職業	月収	住居への道順			
保証人	氏名			年齢		続柄			
	住所				居住年数		年		
	職業		月収	円	主な資産		円		
					主な負債		円		
	家族数			市民税額			円		
(注) ※印の箇所は記入しないこと									

資金の用途			
計 画 中 の 事 業	事業の種類		
	事業内容	経験ある事業	
	経営方法		
資 産 ・ 負 債	資 産		負 債
参考事項			
<p>災害による生業資金貸付規則による生業資金の貸付をうけたく申請します。 なお、借受の上は償還その他の義務について規則の規定に従うことを契約します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 印</p> <p>上記のものは、災害による生業資金貸付規則による生業資金の貸付申請をしておりますが、借受の上は償還その他の義務については同規則を誠実に厳守させることはもとより、万一本人において義務の不履行その他不都合な行為があるときは保証人においてその責に任じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>岡山県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">保証人 印</p>			

第31 災害による生業資金貸付申請に対する意見書

氏名	才	更生資金・生業資金・ その他国縣市等の資金 貸付の有無	
申請者欄	生業の場所		経験ある職業
	貸付を適当とする金額		申請者および家族の月収
	生活程度		市民税平均額
	資金の使途の適否 事業計画の適否		
	申請者および家族の人物信用風評		
保証人欄	氏名	才	居住年数
	月収		支出
	市民税額		居住地の市町村民税の平均額
	主な資産・負債の状況		
	信用・風評その他参考事項		
総評			
<p>上記のとおり意見書を提出します。</p> <p>年 月 日</p> <p>岡山県知事 殿</p> <p>井原市長 印</p>			

第32 災害による生業資金借用証書

借用金額	一金	円也
借用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	

上記のとおり正に借用し、金 円を受領しました。
 ついては、災害による生業資金貸付規則を堅く守り、相違なく償還します。

年 月 日

借受者住所

氏 名 印

右の者は、災害による生業資金貸付規則の規定に基づき生業資金の貸付を受けましたが償還については同規則の規定を誠実に厳守させることはもとより、万一本人において義務不履行その他不都合の行為があるときは保証人がその責に任じます。

年 月 日

保証人住所

氏 名 印

岡山県知事 殿

義えん金品受領書

No.

住 所

氏 名

殿

1. 現 金 ¥

2. 物 資

梱包

ただし、 災害の義えん金として上記のとおり受領しました。

年 月 日

機関名

取扱者

印

第36 被災教科書報告書

区 分				井原市立 小・中 学校				
教 科	学 年	発行所名	教科書 記号番号	教科書名	冊 数	単 価	金 額	備 考

(注)

1. 区分欄は次の二つに分けて作成する。

(ア) 適用被災

災害救助法による支給対象者分

(イ) 不適用

災害救助法適用地域ではあるが、住家の被害が適用基準に達しないもの及び災害救助法が適用ならなかった場合いわゆる私費負担分

2. 本報告書は県本部厚生班へ2部提出するものとする。

第37 割当品割当台帳

り災区分		割当物資名・数量							
番 号	学 年	児童・生徒氏名	保護者氏名						

(注)

1. り災区分は全失（全焼）（全壊）（流失）と半失（半焼）（半壊）（床上浸水）に区分して作成する

2. 学年別に記載し、必要に応じて学年別に別様とする

3. 災害救助法によらない教科書の斡旋分は、本様式による割当を省略し、様式第1号のり災者台帳の被災児童・生徒名簿を利用して差し支えない

学 用 品 給 与 券

被害区分

番 号

学校名

学年

組

児童
生徒 氏名

1. 支給物資 次表のとおり

2. 支給場所

3. 支給日時

井原市長

印

物 資 名	数 量	物 資 名	数 量

上記学用品を受領しました。

年 月 日

保護者
氏 名

印

第39 輸送記録簿

年月日	目的	輸送区間 区間距離	車輛等		輸送担当者	金額	備考
			種類	番号または 船機名			

(注)(1) 「目的」は主たる目的（または救助の種類名）を記入すること。

(2) 輸送担当者欄に車輛番号を記入すること。

(3) 借上車両による場合は、有無償の別を問わず記入すること。「金額」欄は輸送費または車輛等の借上費を記入すること。

第40 輸送明細書

従事会社名			会社住所		
車籍番号または 船（機）名			運転手		
出庫時間	帰庫時間	稼働時間	走行料	請求金額	備考